

## 第12編 下水道編

## 第12編 下水道編

## 第1章 下水道工事

## 第1章 下水道工事

## 第1節 適用

## 第1節 適用

## 1. 一般事項

本章は、下水道工事における開削工、排水工、立坑・人孔築造工、推進工、シールド工、管更生その他これらに類する工種について適用するものとする。

## 1. 一般事項

本章は、下水道工事における開削工、排水工、立坑・人孔築造工、推進工、シールド工、管更生その他これらに類する工種について適用するものとする。

## 2. 保安措置

受注者は、工事に先立ち、地下埋設物、地上工作物、地下水位及び地質状態等について、事前に調査し監督員に報告しなければならない。なお、支障物件がある場合は、監督員に報告し、当該管理者と協議のうえ保安上必要な措置を講じて事故防止を図らねばならない。

## 2. 保安措置

受注者は、工事に先立ち、地下埋設物、地上工作物、地下水位及び地質状態等について、事前に調査し監督員に報告しなければならない。なお、支障物件がある場合は、監督員に報告し、当該管理者と協議のうえ保安上必要な措置を講じて事故防止を図らねばならない。

## 3. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

## 3. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

## 第2節 適用すべき諸基準

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

日本下水道協会編 「下水道施設計画・設計指針と解説」 (2019年)

日本下水道協会編 「下水道施設計画・設計指針と解説」 (2019年)

日本下水道協会編 「下水道推進工法の指針と解説」 (2010年)

日本下水道協会編 「下水道推進工法の指針と解説」 (2010年)

土木学会編 「トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編・同解説〕」 (2016年)

土木学会編 「トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編・同解説〕」 (2016年)

日本下水道協会 規格

日本下水道協会 規格

「(J S W A S) シールド工用標準セグメント」 (2001年)

「(J S W A S) 下水道シールド工用標準セグメント」 (2024年)

日本下水道協会編 「下水道土木工事必携(案)」 (2021年)

日本下水道協会編 「下水道土木工事必携(案)」 (2021年)

※ただし、「下水道土木工事必携(案)」文中の『監督職員』は『監督員』と読み替えるものとする。

※ただし、「下水道土木工事必携(案)」文中の『監督職員』は『監督員』と読み替えるものとする。

日本下水道協会編 「管きよ更正工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー」

日本下水道協会編 「管きよ更正工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー」

## 第3節 開削工

## 第3節 開削工

## 1-3-1 一般事項

## 1-3-1 一般事項

## 1. ■■■■■■

本節は、開削工として管渠工その他これに類する工種について定めるものとする。

## 1. 適用範囲■

本節は、開削工として管渠工その他これに類する工種について定めるものとする。

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>1-3-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b><br/>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-3-3 矢板工</b><br/>矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>1-3-4 管渠工</b></p> <p><b>1. 管渠の施工</b><br/>受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工</b><br/>受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。</p> <p><b>3. 管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工</b><br/>受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。</p> <p><b>4. ソケット付の管の布設</b><br/>受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p><b>5. ■■■■■</b><br/>受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周辺にはコンクリート又は固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>6. 管の切断</b><br/>受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、受注者は取換えなければならない。</p> <p><b>7. 埋設表示シート</b><br/>協議により道路管理者から指示された場合は、管頂から30cmの位置に埋設しなければならない。</p> <p><b>⑧. ゴム輪接合</b><br/>接合にあたっては、受け口内面及び差し口外面の泥、ごみ等をふきとったうえで、潤滑剤を塗布し、テコ棒または挿入機を用いて、管軸を合わせて標線位置まで挿入する。切断した管を使用する場合は、差し口管端の面取りを行い、差込み標線をマジックインキ等で記入する。</p> | <p><b>1-3-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b><br/>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-3-3 矢板工</b><br/>矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。<b>開削工の矢板は、掘削深1.5m以上で施工する。ただし土質の状況により1.5m以下でも施工する。マンホール工の施工時は、4面矢板を施工する。</b></p> <p><b>1-3-4 管渠工</b></p> <p><b>1. 管渠の施工</b><br/>受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工</b><br/>受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。</p> <p><b>3. 管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工</b><br/>受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。</p> <p><b>4. ソケット付の管の布設</b><br/>受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p><b>5. 管の据付け及び管の周辺の施工■</b><br/>受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周辺にはコンクリート又は固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>6. 管の切断</b><br/>受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、受注者は取換えなければならない。</p> <p><b>⑦. 埋設表示シート</b><br/>協議により道路管理者から指示された場合は、管頂から30cmの位置に埋設しなければならない。</p> <p><b>⑧. ゴム輪接合</b><br/>接合にあたっては、受け口内面及び差し口外面の泥、ごみ等をふきとったうえで、潤滑剤を塗布し、テコ棒または挿入機を用いて、管軸を合わせて標線位置まで挿入する。切断した管を使用する場合は、差し口管端の面取りを行い、差込み標線をマジックインキ等で記入する。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）   |
|---|--|
| <p><b>1-3-5 現場打カルバート工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b><br/>受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b><br/>受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3. 海岸部での施工</b><br/>受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害対策を施し、施工しなければならない。</p> <p><b>4. 足場の施工</b><br/>受注者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。</p> <p><b>5. 目地材及び止水板の施工</b><br/>受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p>   | <p><b>1-3-5 現場打カルバート工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b><br/>受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b><br/>受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3. 海岸部での施工</b><br/>受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害対策を施し、施工しなければならない。</p> <p><b>4. 足場の施工</b><br/>受注者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。</p> <p><b>5. 目地材及び止水板の施工</b><br/>受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p>  |
| <p><b>1-3-6 プレキャストカルバート工</b></p> <p><b>1. ■■■■■■</b><br/>受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配によりがたい場合は監督員と協議のうえ指示による勾配で施工しなければならない。</p> <p><b>2. ■■■■■■</b><br/>受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。</p> <p><b>3. ■■■■■■</b><br/>受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>4. ■■■■■■</b><br/>受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。</p> <p><b>5. ■■■■■■</b><br/>受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損</p> | <p><b>1-3-6 プレキャストカルバート工</b></p> <p><b>1. 据付け勾配■</b><br/>受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配によりがたい場合は監督員と協議のうえ指示による勾配で施工しなければならない。</p> <p><b>2. プレキャストカルバート工の施工■</b><br/>受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。</p> <p><b>3. プレキャストボックスの縦締め施工■</b><br/>受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>4. プレキャストパイプの接合部の施工■</b><br/>受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。</p> <p><b>5. プレキャストパイプの切断方法■</b><br/>受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>傷させた場合は、取換えなければならない。</p> <p><b>1-3-7 ①建設発生土の利用について</b><br/>受注者は、建設発生土については、第1編2-3-3 2.盛土工の施工(4)の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p><b>第4節 排水工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b><br/>本節は、排水工としてウェルポイント排水及びディープウェル排水その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 排水設備の設置</b><br/>受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有する排水設備を設置するとともに、不測の出水などに対して、予備機を準備しておかなければならない。</p> <p><b>3. 湧水及び雨水</b><br/>受注者は、湧水及び雨水を掘削面に滞留しないよう水替を行わなければならない。</p> <p><b>4. 排水（1）</b><br/>受注者は、排水を沈砂槽に貯留させてから、最寄の水路、河川、海又は下水道管渠等へ当該管理者の許可を得て放流しなければならない。</p> <p><b>5. 排水（2）</b><br/>受注者は、排水に際して近くに適当な放流場所がない場合には監督員の承諾を得て、仮排水路等その他安全な方法により、排水を行わなければならない。</p> <p><b>1-4-2 ウェルポイント排水及びディープウェル排水</b></p> <p><b>1. ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工</b><br/>受注者は、ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工にあたって布設位置、ポンプ設備、排水設備等について、施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 排水による効果の調査</b><br/>受注者は、排水による効果を調査する必要がある場合、監督員の指示により観測井を設け、その記録を監督員に報告しなければならない。</p> <p><b>3. 施工管理、防護措置</b><br/>受注者は、排水に伴う近接構造物等への影響を防止するため、施工管理、防護措置を十分に行わなければならない。</p> <p><b>第5節 立坑・人孔築造工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b><br/>本節は、立坑・人孔築造工として立坑工及び人孔築造工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> | <p>傷させた場合は、取換えなければならない。</p> <p><b>1-3-7 ①建設発生土の利用について</b><br/>受注者は、建設発生土については、第1編2-3-3 2.盛土工の施工(4)の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p><b>第4節 排水工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b><br/>本節は、排水工としてウェルポイント排水及びディープウェル排水その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 排水設備の設置</b><br/>受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有する排水設備を設置するとともに、不測の出水などに対して、予備機を準備しておかなければならない。</p> <p><b>3. 湧水及び雨水</b><br/>受注者は、湧水及び雨水を掘削面に滞留しないよう水替を行わなければならない。</p> <p><b>4. 排水（1）</b><br/>受注者は、排水を沈砂槽に貯留させてから、最寄の水路、河川、海又は下水道管渠等へ当該管理者の許可を得て放流しなければならない。</p> <p><b>5. 排水（2）</b><br/>受注者は、排水に際して近くに適当な放流場所がない場合には監督員の承諾を得て、仮排水路等その他安全な方法により、排水を行わなければならない。</p> <p><b>1-4-2 ウェルポイント排水及びディープウェル排水</b></p> <p><b>1. ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工</b><br/>受注者は、ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工にあたって布設位置、ポンプ設備、排水設備等について、施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 排水による効果の調査</b><br/>受注者は、排水による効果を調査する必要がある場合、監督員の指示により観測井を設け、その記録を監督員に報告しなければならない。</p> <p><b>3. 施工管理、防護措置</b><br/>受注者は、排水に伴う近接構造物等への影響を防止するため、施工管理、防護措置を十分に行わなければならない。</p> <p><b>第5節 立坑・人孔築造工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b><br/>本節は、立坑・人孔築造工として立坑工及び人孔築造工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）  |
|--|---|
| <p><b>1-5-2 立坑工</b></p> <p><b>1. 立坑の構造</b></p> <p>受注者は、立坑の構造について、土質、土圧及び荷重条件等に基づく強度計算、施工方法を検討のうえ、施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-5-3 人孔築造工</b></p> <p><b>1. 人孔、ます等の据付接合</b></p> <p>受注者は、人孔、ます等を据付接合する場合、モルタルを敷均して据え付け、漏水しないよう目地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>2. ■■■■■■</b></p> <p>受注者は、設計に変更を伴う場合、<b>各個ごとに人孔の</b>施工計画図を提出し監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>3. 口環、縁塊等</b></p> <p>受注者は、口環、縁塊等を路面に合わせて据えなければならない。</p> <p><b>4. インパートの施工</b></p> <p>受注者は、インパートの施工にあたり、管取付部、底部、及び側壁からの漏水がないことを確認し、汚物が付着停滞しないよう滑らかに仕上げなければならない。</p> <p><b>5. 人孔周りの埋戻しの施工</b></p> <p>受注者は、人孔周りの埋戻しの施工にあたり、人孔を損傷しないように、均等、層状に締固めなければならない。</p> <p><b>第6節 推進工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、推進工として掘削、推進及び裏込工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-6-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1. 推進の施工計画</b></p> <p>受注者は、推進の施工計画にあたり、土質、外圧及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能、構造計算等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 管の押込み</b></p> <p>受注者は、管の押込みに先立ち、排水設備を講ずるとともに、押込みに耐えうる支圧壁並びに山留を施さなければならない。</p> <p><b>3. 確認</b></p> <p>受注者は、発進方向が定まったら、方向に変動がなく個々に異常がないことを確認して圧入を開始しなければならない。</p> <p><b>4. 貫入掘削</b></p> <p>受注者は、掘削を必ず貫入掘削とし、いかなる場合でも先掘りによる地盤の緩み、</p> | <p><b>1-5-2 立坑工</b></p> <p><b>1. 立坑の構造</b></p> <p>受注者は、立坑の構造について、土質、土圧及び荷重条件等に基づく強度計算、施工方法を検討のうえ、施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-5-3 人孔築造工</b></p> <p><b>1. 人孔、ます等の据付接合</b></p> <p>受注者は、人孔、ます等を据付接合する場合、モルタルを敷均して据え付け、漏水しないよう目地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>②. 設計変更時の対応■</b></p> <p>受注者は、設計の変更を伴う場合、<b>各人孔ごとに</b>施工計画図を提出し監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>3. 口環、縁塊等</b></p> <p>受注者は、口環、縁塊等を路面に合わせて据えなければならない。</p> <p><b>4. インパートの施工</b></p> <p>受注者は、インパートの施工にあたり、管取付部、底部、及び側壁からの漏水がないことを確認し、汚物が付着停滞しないよう滑らかに仕上げなければならない。</p> <p><b>5. 人孔周りの埋戻しの施工</b></p> <p>受注者は、人孔周りの埋戻しの施工にあたり、人孔を損傷しないように、均等、層状に締固めなければならない。</p> <p><b>第6節 推進工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、推進工として掘削、推進及び裏込工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-6-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1. 推進の施工計画</b></p> <p>受注者は、推進の施工計画にあたり、土質、外圧及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能、構造計算等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 管の押込み</b></p> <p>受注者は、管の押込みに先立ち、排水設備を講ずるとともに、押込みに耐えうる支圧壁並びに山留を施さなければならない。</p> <p><b>3. 確認</b></p> <p>受注者は、発進方向が定まったら、方向に変動がなく個々に異常がないことを確認して圧入を開始しなければならない。</p> <p><b>4. 貫入掘削</b></p> <p>受注者は、掘削を必ず貫入掘削とし、いかなる場合でも先掘りによる地盤の緩み、</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>沈下あるいは陥没をおこしてはならない。</p> <p><b>5. 技術者</b><br/>受注者は、切羽の状況、排土量等を常に把握して、熟練した技術者によって掘削機の操作を行わなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b><br/>受注者は、掘削中長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、切羽面保持のため、必ず安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. 地上工作物、地下埋設物等への注意</b><br/>受注者は、掘進中地上工作物、地下埋設物及び道路舗装に支障を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 管の接合部</b><br/>受注者は、管の接合部において止水に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>1-6-3 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b><br/>受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に施工計画書を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 作業終了後の注意</b><br/>受注者は、裏込注入を推進作業終了後、直ちに施工しなければならない。その場合、管体に偏圧を生じさせてはならない。</p> <p><b>1-6-4 調査及び測定</b></p> <p><b>1. 管の据付埋込</b><br/>受注者は、管の据付埋込にあたり、設計図書のとおり常に中心線及び勾配に注意し、誤差を生じないように推進用管を一本推進するごとに中心線及び水準測量を実施しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b><br/>受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. ■■■■■■</b><br/>受注者は、推進にあたって地上に沈下測点を設け、推進前後及び推進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定する頻度、方法、道路沈下が生じたときの対策、報告の頻度等を施工計画書に記載し、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>4. 沈下量の測定</b><br/>受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定し監督員に報告しなければならない。</p> | <p>沈下あるいは陥没をおこしてはならない。</p> <p><b>5. 技術者</b><br/>受注者は、切羽の状況、排土量等を常に把握して、熟練した技術者によって掘削機の操作を行わなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b><br/>受注者は、掘削中長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、切羽面保持のため、必ず安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. 地上工作物、地下埋設物等への注意</b><br/>受注者は、掘進中地上工作物、地下埋設物及び道路舗装に支障を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 管の接合部</b><br/>受注者は、管の接合部において止水に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>1-6-3 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b><br/>受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に施工計画書を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 作業終了後の注意</b><br/>受注者は、裏込注入を推進作業終了後、直ちに施工しなければならない。その場合、管体に偏圧を生じさせてはならない。</p> <p><b>1-6-4 調査及び測定</b></p> <p><b>1. 管の据付埋込</b><br/>受注者は、管の据付埋込にあたり、設計図書のとおり常に中心線及び勾配に注意し、誤差を生じないように推進用管を一本推進するごとに中心線及び水準測量を実施しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b><br/>受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. 沈下量の測定</b><br/>受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定し監督員に報告しなければならない。</p> <p><b>④. 沈下量への事前対応■</b><br/>受注者は、沈下量の測定について、沈下量を測定する頻度、方法、道路沈下が生じたときの対策、報告の頻度等を施工計画書に記載し、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>5. 沈下、陥没等の防止</b></p> <p>受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、推進工の着手前及び完了後、空洞調査（電磁波または同等以上の調査方法）を実施し、監督員に報告しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完成後発注者は、静岡市建設工事執行規則により、契約不適合責任期間内に異常が発見されれば、直ちに受注者に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第7節 シールド工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、シールド工として掘削、推進、一次覆工、裏込工及び二次覆工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-7-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1. シールドの施工計画</b></p> <p>受注者は、シールドの施工計画にあたり、土質、外圧及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造を有した設備とし、その製作図、諸機能、構造計算書等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. シールド機の据付</b></p> <p>受注者は、シールド機を定位置に正確に据付け、監督員の承諾を得た後、掘削作業に着手しなければならない。</p> <p><b>3. 安全確認</b></p> <p>受注者は、掘進について地質に応じてその方法順序等を検討し、安全を確認したうえで施工しなければならない。</p> <p><b>4. 排水、換気、漏電、照明等への注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、常に坑内の排水、換気、漏電、照明等に注意し、現場の状況に応じてこれら必要な設備を施さなければならない。</p> <p><b>5. 掘進中の注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、管の先端部周辺地山を緩めないよう注意して進めなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b></p> <p>受注者は、掘進中、長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、切羽面保持のため安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. シールド機の運転操作</b></p> <p>受注者は、シールド機の運転操作にあたり、専任技術者を定め、監督員に報告するものとする。専任技術者以外に運転操作をさせてはならない。</p> <p><b>8. 密閉式シールド</b></p> <p>受注者は、密閉式シールドの場合、土質、地下水圧等の変化を常に監視し、その変化に応じて送泥量、泥水圧等の調整を行い、地表面の沈下、噴発等の防止を計らなければならない。</p> | <p><b>5. 沈下、陥没等の防止</b></p> <p>受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、推進工の着手前及び完了後、空洞調査（電磁波または同等以上の調査方法）を実施し、監督員に報告しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完成後発注者は、静岡市建設工事執行規則により、契約不適合責任期間内に異常が発見されれば、直ちに受注者に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第7節 シールド工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、シールド工として掘削、推進、一次覆工、裏込工及び二次覆工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-7-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1. シールドの施工計画</b></p> <p>受注者は、シールドの施工計画にあたり、土質、外圧及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造を有した設備とし、その製作図、諸機能、構造計算書等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. シールド機の据付</b></p> <p>受注者は、シールド機を定位置に正確に据付け、監督員の承諾を得た後、掘削作業に着手しなければならない。</p> <p><b>3. 安全確認</b></p> <p>受注者は、掘進について地質に応じてその方法順序等を検討し、安全を確認したうえで施工しなければならない。</p> <p><b>4. 排水、換気、漏電、照明等への注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、常に坑内の排水、換気、漏電、照明等に注意し、現場の状況に応じてこれら必要な設備を施さなければならない。</p> <p><b>5. 掘進中の注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、管の先端部周辺地山を緩めないよう注意して進めなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b></p> <p>受注者は、掘進中、長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、切羽面保持のため安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. シールド機の運転操作</b></p> <p>受注者は、シールド機の運転操作にあたり、専任技術者を定め、監督員に報告するものとする。専任技術者以外に運転操作をさせてはならない。</p> <p><b>8. 密閉式シールド</b></p> <p>受注者は、密閉式シールドの場合、土質、地下水圧等の変化を常に監視し、その変化に応じて送泥量、泥水圧等の調整を行い、地表面の沈下、噴発等の防止を計らなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-7-3 一次覆工</b></p> <p><b>1. セグメントの組立て</b><br/>受注者は、セグメントを1ストローク掘進するごとに直ちに組立てなければならない。</p> <p><b>2. セグメントの清浄及び止水</b><br/>受注者は、セグメントを組立前に清浄するとともに、組立に際しては、特にセグメント継手面に密着するようシール材を施し、止水をしなければならない。</p> <p><b>3. セグメントの取扱い</b><br/>受注者は、セグメントを変形及び破損しないように取扱い、運搬中及び組立中に変形及び破損が認められたものを使用してはならない。</p> <p><b>4. ボルト孔</b><br/>受注者は、ボルト孔について目違いのないように調整し、ボルト全数を締め付けなければならない。また、シールド掘進により生ずるボルトのゆるみは、必ず締め直さなければならない。</p> <p><b>5. セグメントの継手位置</b><br/>受注者は、セグメントの掘進方向における継手位置は、必ず交互に組立てなければならない。</p> | <p><b>1-7-3 一次覆工</b></p> <p><b>1. セグメントの組立て</b><br/>受注者は、セグメントを1ストローク掘進するごとに直ちに組立てなければならない。</p> <p><b>2. セグメントの清浄及び止水</b><br/>受注者は、セグメントを組立前に清浄するとともに、組立に際しては、特にセグメント継手面に密着するようシール材を施し、止水をしなければならない。</p> <p><b>3. セグメントの取扱い</b><br/>受注者は、セグメントを変形及び破損しないように取扱い、運搬中及び組立中に変形及び破損が認められたものを使用してはならない。</p> <p><b>4. ボルト孔</b><br/>受注者は、ボルト孔について目違いのないように調整し、ボルト全数を締め付けなければならない。また、シールド掘進により生ずるボルトのゆるみは、必ず締め直さなければならない。</p> <p><b>5. セグメントの継手位置</b><br/>受注者は、セグメントの掘進方向における継手位置は、必ず交互に組立てなければならない。</p> |
| <p><b>1-7-4 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入（1）</b><br/>受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に施工計画書を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込注入（2）</b><br/>受注者は、裏込注入を1ストローク推進するごとに行い、管体に偏圧が生じないように、下方より上方に向かって左右対称に行うとともに、低圧により一次覆工背面の隅々までゆきわたるようにしなければならない。</p>   | <p><b>1-7-4 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入（1）</b><br/>受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に施工計画書を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込注入（2）</b><br/>受注者は、裏込注入を1ストローク推進するごとに行い、管体に偏圧が生じないように、下方より上方に向かって左右対称に行うとともに、低圧により一次覆工背面の隅々までゆきわたるようにしなければならない。</p>   |
| <p><b>1-7-5 二次覆工</b></p> <p><b>1. 覆工コンクリート打設</b><br/>受注者は、覆工コンクリート打設に使用する型枠、支保工について、製作図を作成して監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. セグメントの継手位置</b><br/>受注者は、セグメントの継手位置と覆工コンクリートの打継目を重ねてはならない。</p> <p><b>3. 事前処置</b><br/>受注者は、覆工コンクリート打設に先立ってセグメントのボルトの締め具合を点検し、漏水を完全に止め、水洗清掃を行って付着物を除去しなければならない。</p> <p><b>4. 覆工コンクリート打設</b><br/>受注者は、覆工コンクリート打設にあたり、一区画連続して行い、区画内に打継目</p>   | <p><b>1-7-5 二次覆工</b></p> <p><b>1. 覆工コンクリート打設</b><br/>受注者は、覆工コンクリート打設に使用する型枠、支保工について、製作図を作成して監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. セグメントの継手位置</b><br/>受注者は、セグメントの継手位置と覆工コンクリートの打継目を重ねてはならない。</p> <p><b>3. 事前処置</b><br/>受注者は、覆工コンクリート打設に先立ってセグメントのボルトの締め具合を点検し、漏水を完全に止め、水洗清掃を行って付着物を除去しなければならない。</p> <p><b>4. 覆工コンクリート打設</b><br/>受注者は、覆工コンクリート打設にあたり、一区画連続して行い、区画内に打継目</p>   |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>を作ってはならない。</p> <p><b>5. 型枠の取り外し</b><br/>受注者は、打設コンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取り外してはならない。</p> <p><b>6. 二次覆工の施工</b><br/>受注者は、二次覆工の施工に関し、設計図書によりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-7-6 調査及び測定</b></p> <p><b>1. 外圧の測定</b><br/>受注者は、セグメント及びシールドにかかる外圧の測定を監督員が指示した場合、その結果を報告しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b><br/>受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. 監視人</b><br/>受注者は、掘進中は各種ジャッキ、山留等を監視し、シールドの掘進推力等の記録を保管し、監督員が提示を求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p><b>4. ■■■■■■</b><br/>受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定する頻度、方法、道路沈下が生じたときの対策、報告の頻度等を施工計画書に記載し、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>5. 沈下量の測定</b><br/>受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定し監督員に報告しなければならない。</p> <p><b>6. 坑内測量</b><br/>受注者は、掘進中のシールドの蛇行及び回転の傾向をなるべく早期に把握するため、少なくとも1日1回、必ず坑内測量を行わなければならない。</p> <p><b>7. 中心線の偏位チェック</b><br/>受注者は、監督員が必要と認めた場合、坑内測量の外に地表のシールド基線から計測管を降ろし中心線の偏位チェックを行わなければならない。</p> <p><b>8. 沈下、陥没等の防止</b><br/>受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、掘進工の着手前及び完了後、空洞調査（電磁波または同等以上の調査方法）を実施し、監督員に報告しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完</p> | <p>を作ってはならない。</p> <p><b>5. 型枠の取り外し</b><br/>受注者は、打設コンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取り外してはならない。</p> <p><b>6. 二次覆工の施工</b><br/>受注者は、二次覆工の施工に関し、設計図書によりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-7-6 調査及び測定</b></p> <p><b>1. 外圧の測定</b><br/>受注者は、セグメント及びシールドにかかる外圧の測定を監督員が指示した場合、その結果を報告しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b><br/>受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. 監視人</b><br/>受注者は、掘進中は各種ジャッキ、山留等を監視し、シールドの掘進推力等の記録を保管し、監督員が提示を求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p><b>4. 沈下量の測定</b><br/>受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定し監督員に報告しなければならない。</p> <p><b>⑤. 沈下量への事前対応■</b><br/>受注者は、沈下量の測定について、沈下量を測定する頻度、方法、道路沈下が生じたときの対策、報告の頻度等を施工計画書に記載し、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>6. 坑内測量</b><br/>受注者は、掘進中のシールドの蛇行及び回転の傾向をなるべく早期に把握するため、少なくとも1日1回、必ず坑内測量を行わなければならない。</p> <p><b>7. 中心線の偏位チェック</b><br/>受注者は、監督員が必要と認めた場合、坑内測量の外に地表のシールド基線から計測管を降ろし中心線の偏位チェックを行わなければならない。</p> <p><b>8. 沈下、陥没等の防止</b><br/>受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、掘進工の着手前及び完了後、空洞調査（電磁波または同等以上の調査方法）を実施し、監督員に報告しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）  |
|--|---|
| <p>成後発注者は、静岡市建設工事執行規則により、契約不適合責任期間内に異常が発見されれば、直ちに受注者に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第8節 その他</b></p> <p><b>1. 腕章の着用</b><br/>現場代理人、主任技術者又は監理技術者等現場に従事する責任者は、腕章を着用しなければならない。</p> <p><b>2. 安全管理パトロールの実施</b><br/>受注者は、工事期間中、休日を除く毎日安全管理パトロールを実施し、その要領は監督員が指示するものとする。</p> <p><b>3. 工事完成検査終了後の異常処置</b><br/>受注者は、道路陥没等の異常に対応するよう引き渡し日から2年間は、パトロールにて現状を把握し、異常があった場合は、発注者と協議し、速やかに措置をするものとする。</p> <p><b>4. パトロールの実施</b><br/>推進又はシールド路線においては、完成後2年間、月1回工事施工路線のパトロールを実施し、発注者の指定する報告書を提出しなければならない。報告書の提出は毎月第2月曜日とする。</p> <p><b>5. 私設排水管・農業用水管等の撤去・取り壊し</b><br/>受注者は、掘削時に露出した私設排水管（下水・雨水）又は農業用水管等を、一時撤去若しくは取り壊した場合、現状に復旧するとともにその箇所の所有者の住所、氏名、現況構造物の形状寸法を図式化し、写真に表して完成後10年間保存するものとし、苦情等に対応できるようにすること。</p> <p><b>6. 取付管位置決定の調査</b><br/>受注者は、本工事により供用開始となる受益者の取付管位置決定の調査に協力し、「公共下水道取付管等設置承諾書」に必要事項を記入したものを提出しなければならない。</p> <p><b>7. 書類の提出</b><br/>受注者は、精算図データ、精算図面及びその他資料等を作成し、完成検査後、1ヶ月以内に提出すること。</p> <p><b>8. 警報等発令時の現場管理の実施</b><br/>受注者は、大雨、洪水警報や特別警報発令時及び解除時に、それぞれ現場パトロールを実施し、発注者の指定する様式で速やかに報告しなければならない。</p> <p><b>9. 下水道建設工事標準図について</b><br/>受注者は、設計書に添付する下水道建設工事標準図を使用すること。</p> | <p>成後発注者は、静岡市建設工事執行規則により、契約不適合責任期間内に異常が発見されれば、直ちに受注者に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第8節 その他</b></p> <p><b>①. 腕章の着用</b><br/>現場代理人、主任技術者又は監理技術者等現場に従事する責任者は、腕章を着用しなければならない。腕章は、受注者が用意するものとする。</p> <p><b>②. 安全管理パトロールの実施</b><br/>受注者は、工事期間中、休日を除く毎日安全管理パトロールを実施し、その要領は監督員が指示するものとする。</p> <p><b>③. 工事完成検査終了後の異常処置</b><br/>受注者は、道路陥没等の異常に対応するよう引き渡し日から2年間は、パトロールにて現状を把握し、異常があった場合は、発注者と協議し、速やかに措置をするものとする。</p> <p><b>④. パトロールの実施</b><br/>推進又はシールド路線においては、完成後2年間、月1回工事施工路線のパトロールを実施し、発注者の指定する報告書を毎月提出しなければならない。</p> <p><b>⑤. 私設排水管・農業用水管等の撤去・取り壊し</b><br/>受注者は、掘削時に露出した私設排水管（下水・雨水）又は農業用水管等を、一時撤去若しくは取り壊した場合、現状に復旧するとともにその箇所の所有者の住所、氏名、現況構造物の形状寸法を図式化し、写真に表して完成後10年間保存するものとし、苦情等に対応できるようにすること。</p> <p><b>⑥. 取付管位置決定の調査</b><br/>受注者は、本工事により供用開始となる受益者の取付管位置決定の調査に協力し、「公共下水道取付管等設置承諾書」に必要事項を記入したものを提出しなければならない。</p> <p><b>⑦. 書類の提出</b><br/>受注者は、精算図データ、精算図面及びその他資料等を作成し、完成検査後、1ヶ月以内に提出すること。</p> <p><b>⑧. 警報等発令時の現場管理の実施</b><br/>受注者は、大雨警報等発令時及び解除時に、それぞれ現場パトロールを実施し、発注者の指定する様式で速やかに報告しなければならない。</p> <p><b>⑨. 下水道建設工事標準図について</b><br/>受注者は、設計書に添付する下水道建設工事標準図を使用すること。</p> |

## 第13編 港湾・漁港編

## 第1章 一般施工

## 第1節 適用

## 1. 適用の範囲

本章は、港湾・漁港工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

## 2. 規定

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編及び第3編第1章の規定によるものとする。

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

|              |                         |                      |
|--------------|-------------------------|----------------------|
| 日本港湾協会       | 港湾の施設の技術上の基準・同解説        | (平成30年5月)            |
| 国土交通省        | ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について | (平成15年9月25日国総環計第65号) |
| (社)全国漁港漁場協会  | 漁港・漁場の施設の設計参考図書         | (2023年版)             |
| 全国海岸協会       | 海岸保全施設の技術上の基準・同基準       | (平成30年8月)            |
| (公社)全国漁港漁場協会 | 漁港海岸事業設計の手引             | (令和2年度版)             |

## 第3節 共通の工種

## 1-3-1 工種の定め

本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

## 1-3-2 共通事項

## 1. ポンプ浚渫

(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、

## 第13編 港湾・漁港編

## 第1章 一般施工

## 第1節 適用

## 1. 適用の範囲

本章は、港湾・漁港工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

## 2. 規定

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編及び第3編第1章の規定によるものとする。

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

|              |                         |                      |
|--------------|-------------------------|----------------------|
| 日本港湾協会       | 港湾の施設の技術上の基準・同解説        | (平成30年5月)            |
| 国土交通省        | ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について | (平成15年9月25日国総環計第65号) |
| (社)全国漁港漁場協会  | 漁港・漁場の施設の設計参考図書         | (2023年版)             |
| 全国海岸協会       | 海岸保全施設の技術上の基準・同基準       | (平成30年8月)            |
| (公社)全国漁港漁場協会 | 漁港海岸事業設計の手引             | (令和6年度版)             |

## 第3節 共通の工種

## 1-3-1 工種の定め

本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

## 1-3-2 共通事項

## 1. ポンプ浚渫

(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 排砂管設備</b></p> <p>(1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。</p> <p><b>3. グラブ浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>4. 土運船運搬</b></p> <p>(1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 硬土盤浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> | <p>効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 排砂管設備</b></p> <p>(1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。</p> <p><b>3. グラブ浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>4. 土運船運搬</b></p> <p>(1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 硬土盤浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>6. 砕岩浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>7. バックホウ浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>8. パージアンローダ揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>9. 空気圧送揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>10. リクレーマ揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>11. バックホウ揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければなら</p> | <p><b>6. 砕岩浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>7. バックホウ浚渫</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>8. パージアンローダ揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>9. 空気圧送揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>10. リクレーマ揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>11. バックホウ揚土</b></p> <p>(1) 受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければなら</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>ない。なお、設計図書に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>12. 盛上土砂撤去</b></p> <p>(1) 海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>13. 敷砂</b></p> <p>(1) 海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。</p> <p>(2) 海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。</p> <p><b>14. 敷砂均し</b></p> <p>受注者は、砂を設計図書に定める区域内に平均に仕上げなければならない。</p> <p><b>15. 先行掘削</b></p> <p>受注者は、設計図書に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p><b>16. 下層路盤</b></p> <p>(1) 受注者は、下層路盤（粒状路盤）の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。</p> <p>③ 1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。</p> <p>④ 路盤の締固は、「JISA1210突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。</p> | <p>ない。なお、設計図書に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。</p> <p><b>12. 盛上土砂撤去</b></p> <p>(1) 海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>13. 敷砂</b></p> <p>(1) 海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。</p> <p>(2) 海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。</p> <p><b>14. 敷砂均し</b></p> <p>受注者は、砂を設計図書に定める区域内に平均に仕上げなければならない。</p> <p><b>15. 先行掘削</b></p> <p>受注者は、設計図書に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p><b>16. 下層路盤</b></p> <p>(1) 受注者は、下層路盤（粒状路盤）の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。</p> <p>③ 1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。</p> <p>④ 路盤の締固は、「JISA1210突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>⑤ 最終仕上げ面は、ブルーローリングを行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書の定めによりセメント安定処理路盤を施工するものとする。</p> <p><b>17. 上層路盤</b></p> <p>(1) 受注者は、上層路盤（粒度調整路盤）の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。</p> <p>③ 一層の計画仕上り厚さは、15cm以下としなければならない。</p> <p>④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E）」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書の定めによりセメント及び加熱アスファルト安定処理路盤を施工するものとする。</p> <p><b>18. 土砂掘削</b></p> <p>(1) 受注者は、掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>19. 土砂盛土</b></p> <p>(1) 受注者は、盛土の一層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E）」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めなければならない。また、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締め固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締め固めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなけれ</p> | <p>⑤ 最終仕上げ面は、ブルーローリングを行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書の定めによりセメント安定処理路盤を施工するものとする。</p> <p><b>17. 上層路盤</b></p> <p>(1) 受注者は、上層路盤（粒度調整路盤）の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。</p> <p>③ 一層の計画仕上り厚さは、15cmを標準として、敷均さなければならない。</p> <p>④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E）」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書の定めによりセメント及び加熱アスファルト安定処理路盤を施工するものとする。</p> <p><b>18. 土砂掘削</b></p> <p>(1) 受注者は、掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>19. 土砂盛土</b></p> <p>(1) 受注者は、盛土の一層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E）」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めなければならない。また、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締め固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締め固めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなけれ</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>ばならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>1-3-3 排砂管設備工</b></p> <p><b>1. 排砂管設備排砂管設備</b></p> <p>排砂管設備排砂管設備の施工については、第13編1-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-4 土運船運搬工</b></p> <p><b>1. 土運船運搬土運船運搬</b></p> <p>土運船運搬土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-5 揚土土捨工</b></p> <p><b>1. バージアンローダ揚土</b></p> <p>バージアンローダ揚土の施工については、第13編1-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 空気圧送揚土</b></p> <p>空気圧送揚土の施工については、第13編1-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>3. リクレーマ揚土</b></p> <p>リクレーマ揚土の施工については、第13編1-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>4. バックハウ揚土</b></p> <p>バックハウ揚土の施工については、第13編1-3-2、11. バックハウ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-6 圧密・排水工</b></p> <p><b>1. サンドドレーン</b></p> <p>(1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 打込機は、(7)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。</p> | <p>ばならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>1-3-3 排砂管設備工</b></p> <p><b>1. 排砂管設備排砂管設備</b></p> <p>排砂管設備排砂管設備の施工については、第13編1-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-4 土運船運搬工</b></p> <p><b>1. 土運船運搬土運船運搬</b></p> <p>土運船運搬土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-5 揚土土捨工</b></p> <p><b>1. バージアンローダ揚土</b></p> <p>バージアンローダ揚土の施工については、第13編1-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 空気圧送揚土</b></p> <p>空気圧送揚土の施工については、第13編1-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>3. リクレーマ揚土</b></p> <p>リクレーマ揚土の施工については、第13編1-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>4. バックハウ揚土</b></p> <p>バックハウ揚土の施工については、第13編1-3-2、11. バックハウ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-6 圧密・排水工</b></p> <p><b>1. サンドドレーン</b></p> <p>(1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 打込機は、(7)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① ケーシングパイプの先端深度の経時変化</p> <p>② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化</p> <p><b>2. 敷砂</b><br/>敷砂の施工については、第13編1-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 敷砂均し</b><br/>敷砂均しの施工については、第13編1-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。</p> <p><b>4. 載荷土砂</b><br/>(1) 受注者は、土砂を設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。<br/>(2) 施工高さ及び順序は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>5. ペーパードレーン</b><br/>(1) ドレーンの配置及び施工深度は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（7）に示す項目が記録されるものとする。<br/>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。<br/>(4) 受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。<br/>(5) 受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。<br/>(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。<br/>(7) 受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① マンドレルの先端深度の経時変化</p> <p>② ドレーン材の先端深度の経時変化</p> <p><b>6. グラベルマット</b><br/>(1) 受注者は、碎石を設計図書に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。</p> <p><b>7. グラベルドレーン</b><br/>(1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（8）に示す項目が記録されるものとする。<br/>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。<br/>(4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。</p> | <p>(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① ケーシングパイプの先端深度の経時変化</p> <p>② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化</p> <p><b>2. 敷砂</b><br/>敷砂の施工については、第13編1-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 敷砂均し</b><br/>敷砂均しの施工については、第13編1-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。</p> <p><b>4. 載荷土砂</b><br/>(1) 受注者は、土砂を設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。<br/>(2) 施工高さ及び順序は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>5. ペーパードレーン</b><br/>(1) ドレーンの配置及び施工深度は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（7）に示す項目が記録されるものとする。<br/>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。<br/>(4) 受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。<br/>(5) 受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。<br/>(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。<br/>(7) 受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① マンドレルの先端深度の経時変化</p> <p>② ドレーン材の先端深度の経時変化</p> <p><b>6. グラベルマット</b><br/>(1) 受注者は、碎石を設計図書に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。</p> <p><b>7. グラベルドレーン</b><br/>(1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（8）に示す項目が記録されるものとする。<br/>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。<br/>(4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>(5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) グラベルドレーンの施工により発生した土砂の処分をする場合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(8) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ケーシングパイプの先端深度の経時変化</li> <li>② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化</li> </ul>   | <p>(5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) グラベルドレーンの施工により発生した土砂の処分をする場合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(8) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ケーシングパイプの先端深度の経時変化</li> <li>② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化</li> </ul>   |
| <p><b>1-3-7 締固工</b></p>   | <p><b>1-3-7 締固工</b></p>   |
| <p><b>1. ロッドコンパクション</b></p>   | <p><b>1. ロッドコンパクション</b></p>   |
| <p>(1) ロッドの打込間隔、配置、ロッドの締固めストローク及び起振力等は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 打込機は、(5)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ロッド先端深度の経時変化</li> <li>② ロッドの貫入長及び引抜長</li> </ul>  | <p>(1) ロッドの打込間隔、配置、ロッドの締固めストローク及び起振力等は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 打込機は、(5)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ロッド先端深度の経時変化</li> <li>② ロッドの貫入長及び引抜長</li> </ul>  |
| <p><b>2. サンドコンパクションパイル</b></p>  | <p><b>2. サンドコンパクションパイル</b></p>  |
| <p>(1) 砂杭の施工範囲、置換率及び締固め度は、設計図書の定めによるものとする。なお、砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(10)に示す項目が記録されるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> | <p>(1) 砂杭の施工範囲、置換率及び締固め度は、設計図書の定めによるものとする。なお、砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(10)に示す項目が記録されるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>(8) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① ケーシングパイプの先端深度の経時変化</p> <p>② ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化</p> <p>(11) 地盤の盛上り量の測定</p> <p>① 受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(12) その他の試験等</p> <p>チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督員の指示によらなければならない。</p> <p><b>3. 盛上り土撤去</b></p> <p>盛上り土撤去の施工については、第13編1-3-2、12. 盛上り土撤去の規定によるものとする。</p> <p><b>4. 敷砂</b></p> <p>敷砂の施工については、第13編1-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。</p> <p><b>5. 敷砂均し</b></p> <p>敷砂均しの施工については、第13編1-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-8 固化工</b></p> <p><b>1. 深層混合処理杭</b></p> <p>(1) 固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 計量装置は、第1編3-5-4、1. 計量装置の規定によるものとする。</p> <p>(3) 材料の計量は、第1編3-5-4、2. 材料の計量の規定によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) 受注者は、設計図書の定めにより試験打ちを監督員の立会のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(6) 改良範囲、改良形状及び固化材添加量は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(7) 深層混合処理機は、(13) に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> | <p>(8) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① ケーシングパイプの先端深度の経時変化</p> <p>② ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化</p> <p>(11) 地盤の盛上り量の測定</p> <p>① 受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(12) その他の試験等</p> <p>チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督員の指示によらなければならない。</p> <p><b>3. 盛上り土撤去</b></p> <p>盛上り土撤去の施工については、第13編1-3-2、12. 盛上り土撤去の規定によるものとする。</p> <p><b>4. 敷砂</b></p> <p>敷砂の施工については、第13編1-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。</p> <p><b>5. 敷砂均し</b></p> <p>敷砂均しの施工については、第13編1-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-8 固化工</b></p> <p><b>1. 深層混合処理杭</b></p> <p>(1) 固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 計量装置は、第1編3-5-4、1. 計量装置の規定によるものとする。</p> <p>(3) 材料の計量は、第1編3-5-4、2. 材料の計量の規定によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) 受注者は、設計図書の定めにより試験打ちを監督員の立会のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(6) 改良範囲、改良形状及び固化材添加量は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(7) 深層混合処理機は、(13) に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>(9) 受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(10) 改良杭先端部の補強は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(11) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(12) 受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。</p> <p>① 接合面のラップ幅は、監督員の承諾を得るものとし、施工目地は、接円で施工しなければならない。</p> <p>② 改良杭間の接合は、24時間以内に施工しなければならない。ただし、遅硬セメントを使用する場合は、設計図書の定めによるものとする。なお、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>③ 不測の原因により施工が中断し、設計図書に定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① 固化材の各材料の計量値（吐出量からの換算値）</p> <p>② 処理機の先端深度の経時変化</p> <p>③ 攪拌軸の回転数の経時変化</p> <p>④ 攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化</p> <p>⑤ 処理機の昇降速度の経時変化</p> <p>⑥ 処理機の吊荷重の経時変化（着底タイプ、深層混合処理船の場合）</p> <p>⑦ 固化材の吐出量の経時変化</p> <p>⑧ 処理機先端の軌跡の経時変化（深層混合処理船の場合）</p> <p>(14) 地盤の盛上り量の測定</p> <p>① 受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(15) その他の試験等</p> <p>チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督員の指示によらなければならない。</p> <p><b>2. 盛上土砂撤去</b></p> <p>盛上土砂撤去の施工については、第13編1-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 敷砂</b></p> <p>敷砂の施工については、第13編1-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。</p> <p><b>4. 敷砂均し</b></p> <p>敷砂均しの施工については、第13編1-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。</p> | <p>(9) 受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(10) 改良杭先端部の補強は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(11) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(12) 受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。</p> <p>① 接合面のラップ幅は、監督員の承諾を得るものとし、施工目地は、接円で施工しなければならない。</p> <p>② 改良杭間の接合は、24時間以内に施工しなければならない。ただし、遅硬セメントを使用する場合は、設計図書の定めによるものとする。なお、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>③ 不測の原因により施工が中断し、設計図書に定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。</p> <p>① 固化材の各材料の計量値（吐出量からの換算値）</p> <p>② 処理機の先端深度の経時変化</p> <p>③ 攪拌軸の回転数の経時変化</p> <p>④ 攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化</p> <p>⑤ 処理機の昇降速度の経時変化</p> <p>⑥ 処理機の吊荷重の経時変化（着底タイプ、深層混合処理船の場合）</p> <p>⑦ 固化材の吐出量の経時変化</p> <p>⑧ 処理機先端の軌跡の経時変化（深層混合処理船の場合）</p> <p>(14) 地盤の盛上り量の測定</p> <p>① 受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(15) その他の試験等</p> <p>チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督員の指示によらなければならない。</p> <p><b>2. 盛上土砂撤去</b></p> <p>盛上土砂撤去の施工については、第13編1-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 敷砂</b></p> <p>敷砂の施工については、第13編1-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。</p> <p><b>4. 敷砂均し</b></p> <p>敷砂均しの施工については、第13編1-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>する。</p> <p><b>5. 事前混合処理</b></p> <p>(1) 固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 計量装置は、第1編3-5-4、1. 計量装置の規定によるものとする。</p> <p>(3) 材料の計量は、第1編3-5-4、2. 材料の計量の規定によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>6. 表層固化処理</b></p> <p>(1) 受注者は、表層固化処理に当り、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の進入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が500kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。</p> <p><b>7. 薬液注入工法</b></p> <p>(1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。</p> <p>1) 工法関係</p> <p>①注入圧 ②注入速度 ③注入順序 ④ステップ長</p> <p>2) 材料関係</p> <p>①材料（購入・流通経路等を含む）</p> <p>②ゲルタイム</p> <p>③配合</p> <p>(3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日国土交通省港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達）の規定による。</p> | <p>する。</p> <p><b>5. 事前混合処理</b></p> <p>(1) 固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 計量装置は、第1編3-5-4、1. 計量装置の規定によるものとする。</p> <p>(3) 材料の計量は、第1編3-5-4、2. 材料の計量の規定によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>6. 表層固化処理</b></p> <p>(1) 受注者は、表層固化処理に当り、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の進入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が500kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。</p> <p><b>7. 薬液注入工法</b></p> <p>(1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。</p> <p>1) 工法関係</p> <p>①注入圧 ②注入速度 ③注入順序 ④ステップ長</p> <p>2) 材料関係</p> <p>①材料（購入・流通経路等を含む）</p> <p>②ゲルタイム</p> <p>③配合</p> <p>(3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日国土交通省港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達）の規定による。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-3-9 洗掘防止工</b></p> <p><b>1. 洗掘防止</b></p> <p>(1) 受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。異常を発見したときは監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>① アスファルトマット50cm以上</p> <p>② 繊維系マット50cm以上</p> <p>③ 合成樹脂系マット30cm以上</p> <p>④ ゴムマット50cm以上</p> <p>(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) 洗掘防止マットの固定方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-3-10 中詰工</b></p> <p><b>1. 砂・石材等中詰</b></p> <p>(1) 受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつまらないように中詰材を投入しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、設計図書の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート中詰</b></p> <p>コンクリート中詰の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>3. プレパックドコンクリート中詰</b></p> <p>プレパックドコンクリート中詰の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-11 蓋コンクリート工</b></p> <p><b>1. 蓋コンクリート</b></p> <p>(1) 蓋コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定</p> | <p><b>1-3-9 洗掘防止工</b></p> <p><b>1. 洗掘防止</b></p> <p>(1) 受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。異常を発見したときは監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>① アスファルトマット50cm以上</p> <p>② 繊維系マット50cm以上</p> <p>③ 合成樹脂系マット30cm以上</p> <p>④ ゴムマット50cm以上</p> <p>(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) 洗掘防止マットの固定方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-3-10 中詰工</b></p> <p><b>1. 砂・石材等中詰</b></p> <p>(1) 受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつまらないように中詰材を投入しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、設計図書の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート中詰</b></p> <p>コンクリート中詰の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>3. プレパックドコンクリート中詰</b></p> <p>プレパックドコンクリート中詰の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-11 蓋コンクリート工</b></p> <p><b>1. 蓋コンクリート</b></p> <p>(1) 蓋コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-12 蓋ブロック工</b></p> <p><b>1. 蓋ブロック製作</b></p> <p>(1) 蓋ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 蓋ブロック据付</b></p> <p>(1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p><b>3. 間詰コンクリート</b></p> <p>(1) 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-13 鋼矢板工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b></p> <p>先行掘削の施工については、第13編1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 鋼矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> | <p>によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-12 蓋ブロック工</b></p> <p><b>1. 蓋ブロック製作</b></p> <p>(1) 蓋ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 蓋ブロック据付</b></p> <p>(1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p><b>3. 間詰コンクリート</b></p> <p>(1) 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-13 鋼矢板工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b></p> <p>先行掘削の施工については、第13編1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 鋼矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>(2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p>(4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。</p> <p>(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 矢板の貫入量<br/>② 矢板の打撃回数</p> | <p>(2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p>(4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。</p> <p>(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 矢板の貫入量<br/>② 矢板の打撃回数</p> |
| <p><b>1-3-14 控工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b><br/>先行掘削の施工については、第13編1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 控鋼矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限</p>  | <p><b>1-3-14 控工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b><br/>先行掘削の施工については、第13編1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 控鋼矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限</p>  |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>りではない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p>(4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。</p> <p>(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 矢板の貫入量</p> <p>② 矢板の打撃回数</p> <p><b>3. 控鋼杭</b></p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> | <p>りではない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p>(4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。</p> <p>(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 矢板の貫入量</p> <p>② 矢板の打撃回数</p> <p><b>3. 控鋼杭</b></p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>(7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 杭の貫入量</li> <li>② 杭の打撃回数</li> <li>③ 打止り付近のリバウンド量</li> <li>④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー</li> </ol> <p><b>4. 腹起</b></p> <p>(1) 受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。</p> <p><b>5. タイ材</b></p> <p>(1) タイロッド</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。</li> <li>② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。</li> <li>③ タイロッドの支保工は、設計図書の定めによるものとする。</li> <li>④ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。</li> <li>⑤ リングジョイントは、上下に正しく回転できる組立てとする。また、その作動が正常になるように取り付けなければならない。</li> <li>⑥ タイロッドの締め付けは、タイロッドを取り付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの間にあるターンバックルにより全体の長さを調整しなければならない。また、均等な張力が加わるようにしなければならない。</li> <li>⑦ ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていなければならない。</li> <li>⑧ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。</li> </ol> <p>(2) タイワイヤー</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。</li> <li>② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。</li> </ol> | <p>(7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 杭の貫入量</li> <li>② 杭の打撃回数</li> <li>③ 打止り付近のリバウンド量</li> <li>④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー</li> </ol> <p><b>4. 腹起</b></p> <p>(1) 受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。</p> <p><b>5. タイ材</b></p> <p>(1) タイロッド</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。</li> <li>② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。</li> <li>③ タイロッドの支保工は、設計図書の定めによるものとする。</li> <li>④ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。</li> <li>⑤ リングジョイントは、上下に正しく回転できる組立てとする。また、その作動が正常になるように取り付けなければならない。</li> <li>⑥ タイロッドの締め付けは、タイロッドを取り付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの間にあるターンバックルにより全体の長さを調整しなければならない。また、均等な張力が加わるようにしなければならない。</li> <li>⑦ ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていなければならない。</li> <li>⑧ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。</li> </ol> <p>(2) タイワイヤー</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。</li> <li>② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。</li> </ol> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。</p> <p>④ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。</p> <p>⑤ タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取り付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行わなければならない。</p> <p>⑥ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。</p> <p>⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、設計図書に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>⑧ タイワイヤーと上部コンクリートの境界部には、圧密沈下が生じてもタイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシーすを取り付けなければならない。</p>   | <p>③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。</p> <p>④ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。</p> <p>⑤ タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取り付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行わなければならない。</p> <p>⑥ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。</p> <p>⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、設計図書に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>⑧ タイワイヤーと上部コンクリートの境界部には、圧密沈下が生じてもタイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシーすを取り付けなければならない。</p>   |
| <p><b>1-3-15 鋼杭工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b></p> <p>先行掘削の施工については、第13編 1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 鋼杭</b></p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(9) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しな</p> | <p><b>1-3-15 鋼杭工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b></p> <p>先行掘削の施工については、第13編 1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 鋼杭</b></p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(9) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しな</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）   |
|---|--|
| <p>なければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 杭の貫入量<br/>② 杭の打撃回数<br/>③ 打止り付近のリバウンド量<br/>④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー</p> <p><b>1-3-16 コンクリート杭工</b></p> <p><b>1. コンクリート杭</b></p> <p>(1) 受注者は、「JIS A 7201 既製コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(2) 試験杭を施工する場合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-17 防食工</b></p> <p><b>1. 電気防食</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。<br/>また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。</p> <p>① 防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。</p> <p>② ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。</p> <p><b>2. FRPモルタル被覆</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。</p> <p>(4) 被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。</p> <p>① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。</p> <p>② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを確認してから、モルタルの注入を</p> | <p>なければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 杭の貫入量<br/>② 杭の打撃回数<br/>③ 打止り付近のリバウンド量<br/>④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー</p> <p><b>1-3-16 コンクリート杭工</b></p> <p><b>1. コンクリート杭</b></p> <p>(1) 受注者は、「JIS A 7201 既製コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(2) 試験杭を施工する場合は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-17 防食工</b></p> <p><b>1. 電気防食</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の端子板を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。<br/>また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。</p> <p>① 防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。</p> <p>② ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。</p> <p><b>2. FRPモルタル被覆</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。</p> <p>(4) 被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。</p> <p>① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。</p> <p>② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを確認してから、モルタルの注入を</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>停止しなければならない。</p> <p><b>3. ペโตรラタム被覆</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ペโตรラタム被覆の施工を次により行わなければならない。</p> <p>① ペโตรラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。</p> <p>② ペโตรラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。</p> <p>③ ペโตรラタム系ペースト又はペโตรラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペโตรラタム系防食テープを施工しなければならない。</p> <p><b>4. コンクリート被覆</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。</p> <p>(4) 被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>5. 防食塗装</b></p> <p>(1) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、塗装を次により行わなければならない。</p> <p>① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。</p> <p>② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-3-18 路床工</b></p> <p>不陸整正は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-3-19 コンクリート舗装工</b></p> <p><b>1. 下層路盤</b></p> <p>下層路盤の施工については、第13編1-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 上層路盤</b></p> <p>上層路盤の施工については、第13編1-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。</p> | <p>停止しなければならない。</p> <p><b>3. ペโตรラタム被覆</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ペโตรラタム被覆の施工を次により行わなければならない。</p> <p>① ペโตรラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。</p> <p>② ペโตรラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。</p> <p>③ ペโตรラタム系ペースト又はペโตรラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペโตรラタム系防食テープを施工しなければならない。</p> <p><b>4. コンクリート被覆</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。</p> <p>(2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。</p> <p>(4) 被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>5. 防食塗装</b></p> <p>(1) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、塗装を次により行わなければならない。</p> <p>① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。</p> <p>② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-3-18 路床工</b></p> <p>不陸整正は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-3-19 コンクリート舗装工</b></p> <p><b>1. 下層路盤</b></p> <p>下層路盤の施工については、第13編1-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 上層路盤</b></p> <p>上層路盤の施工については、第13編1-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>3. コンクリート舗装</b></p> <p>(1) 受注者は、乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保たなければならない。なお、乳剤はPK-3とし、使用量は設計図書の定めによる。</p> <p>(2) 受注者は、型枠の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 曲がり、ねじれ等変形のない十分清掃した鋼製型枠を正しい位置に堅固な構造で組み立て設置しなければならない。</p> <p>② 型枠の取外しは、コンクリート舗設終了後、20時間以上経過した後に行わなければならない。なお、気温が5℃～10℃の場合は、36時間以上経過した後に型枠を取外さなければならない。ただし、型枠を取外した直後から交通車両が直接コンクリート版に当たる懸念がある場合及び気温5℃未満の場合の取外す時期は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート運搬を次により行うものとする。</p> <p>① コンクリート運搬は、材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプトラックによる場合は1時間以内としなければならない。なお、アジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。</p> <p>② コンクリートをミキサからダンプトラックに直接積み込む場合は、落下高さを小さくし、ダンプトラックを前後に移動させ、平らになるように積み込まなければならない。なお、ダンプトラックは、使用の前後に水洗いをしなければならない。</p> <p>③ コンクリートの運搬及び荷下しは、既打設コンクリートへの悪影響、路盤紙の移動及びコンクリート中への目潰砂の巻込みを防止しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、コンクリート敷均し準備を次により行うものとする。</p> <p>① 打設厚さ及び幅員は、スクラッチテンプレート等を使用して確認しなければならない。</p> <p>② 降雨、降霜、路盤の凍結の恐れがある場合は、打設予定範囲をシート等により保護しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保しなければならない。</p> <p>② 舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。</p> <p>③ 敷均しは、材料が分離しないようスプレッダー等を使用しなければならない。</p> <p>④ コンクリート舗装版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。</p> <p>⑤ コンクリート打設中、降雨が発生した場合は、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。この場合、既打設箇所の舗装面の降雨による損傷を防ぐため表面をシート等で覆い保護しなければならない。</p> <p>⑥ 機械の故障等により作業を中止する場合は、監督員の承諾を得て、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。</p> <p>① コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレーターを使用し、ち密、堅固に締固めなければならない。</p> | <p><b>3. コンクリート舗装</b></p> <p>(1) 受注者は、乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保たなければならない。なお、乳剤はPK-3とし、使用量は設計図書の定めによる。</p> <p>(2) 受注者は、型枠の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 曲がり、ねじれ等変形のない十分清掃した鋼製型枠を正しい位置に堅固な構造で組み立て設置しなければならない。</p> <p>② 型枠の取外しは、コンクリート舗設終了後、20時間以上経過した後に行わなければならない。なお、気温が5℃～10℃の場合は、36時間以上経過した後に型枠を取外さなければならない。ただし、型枠を取外した直後から交通車両が直接コンクリート版に当たる懸念がある場合及び気温5℃未満の場合の取外す時期は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート運搬を次により行うものとする。</p> <p>① コンクリート運搬は、材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプトラックによる場合は1時間以内としなければならない。なお、アジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。</p> <p>② コンクリートをミキサからダンプトラックに直接積み込む場合は、落下高さを小さくし、ダンプトラックを前後に移動させ、平らになるように積み込まなければならない。なお、ダンプトラックは、使用の前後に水洗いをしなければならない。</p> <p>③ コンクリートの運搬及び荷下しは、既打設コンクリートへの悪影響、路盤紙の移動及びコンクリート中への目潰砂の巻込みを防止しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、コンクリート敷均し準備を次により行うものとする。</p> <p>① 打設厚さ及び幅員は、スクラッチテンプレート等を使用して確認しなければならない。</p> <p>② 降雨、降霜、路盤の凍結の恐れがある場合は、打設予定範囲をシート等により保護しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保しなければならない。</p> <p>② 舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。</p> <p>③ 敷均しは、材料が分離しないようスプレッダー等を使用しなければならない。</p> <p>④ コンクリート舗装版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。</p> <p>⑤ コンクリート打設中、降雨が発生した場合は、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。この場合、既打設箇所の舗装面の降雨による損傷を防ぐため表面をシート等で覆い保護しなければならない。</p> <p>⑥ 機械の故障等により作業を中止する場合は、監督員の承諾を得て、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。</p> <p>① コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレーターを使用し、ち密、堅固に締固めなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等が移動しないように締固めなければならない。</p> <p>③ コンクリートを2層に分けて打設する場合は、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、鉄網の敷設を次により行うものとする。</p> <p>① 鉄網の位置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>② コンクリートの締固めの際は、鉄網をたわませたり移動させてはならない。</p> <p>③ 鉄網の重ね合わせ幅は、20cm以上としなければならない。</p> <p>④ 鉄網の重ね合わせ部は、焼なまし鉄線で結束しなければならない。</p> <p>⑤ 鉄網により、コンクリートを上下2層に分けて打設する場合、上層コンクリートは、下層コンクリート敷均し後、30分以内に打設しなければならない。</p> <p>(8) 舗装版縁部に設置する補強筋は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(9) 受注者は、コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、フィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャ及びテンプレートタンパによる手仕上げで表面の荒仕上げを行わなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、平坦仕上げの施工を次により行うものとする。</p> <p>① 平坦仕上げは、荒仕上げに引き続き表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。</p> <p>② 人力によるフロート仕上げは、フロートを半分ずつ重ねなければならない。なお、コンクリート面が低くフロートに接しないところがある場合は、フロート全面にコンクリートが接するまでコンクリートを補充して仕上げなければならない。</p> <p>③ 仕上げ作業中は、コンクリートの表面に水を加えてはならない。なお、著しく乾燥する場合は、フォッグスプレーを使用することができる。</p> <p>(12) 受注者は、面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをしなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないようコンクリートの養生を行わなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行わなければならない。</p> <p>(15) 後期養生は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が<math>3.5\text{N/mm}^2</math>以上となるまで、スポンジ、麻布等でコンクリート表面を隙間なく覆い散水により湿潤状態を保たなければならない。養生終了時期は、試験等に基づき定め、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(16) 寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が<math>5\text{N/mm}^2</math>以上又は曲げ強度が<math>1\text{N/mm}^2</math>以上になるまで凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。</p> | <p>② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等が移動しないように締固めなければならない。</p> <p>③ コンクリートを2層に分けて打設する場合は、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、鉄網の敷設を次により行うものとする。</p> <p>① 鉄網の位置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>② コンクリートの締固めの際は、鉄網をたわませたり移動させてはならない。</p> <p>③ 鉄網の重ね合わせ幅は、20cm以上としなければならない。</p> <p>④ 鉄網の重ね合わせ部は、焼なまし鉄線で結束しなければならない。</p> <p>⑤ 鉄網により、コンクリートを上下2層に分けて打設する場合、上層コンクリートは、下層コンクリート敷均し後、30分以内に打設しなければならない。</p> <p>(8) 舗装版縁部に設置する補強筋は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(9) 受注者は、コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、フィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャ及びテンプレートタンパによる手仕上げで表面の荒仕上げを行わなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、平坦仕上げの施工を次により行うものとする。</p> <p>① 平坦仕上げは、荒仕上げに引き続き表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。</p> <p>② 人力によるフロート仕上げは、フロートを半分ずつ重ねなければならない。なお、コンクリート面が低くフロートに接しないところがある場合は、フロート全面にコンクリートが接するまでコンクリートを補充して仕上げなければならない。</p> <p>③ 仕上げ作業中は、コンクリートの表面に水を加えてはならない。なお、著しく乾燥する場合は、フォッグスプレーを使用することができる。</p> <p>(12) 受注者は、面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをしなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないようコンクリートの養生を行わなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行わなければならない。</p> <p>(15) 後期養生は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が<math>3.5\text{N/mm}^2</math>以上となるまで、スポンジ、麻布等でコンクリート表面を隙間なく覆い散水により湿潤状態を保たなければならない。養生終了時期は、試験等に基づき定め、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(16) 寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が<math>5\text{N/mm}^2</math>以上又は曲げ強度が<math>1\text{N/mm}^2</math>以上になるまで凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>4. 目地</b></p> <p>(1) 目地板に相接するコンクリート舗装版の高低差は、2mmを超えないものとしなければならない。また、受注者は、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩を半径5mm程度の面取りをしなければならない。ただし、硬化後カッターで切断して目地を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行ってはならない。</p> <p>(3) 受注者は、膨張目地の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 目地板は、路面に鉛直で一直線に通じ、版全体を絶縁するように設置しなければならない。</p> <p>② 目地板の上部のシール部に一時的に挿入するものは、コンクリートに害を与えないよう、適当な時期に、これを完全に除去しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、収縮目地の施工を次により行うものとする。</p> <p>① ダミー目地は、図面に定める深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、注入目地材を施さなければならない。</p> <p>② 突合せ目地は、硬化したコンクリート側面にアスファルトを塗布又はアスファルトペーパーなどを挟み、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、施工目地の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 施工目地は、コンクリートの打設作業を30分以上中断する場合に設けなければならない。</p> <p>② 横施工目地は、設計図書に定める横方向収縮目地の位置に合わせるものとする。ただし、施工目地を設計図書に定める目地位置に合わせるできない場合は、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得て目地位置から離すものとする。</p> <p>③ 施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合はダウエルバーを使用しなければならない。なお、それ以外の場合は、タイバーを使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、設計図書に定めのある構造の目地を設置しなければならない。</p> <p><b>1-3-20 アスファルト舗装工</b></p> <p><b>1. 下層路盤</b></p> <p>下層路盤の施工については、第13編1-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 上層路盤</b></p> <p>上層路盤の施工については、第13編1-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 基層</b></p> <p>(1) アスファルトプラント</p> <p>① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。</p> | <p><b>4. 目地</b></p> <p>(1) 目地板に相接するコンクリート舗装版の高低差は、2mmを超えないものとしなければならない。また、受注者は、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩を半径5mm程度の面取りをしなければならない。ただし、硬化後カッターで切断して目地を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行ってはならない。</p> <p>(3) 受注者は、膨張目地の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 目地板は、路面に鉛直で一直線に通じ、版全体を絶縁するように設置しなければならない。</p> <p>② 目地板の上部のシール部に一時的に挿入するものは、コンクリートに害を与えないよう、適当な時期に、これを完全に除去しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、収縮目地の施工を次により行うものとする。</p> <p>① ダミー目地は、図面に定める深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、注入目地材を施さなければならない。</p> <p>② 突合せ目地は、硬化したコンクリート側面にアスファルトを塗布又はアスファルトペーパーなどを挟み、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、施工目地の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 施工目地は、コンクリートの打設作業を30分以上中断する場合に設けなければならない。</p> <p>② 横施工目地は、設計図書に定める横方向収縮目地の位置に合わせるものとする。ただし、施工目地を設計図書に定める目地位置に合わせるできない場合は、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得て目地位置から離すものとする。</p> <p>③ 施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合はダウエルバーを使用しなければならない。なお、それ以外の場合は、タイバーを使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、設計図書に定めのある構造の目地を設置しなければならない。</p> <p><b>1-3-20 アスファルト舗装工</b></p> <p><b>1. 下層路盤</b></p> <p>下層路盤の施工については、第13編1-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 上層路盤</b></p> <p>上層路盤の施工については、第13編1-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 基層</b></p> <p>(1) アスファルトプラント</p> <p>① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 混合及び運搬</p> <p>① 受注者は、施工に先立ち監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。</p> <p>② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。</p> <p>① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、上層路盤面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。</p> <p>② 上層路盤面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、プライムコートの施工を次により行うものとする。</p> <p>① プライムコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。</p> <p>③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。</p> <p>④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑤ 一層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。</p> <p>② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。</p> | <p>② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 混合及び運搬</p> <p>① 受注者は、施工に先立ち監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。</p> <p>② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。</p> <p>① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、上層路盤面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。</p> <p>② 上層路盤面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、プライムコートの施工を次により行うものとする。</p> <p>① プライムコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。</p> <p>③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。</p> <p>④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑤ 一層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。</p> <p>② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。</p> <p>また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1 m以上ずらさなければならない。</p> <p><b>4. 表層</b></p> <p>(1) アスファルトプラント</p> <p>① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 混合及び運搬</p> <p>① 受注者は、施工に先立ち監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。</p> <p>② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。</p> <p>① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、基層面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。</p> <p>② 基層面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、タックコートの施工を次により行うものとする。</p> <p>① タックコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。</p> <p>④ タックコート面は、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。</p> <p>③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。</p> <p>④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを</p> | <p>③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。</p> <p>また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1 m以上ずらさなければならない。</p> <p><b>4. 表層</b></p> <p>(1) アスファルトプラント</p> <p>① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 混合及び運搬</p> <p>① 受注者は、施工に先立ち監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。</p> <p>② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。</p> <p>① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、基層面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。</p> <p>② 基層面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、タックコートの施工を次により行うものとする。</p> <p>① タックコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。</p> <p>④ タックコート面は、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。</p> <p>③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。</p> <p>④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑤ 一層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。</p> <p>② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。</p> <p>③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。</p> <p>また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらさなければならない。</p> <p>なお、表層の縦継目の位置は、監督員の承諾を得なければならない。</p>   | <p>得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑤ 一層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。</p> <p>② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。</p> <p>③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。</p> <p>また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらさなければならない。</p> <p>なお、表層の縦継目の位置は、監督員の承諾を得なければならない。</p>   |
| <p><b>1-3-21 植生工</b></p> <p><b>1. 張芝</b></p> <p>(1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷き均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督員に通知し、再施工しなければならない。</p> <p><b>2. 筋芝</b></p> <p>(1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。</p> <p>(2) 受注者は、芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締め固めなければならない。</p> <p>なお、法肩には、耳芝を施さなければならない。</p> <p>(3) 芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とする。なお、これ以外による場合は設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督員に通知し、再施工しなければならない。</p> | <p><b>1-3-21 植生工</b></p> <p><b>1. 張芝</b></p> <p>(1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷き均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督員に通知し、再施工しなければならない。</p> <p><b>2. 筋芝</b></p> <p>(1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。</p> <p>(2) 受注者は、芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締め固めなければならない。</p> <p>なお、法肩には、耳芝を施さなければならない。</p> <p>(3) 芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とする。なお、これ以外による場合は設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督員に通知し、再施工しなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>3. 播種</b></p> <p>(1) 受注者は、播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付けておかなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工後、散水等により養生しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再播種を行わなければならない。</p> <p><b>4. 種子吹付</b></p> <p>(1) 受注者は、吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は整正しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らさなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、所定の量を一樣の厚さになるように吹き付けなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、種子吹付け後、適度な散水等により養生しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再吹付けを行わなければならない。</p> <p><b>5. 植栽</b></p> <p>(1) 受注者は、根回しに先立ち樹木の植付け時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、栽培地からその日に植付け可能な本数だけ運搬するものとする。なお、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさけなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋め戻して根本を良く締め固め、水鉢を切って仕上げなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、植付け後、速やかに支柱を取付けなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、植栽した樹木に樹名板を設置しなければならない。なお、記載事項は、設計図書によるものとする。</p> <p>(10) 受注者は、植栽した樹木の引渡し後1年以内に枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真っ直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む）となった場合、受注者の負担で同種同等品以上のものと植え替えなければならない。ただし、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。</p> | <p><b>3. 播種</b></p> <p>(1) 受注者は、播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付けておかなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工後、散水等により養生しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再播種を行わなければならない。</p> <p><b>4. 種子吹付</b></p> <p>(1) 受注者は、吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は整正しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らさなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、所定の量を一樣の厚さになるように吹き付けなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、種子吹付け後、適度な散水等により養生しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再吹付けを行わなければならない。</p> <p><b>5. 植栽</b></p> <p>(1) 受注者は、根回しに先立ち樹木の植付け時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、栽培地からその日に植付け可能な本数だけ運搬するものとする。なお、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさけなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋め戻して根本を良く締め固め、水鉢を切って仕上げなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、植付け後、速やかに支柱を取付けなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、植栽した樹木に樹名板を設置しなければならない。なお、記載事項は、設計図書によるものとする。</p> <p>(10) 受注者は、植栽した樹木の引渡し後1年以内に枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真っ直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む）となった場合、受注者の負担で同種同等品以上のものと植え替えなければならない。ただし、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>第4節 土捨工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-4-2 排砂管設備工</b></p> <p>排砂管設備工の施工については、第13編1-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-4-3 土運船運搬工</b></p> <p>土運船運搬工の施工については、第13編1-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-4-4 揚土土捨工</b></p> <p>揚土土捨工の施工については、第13編1-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。</p>   | <p><b>第4節 土捨工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-4-2 排砂管設備工</b></p> <p>排砂管設備工の施工については、第13編1-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-4-3 土運船運搬工</b></p> <p>土運船運搬工の施工については、第13編1-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-4-4 揚土土捨工</b></p> <p>揚土土捨工の施工については、第13編1-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。</p>   |
| <p><b>第5節 海上地盤改良工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-5-2 床掘工</b></p> <p><b>1. ポンプ床掘</b></p> <p>(1) ポンプ床掘の施工については、第13編1-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>2. グラブ床掘</b></p> <p>(1) グラブ床掘の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定め</p> | <p><b>第5節 海上地盤改良工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-5-2 床掘工</b></p> <p><b>1. ポンプ床掘</b></p> <p>(1) ポンプ床掘の施工については、第13編1-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>2. グラブ床掘</b></p> <p>(1) グラブ床掘の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定め</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>よるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>3. 硬土盤床掘</b></p> <p>(1) 硬土盤床掘の施工については、第13編1-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>4. 砕岩床掘</b></p> <p>(1) 砕岩床掘の施工については、第13編1-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>5. バックホウ床掘</b></p> <p>(1) バックホウ床掘の施工については、第13編1-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>1-5-3 排砂管設備工</b></p> <p>排砂管設備工の施工については、第13編1-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-4 土運船運搬工</b></p> <p>土運船運搬工の施工については、第13編1-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。</p> | <p>よるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>3. 硬土盤床掘</b></p> <p>(1) 硬土盤床掘の施工については、第13編1-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>4. 砕岩床掘</b></p> <p>(1) 砕岩床掘の施工については、第13編1-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>5. バックホウ床掘</b></p> <p>(1) バックホウ床掘の施工については、第13編1-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。</p> <p>(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。</p> <p><b>1-5-3 排砂管設備工</b></p> <p>排砂管設備工の施工については、第13編1-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-4 土運船運搬工</b></p> <p>土運船運搬工の施工については、第13編1-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-5-5 揚土土捨工</b><br/>揚土土捨工の施工については、第13編1-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-6 置換工</b><br/><b>1. 置換材</b><br/>(1) 受注者は、置換材を設計図書に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。<br/>(2) 受注者は、濁りを発生させないよう置換材を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。<br/>(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないよう置換材を投入しなければならない。</p> <p><b>2. 置換材均し</b><br/>受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。</p> <p><b>1-5-7 圧密・排水工</b><br/>圧密・排水工の施工については、第13編1-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-8 締固工</b><br/>締固工の施工については、第13編1-3-7締固工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-9 固化工</b><br/>固化工の施工については、第13編1-3-8固化工の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 基礎工</b><br/><b>1-6-1 一般事項</b><br/>本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-6-2 基礎盛砂工</b><br/><b>1. 盛砂</b><br/>(1) 受注者は設計図書に定める区域内に盛砂を行わなければならない。<br/>(2) 受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。<br/>(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。</p> <p><b>2. 盛砂均し</b><br/>受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。</p> | <p><b>1-5-5 揚土土捨工</b><br/>揚土土捨工の施工については、第13編1-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-6 置換工</b><br/><b>1. 置換材</b><br/>(1) 受注者は、置換材を設計図書に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。<br/>(2) 受注者は、濁りを発生させないよう置換材を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。<br/>(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないよう置換材を投入しなければならない。</p> <p><b>2. 置換材均し</b><br/>受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。</p> <p><b>1-5-7 圧密・排水工</b><br/>圧密・排水工の施工については、第13編1-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-8 締固工</b><br/>締固工の施工については、第13編1-3-7締固工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-5-9 固化工</b><br/>固化工の施工については、第13編1-3-8固化工の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 基礎工</b><br/><b>1-6-1 一般事項</b><br/>本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-6-2 基礎盛砂工</b><br/><b>1. 盛砂</b><br/>(1) 受注者は設計図書に定める区域内に盛砂を行わなければならない。<br/>(2) 受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。<br/>(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。</p> <p><b>2. 盛砂均し</b><br/>受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-6-3 洗掘防止工</b><br/>洗掘防止工の施工については、第13編1-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-6-4 基礎捨石工</b></p> <p><b>1. 使用材料</b></p> <p>(1) 工事に使用する石は、「JISA5006 割ぐり石」に適合しなければならない。なお、JISに規定する割ぐり石の原石には、「これらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材(以下、「人工石材」と称する)を含むものとする。</p> <p>(2) 石は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものとする。</p> <p>(3) 石は、比重2.50以上及び硬石を使用するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工に先立ち石の公的機関又はJNLA（工業標準化法試験事業者登録制度）の許可を取得した民間の試験施設等の公的機関に準ずる機関の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>なお、人工石材を使用する場合は、設計図書の定めによる基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 基礎捨石</b><br/>受注者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>3. 瀨取り</b><br/>受注者は、瀨取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>4. 捨石本均し</b><br/>受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>5. 捨石荒均し</b><br/>受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-6-5 袋詰コンクリート工</b><br/>袋詰コンクリート工の施工については、第1編第3章第15節袋詰コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-6-6 基礎ブロック工</b></p> <p><b>1. 基礎ブロック製作</b></p> <p>(1) 基礎ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しない</p> | <p><b>1-6-3 洗掘防止工</b><br/>洗掘防止工の施工については、第13編1-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-6-4 基礎捨石工</b></p> <p><b>1. 使用材料</b></p> <p>(1) 工事に使用する石は、「JISA5006 割ぐり石」に適合しなければならない。なお、JISに規定する割ぐり石の原石には、「これらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材(以下、「人工石材」と称する)を含むものとする。</p> <p>(2) 石は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものとする。</p> <p>(3) 石は、比重2.50以上及び硬石を使用するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、施工に先立ち石の公的機関又はJNLA（工業標準化法試験事業者登録制度）の許可を取得した民間の試験施設等の公的機関に準ずる機関の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>なお、人工石材を使用する場合は、設計図書の定めによる基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 基礎捨石</b><br/>受注者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>3. 瀨取り</b><br/>受注者は、瀨取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>4. 捨石本均し</b><br/>受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>5. 捨石荒均し</b><br/>受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-6-5 袋詰コンクリート工</b><br/>袋詰コンクリート工の施工については、第1編第3章第15節袋詰コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-6-6 基礎ブロック工</b></p> <p><b>1. 基礎ブロック製作</b></p> <p>(1) 基礎ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しない</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>よう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 基礎ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-6-7 水中コンクリート工</b></p> <p>水中コンクリート工の施工については、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-6-8 水中不分離性コンクリート工</b></p> <p>水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p> | <p>よう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 基礎ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-6-7 水中コンクリート工</b></p> <p>水中コンクリート工の施工については、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-6-8 水中不分離性コンクリート工</b></p> <p>水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p> |
| <p><b>第7節 本體工（ケーソン式）</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、本體工（ケーソン式）としてケーソン製作工、ケーソン進水据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-7-2 ケーソン製作工</b></p> <p><b>1. ケーソン製作用台船</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。</p> <p><b>2. 底面</b></p> <p>受注者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。</p> <p><b>3. マット</b></p> <p>(1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 摩擦増大用マット受注者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しな</p>  | <p><b>第7節 本體工（ケーソン式）</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、本體工（ケーソン式）としてケーソン製作工、ケーソン進水据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-7-2 ケーソン製作工</b></p> <p><b>1. ケーソン製作用台船</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。</p> <p><b>2. 底面</b></p> <p>受注者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。</p> <p><b>3. マット</b></p> <p>(1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 摩擦増大用マット受注者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しな</p>  |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>いように処置しなければならない。</p> <p><b>4. 支保</b><br/>支保の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>5. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。</p> <p><b>6. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p><b>7. コンクリート</b><br/>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) ケーソン製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) コンクリートの打継目は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(4) 海上打継は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(5) 受注者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。<br/>(6) 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。<br/>(7) 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示に従うものとする。<br/>(8) 受注者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。</p> <p><b>1-7-3 ケーソン進水据付工</b></p> <p><b>1. バラスト</b><br/>ケーソンのバラストは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>2. 止水板</b><br/>受注者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p><b>3. 上蓋</b><br/>受注者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。</p> <p><b>4. 進水</b><br/>(1) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。<br/>(2) 受注者は、ケーソン進水時期を事前に監督員に通知しなければならない。<br/>(3) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。<br/>(4) 受注者は、斜路による進水を次により行うものとする。<br/>① ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努</p> | <p>いように処置しなければならない。</p> <p><b>4. 支保</b><br/>支保の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>5. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。</p> <p><b>6. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p><b>7. コンクリート</b><br/>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) ケーソン製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) コンクリートの打継目は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(4) 海上打継は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(5) 受注者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。<br/>(6) 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。<br/>(7) 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示に従うものとする。<br/>(8) 受注者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。</p> <p><b>1-7-3 ケーソン進水据付工</b></p> <p><b>1. バラスト</b><br/>ケーソンのバラストは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>2. 止水板</b><br/>受注者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p><b>3. 上蓋</b><br/>受注者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。</p> <p><b>4. 進水</b><br/>(1) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。<br/>(2) 受注者は、ケーソン進水時期を事前に監督員に通知しなければならない。<br/>(3) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。<br/>(4) 受注者は、斜路による進水を次により行うものとする。<br/>① ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>② 製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。</p> <p>① ケーソン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。</p> <p>② ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。</p> <p>③ ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。</p> <p>④ 波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、吊降し進水を次により行うものとする。</p> <p>① 吊降し方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>② 吊枠の使用は、設計図書の定めによるものとする。なお、施工に先立ち使用する吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。</p> <p>① ケーソン進水に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。</p> <p>② フローティングドックは、一方に片寄らない状態で注水・沈降させ、進水しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない。</p> <p>(9) 受注者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 仮置</b></p> <p>(1) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。</p> <p>(2) ケーソンの仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) ケーソンの仮置方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議し</p> | <p>めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>② 製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。</p> <p>① ケーソン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。</p> <p>② ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。</p> <p>③ ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。</p> <p>④ 波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、吊降し進水を次により行うものとする。</p> <p>① 吊降し方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>② 吊枠の使用は、設計図書の定めによるものとする。なお、施工に先立ち使用する吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。</p> <p>① ケーソン進水に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。</p> <p>② フローティングドックは、一方に片寄らない状態で注水・沈降させ、進水しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない。</p> <p>(9) 受注者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 仮置</b></p> <p>(1) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。</p> <p>(2) ケーソンの仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) ケーソンの仮置方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議し</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>なければならない。</p> <p>(5) ケーソン注水時の各室の水位差は、1 m以内とする。</p> <p>(6) 受注者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを確認しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(8) ケーソン仮置後の標識灯設置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>6. 回航・えい航</b></p> <p>(1) ケーソンの引渡場所及び引渡方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ケーソンえい航時期を、事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないよう注意しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。</p> <p>(5) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。</p> <p>(11) 受注者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないよう注意しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。</p> | <p>なければならない。</p> <p>(5) ケーソン注水時の各室の水位差は、1 m以内とする。</p> <p>(6) 受注者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを確認しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(8) ケーソン仮置後の標識灯設置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>6. 回航・えい航</b></p> <p>(1) ケーソンの引渡場所及び引渡方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ケーソンえい航時期を、事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないよう注意しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。</p> <p>(5) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。</p> <p>(11) 受注者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないよう注意しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>(16) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(17) 受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(18) 受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(19) 受注者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(20) 受注者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。</p> <p>(21) 受注者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。</p> <p>(22) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。</p> <p>(23) 受注者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。</p> <p>(24) 受注者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(25) 受注者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知しなければならない。</p> <p>(26) 受注者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督員に通知しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを十分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(27) 受注者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> | <p>(16) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(17) 受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(18) 受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(19) 受注者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(20) 受注者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。</p> <p>(21) 受注者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。</p> <p>(22) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。</p> <p>(23) 受注者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。</p> <p>(24) 受注者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(25) 受注者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知しなければならない。</p> <p>(26) 受注者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督員に通知しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを十分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(27) 受注者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> |
| <p><b>7. 据付</b></p> <p>(1) 受注者は、ケーソン据付時期を事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、各室の水位差を1 m以内とするように注水しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければ</p>   | <p><b>7. 据付</b></p> <p>(1) 受注者は、ケーソン据付時期を事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、各室の水位差を1 m以内とするように注水しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければ</p>   |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>ばならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p><b>1-7-4 中詰工</b><br/>中詰工の施工については第13編1-3-10中詰工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-7-5 蓋コンクリート工</b><br/>蓋コンクリート工の施工については、第13編1-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-7-6 蓋ブロック工</b><br/>蓋ブロック工の施工については、第13編1-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 本體工（ブロック式）</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b><br/>本節は、本體工（ブロック式）として本體ブロック製作工、本體ブロック据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-8-2 本體ブロック製作工</b></p> <p><b>1. 底面</b><br/>製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>2. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>4. コンクリート</b></p> <p>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、本體ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、本體ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>1-8-3 本體ブロック据付工</b></p> <p><b>1. 本體ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち本體ブロックの据付時期を監督員に通知しなければなら</p> | <p>ばならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。</p> <p><b>1-7-4 中詰工</b><br/>中詰工の施工については第13編1-3-10中詰工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-7-5 蓋コンクリート工</b><br/>蓋コンクリート工の施工については、第13編1-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-7-6 蓋ブロック工</b><br/>蓋ブロック工の施工については、第13編1-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 本體工（ブロック式）</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b><br/>本節は、本體工（ブロック式）として本體ブロック製作工、本體ブロック据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-8-2 本體ブロック製作工</b></p> <p><b>1. 底面</b><br/>製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>2. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>4. コンクリート</b></p> <p>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、本體ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、本體ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>1-8-3 本體ブロック据付工</b></p> <p><b>1. 本體ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち本體ブロックの据付時期を監督員に通知しなければなら</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>ない。</p> <p>(2) 受注者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-8-4 中詰工</b><br/>中詰工の施工については第13編1-3-10中詰工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-8-5 蓋コンクリート工</b><br/>蓋コンクリート工の施工については、第13編1-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-8-6 蓋ブロック工</b><br/>蓋ブロック工の施工については、第13編1-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。</p>  | <p>ない。</p> <p>(2) 受注者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-8-4 中詰工</b><br/>中詰工の施工については第13編1-3-10中詰工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-8-5 蓋コンクリート工</b><br/>蓋コンクリート工の施工については、第13編1-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-8-6 蓋ブロック工</b><br/>蓋ブロック工の施工については、第13編1-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。</p>  |
| <p><b>第9節 本體工（場所打式）</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b><br/>本節は、本體工（場所打式）として場所打コンクリート工、水中コンクリート工、プレパックドコンクリート工、水中不分離性コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-9-2 場所打コンクリート工</b></p> <p><b>1. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 伸縮目地</b><br/>伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>4. コンクリート</b></p> <p>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> | <p><b>第9節 本體工（場所打式）</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b><br/>本節は、本體工（場所打式）として場所打コンクリート工、水中コンクリート工、プレパックドコンクリート工、水中不分離性コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-9-2 場所打コンクリート工</b></p> <p><b>1. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 伸縮目地</b><br/>伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>4. コンクリート</b></p> <p>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>5. 補助ヤード施設</b><br/>補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。<br/>なお、これにより難い場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-9-3 水中コンクリート工</b><br/>水中コンクリート工の施工については、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-9-4 プレパックドコンクリート工</b><br/>プレパックドコンクリート工の施工については、第1編第3章第14節プレパックドコンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-9-5 水中不分離性コンクリート工</b><br/>水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 本體工（捨石・捨ブロック式）</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b><br/>本節は、本體工（捨石・捨ブロック式）として洗掘防止工、本體捨石工、捨ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-10-2 洗掘防止工</b><br/>洗掘防止工の施工については、第13編1-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-10-3 本體捨石工</b></p> <p><b>1. 本體捨石</b><br/>受注者は、本體捨石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 本體捨石均し</b><br/>受注者は、本體捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-10-4 捨ブロック工</b></p> <p><b>1. 捨ブロック製作</b><br/>(1) 捨ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) 受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよ</p> | <p><b>5. 補助ヤード施設</b><br/>補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。<br/>なお、これにより難い場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-9-3 水中コンクリート工</b><br/>水中コンクリート工の施工については、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-9-4 プレパックドコンクリート工</b><br/>プレパックドコンクリート工の施工については、第1編第3章第14節プレパックドコンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-9-5 水中不分離性コンクリート工</b><br/>水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 本體工（捨石・捨ブロック式）</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b><br/>本節は、本體工（捨石・捨ブロック式）として洗掘防止工、本體捨石工、捨ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-10-2 洗掘防止工</b><br/>洗掘防止工の施工については、第13編1-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-10-3 本體捨石工</b></p> <p><b>1. 本體捨石</b><br/>受注者は、本體捨石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 本體捨石均し</b><br/>受注者は、本體捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-10-4 捨ブロック工</b></p> <p><b>1. 捨ブロック製作</b><br/>(1) 捨ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) 受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよ</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>う施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 捨ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 捨ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-10-5 場所打コンクリート工</b></p> <p><b>1. 基礎砕石</b></p> <p>基礎砕石の施工については、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>2. 型 枠</b></p> <p>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 伸縮目地</b></p> <p>伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>4. コンクリート</b></p> <p>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>第11節 本體工（鋼矢板式）</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p>本節は、本體工（鋼矢板式）として鋼矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-11-2 鋼矢板工</b></p> <p>鋼矢板工の施工については、第13編1-3-13鋼矢板工の規定によるものとする。</p> | <p>う施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 捨ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 捨ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-10-5 場所打コンクリート工</b></p> <p><b>1. 基礎砕石</b></p> <p>基礎砕石の施工については、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>2. 型 枠</b></p> <p>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. 伸縮目地</b></p> <p>伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>4. コンクリート</b></p> <p>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>第11節 本體工（鋼矢板式）</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p>本節は、本體工（鋼矢板式）として鋼矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-11-2 鋼矢板工</b></p> <p>鋼矢板工の施工については、第13編1-3-13鋼矢板工の規定によるものとする。</p> |

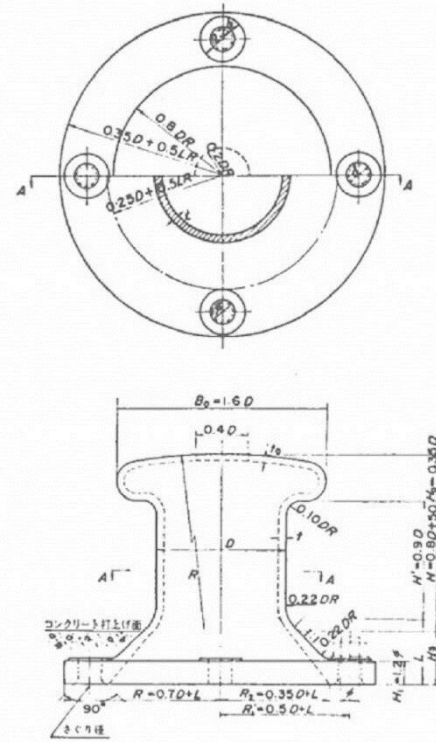
| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>1-11-3 控工</b><br/>控工の施工については、第13編1-3-14控工の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 本土工（コンクリート矢板式）</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b><br/>本節は、本土工（コンクリート矢板式）としてコンクリート矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-12-2 コンクリート矢板工</b></p> <p><b>1. コンクリート矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、2段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。<br/>なお、縦積みする場合は3段以上積み重ねてはならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p>(4) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 矢板の貫入量<br/>② 矢板の打撃回数</p> <p><b>1-12-3 控工</b><br/>控工の施工については、第13編1-3-14控工の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 本土工（鋼杭式）</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b><br/>本節は、本土工（鋼杭式）として鋼杭工その他これらに類する工種について定める</p> | <p><b>1-11-3 控工</b><br/>控工の施工については、第13編1-3-14控工の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 本土工（コンクリート矢板式）</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b><br/>本節は、本土工（コンクリート矢板式）としてコンクリート矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-12-2 コンクリート矢板工</b></p> <p><b>1. コンクリート矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、2段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。<br/>なお、縦積みする場合は3段以上積み重ねてはならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p>(4) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、「土木工事施工管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>① 矢板の貫入量<br/>② 矢板の打撃回数</p> <p><b>1-12-3 控工</b><br/>控工の施工については、第13編1-3-14控工の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 本土工（鋼杭式）</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b><br/>本節は、本土工（鋼杭式）として鋼杭工その他これらに類する工種について定める</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>ものとする。</p> <p><b>1-13-2 鋼杭工</b><br/>鋼杭工の施工については、第13編1-3-15鋼杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 本土工（コンクリート杭式）</b></p> <p><b>1-14-1 一般事項</b><br/>本節は、本土工（コンクリート杭式）としてコンクリート杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-14-2 コンクリート杭工</b><br/>コンクリート杭工の施工については、第13編1-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 被覆・根固工</b></p> <p><b>1-15-1 一般事項</b><br/>本節は、被覆・根固工として被覆石工、袋詰コンクリート工、被覆ブロック工、根固ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工、サンドマスチック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-15-2 被覆石工</b></p> <p><b>1. 被覆石</b><br/>受注者は、被覆石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 被覆均し</b><br/>受注者は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-15-3 袋詰コンクリート工</b></p> <p><b>1. 袋詰コンクリート</b><br/>袋詰コンクリートの施工については、第1編第3章第15節袋詰コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-15-4 被覆ブロック工</b></p> <p><b>1. 被覆ブロック製作</b><br/>(1) 被覆ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) 受注者は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承</p> | <p>ものとする。</p> <p><b>1-13-2 鋼杭工</b><br/>鋼杭工の施工については、第13編1-3-15鋼杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 本土工（コンクリート杭式）</b></p> <p><b>1-14-1 一般事項</b><br/>本節は、本土工（コンクリート杭式）としてコンクリート杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-14-2 コンクリート杭工</b><br/>コンクリート杭工の施工については、第13編1-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 被覆・根固工</b></p> <p><b>1-15-1 一般事項</b><br/>本節は、被覆・根固工として被覆石工、袋詰コンクリート工、被覆ブロック工、根固ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工、サンドマスチック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-15-2 被覆石工</b></p> <p><b>1. 被覆石</b><br/>受注者は、被覆石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 被覆均し</b><br/>受注者は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-15-3 袋詰コンクリート工</b></p> <p><b>1. 袋詰コンクリート</b><br/>袋詰コンクリートの施工については、第1編第3章第15節袋詰コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-15-4 被覆ブロック工</b></p> <p><b>1. 被覆ブロック製作</b><br/>(1) 被覆ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) 受注者は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 被覆ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 被覆ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。</p> <p><b>1-15-5 根固ブロック工</b></p> <p><b>1. 根固ブロック製作</b></p> <p>(1) 根固ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 根固ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-15-6 水中コンクリート工</b></p> <p>水中コンクリート工の施工については、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p> | <p>諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 被覆ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 被覆ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。</p> <p><b>1-15-5 根固ブロック工</b></p> <p><b>1. 根固ブロック製作</b></p> <p>(1) 根固ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 根固ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。</p> <p><b>1-15-6 水中コンクリート工</b></p> <p>水中コンクリート工の施工については、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p> |

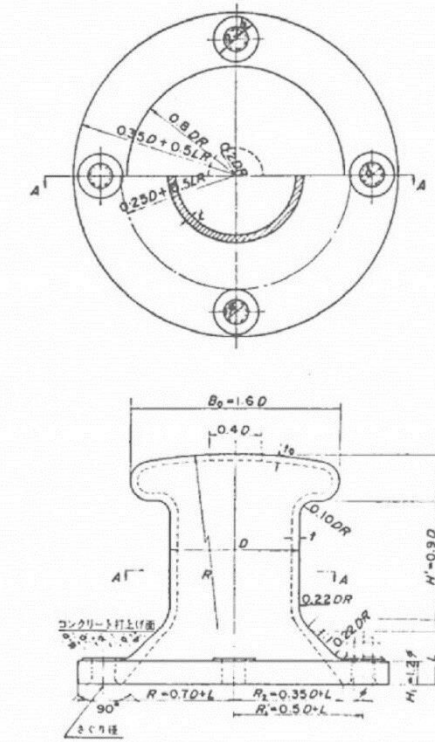
| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-15-7 水中不分離性コンクリート工</b><br/>水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-15-8 サンドマスチック工</b><br/><b>1. サンドマスチック</b><br/>サンドマスチックサンドマスチックの材質、形状及び施工については、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>第16節 上部工</b><br/><b>1-16-1 一般事項</b><br/>本節は、上部工として上部コンクリート工、上部ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-16-2 上部コンクリート工</b><br/><b>1. 支保</b><br/>支保の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。<br/><b>2. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。<br/><b>3. 溶接</b><br/>溶接の施工については、第13編第1章第26節雑工の規程によるものとする。<br/><b>4. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。<br/><b>5. 伸縮目地</b><br/>伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。<br/><b>6. コンクリート</b><br/>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。<br/>(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。<br/>(4) 受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。<br/><b>7. 補助ヤード施設</b><br/>補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。</p> | <p><b>1-15-7 水中不分離性コンクリート工</b><br/>水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>1-15-8 サンドマスチック工</b><br/><b>1. サンドマスチック</b><br/>サンドマスチックサンドマスチックの材質、形状及び施工については、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>第16節 上部工</b><br/><b>1-16-1 一般事項</b><br/>本節は、上部工として上部コンクリート工、上部ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-16-2 上部コンクリート工</b><br/><b>1. 支保</b><br/>支保の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。<br/><b>2. 鉄筋</b><br/>鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。<br/><b>3. 溶接</b><br/>溶接の施工については、第13編第1章第26節雑工の規程によるものとする。<br/><b>4. 型枠</b><br/>型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保工の規定によるものとする。<br/><b>5. 伸縮目地</b><br/>伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。<br/><b>6. コンクリート</b><br/>(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。<br/>(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。<br/>(4) 受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。<br/><b>7. 補助ヤード施設</b><br/>補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>なお、これにより難しい場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-16-3 上部ブロック工</b></p> <p><b>1. 上部ブロック製作</b></p> <p>(1) 上部ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 上部ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 上部ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p><b>第17節 付属工</b></p> <p><b>1-17-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付属工として係船柱工、係船岸に使用する防舷材工、車止・縁金物工、防食工、付属設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-17-2 係船柱工</b></p> <p><b>1. 係船柱</b></p> <p>(1) 基礎</p> <p>① 基礎杭は、第13編1-3-15鋼杭工、1-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。</p> <p>② 係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>③ 受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 製作</p> <p>① 係船柱の構造及び形状寸法は、「図1-1直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図1-2曲柱の標準寸法と設計けん引力」及び「図1-3アンカーボルト標準寸法」によるものとしなければならない。なお、使用する型式は、設計図書の定めによるものとする。</p> | <p>なお、これにより難しい場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-16-3 上部ブロック工</b></p> <p><b>1. 上部ブロック製作</b></p> <p>(1) 上部ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。</p> <p>(5) 上部ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 上部ブロック据付</b></p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。</p> <p><b>第17節 付属工</b></p> <p><b>1-17-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付属工として係船柱工、係船岸に使用する防舷材工、車止・縁金物工、防食工、付属設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-17-2 係船柱工</b></p> <p><b>1. 係船柱</b></p> <p>(1) 基礎</p> <p>① 基礎杭は、第13編1-3-15鋼杭工、1-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。</p> <p>② 係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>③ 受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 製作</p> <p>① 係船柱の構造及び形状寸法は、「図1-1直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図1-2曲柱の標準寸法と設計けん引力」及び「図1-3アンカーボルト標準寸法」によるものとしなければならない。なお、使用する型式は、設計図書の定めによるものとする。</p> |



| 略称     | 設計けん引力<br>(kN) | 胴部              |                 |                 | 頭部                            |                               |                              | アンカースト           |           | 底板                             |                                 |                               |                                     |                               |                       | 質量<br>(kg/個) |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------|-----------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|--------------|
|        |                | 胴径<br>D<br>(mm) | 胴高<br>H<br>(mm) | 厚さ<br>t<br>(mm) | 頭部幅<br>B <sub>0</sub><br>(mm) | 頭部高<br>H <sub>0</sub><br>(mm) | 厚さ<br>t <sub>0</sub><br>(mm) | 呼び径<br>f<br>(mm) | 本数<br>(本) | 底板厚さ<br>H <sub>i</sub><br>(mm) | 埋込み深さ<br>H <sub>s</sub><br>(mm) | 外形<br>2R <sub>1</sub><br>(mm) | ボルト位置径<br>2R <sub>1</sub> '<br>(mm) | 内径<br>2R <sub>2</sub><br>(mm) | アンカースト穴径<br>d<br>(mm) |              |
| 直柱 150 | 150            | 250             | 250             | 20              | 400                           | 87                            | 15                           | 36               | 4         | 45                             | 100                             | 600                           | 500                                 | 420                           | 43                    | 130          |
| 直柱 250 | 250            | 300             | 290             | 20              | 480                           | 105                           | 15                           | 48               | 4         | 60                             | 130                             | 720                           | 600                                 | 510                           | 56                    | 220          |
| 直柱 350 | 350            | 300             | 290             | 25              | 480                           | 105                           | 16                           | 48               | 6         | 60                             | 130                             | 720                           | 600                                 | 510                           | 56                    | 230          |
| 直柱 500 | 500            | 350             | 330             | 27              | 560                           | 122                           | 18                           | 56               | 6         | 70                             | 160                             | 840                           | 700                                 | 600                           | 66                    | 360          |
| 直柱 700 | 700            | 400             | 370             | 30              | 640                           | 140                           | 20                           | 64               | 6         | 80                             | 190                             | 960                           | 800                                 | 680                           | 74                    | 530          |
| 直柱1000 | 1000           | 450             | 410             | 35              | 720                           | 157                           | 26                           | 64               | 8         | 80                             | 270                             | 1,180                         | 1,000                               | 860                           | 74                    | 820          |
| 直柱1500 | 1500           | 550             | 490             | 40              | 880                           | 192                           | 30                           | 80               | 8         | 100                            | 340                             | 1,440                         | 1,220                               | 1,040                         | 91                    | 1,480        |
| 直柱2000 | 2000           | 650             | 570             | 43              | 1,040                         | 227                           | 30                           | 90               | 8         | 110                            | 410                             | 1,700                         | 1,440                               | 1,240                         | 101                   | 2,250        |

図1-1 直柱の標準寸法と設計けん引力

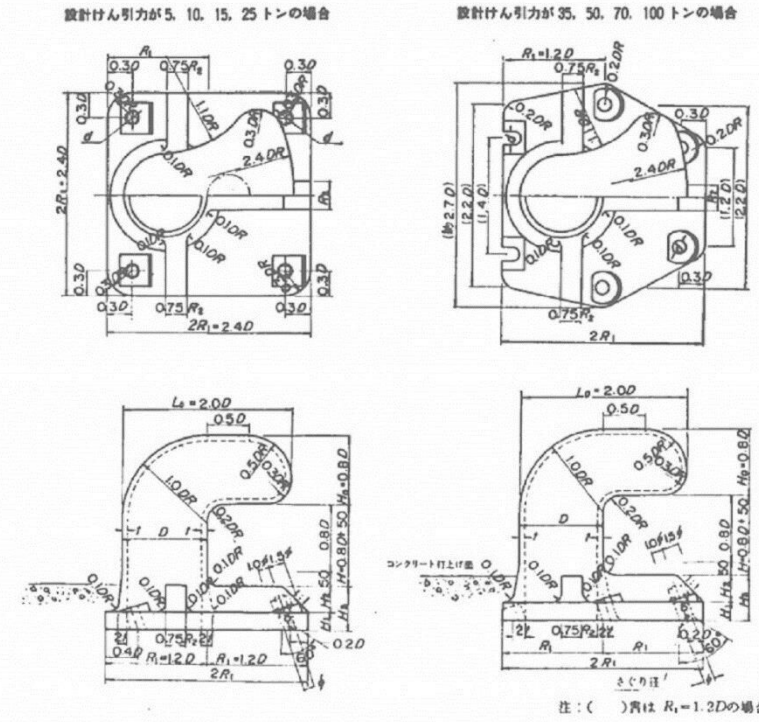
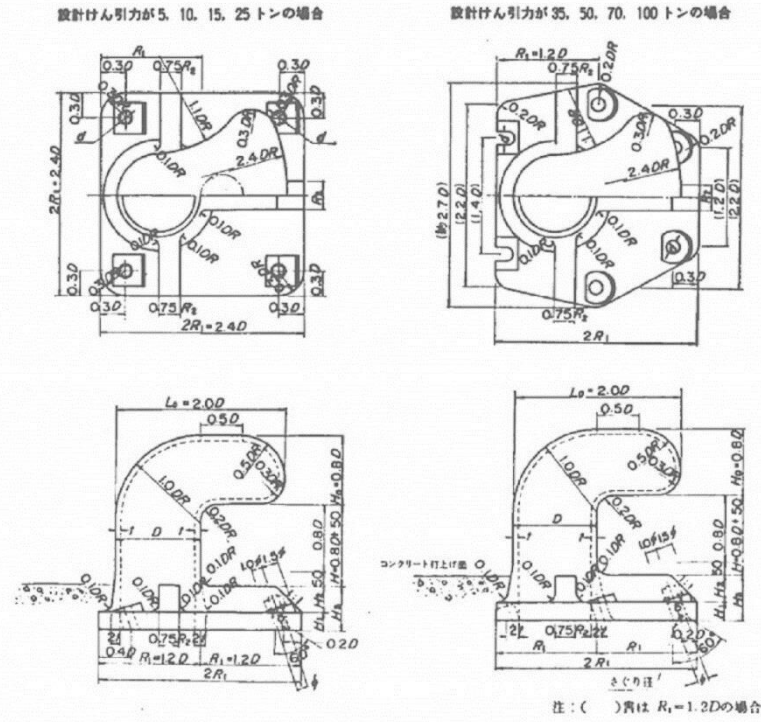


| 略称     | 設計けん引力<br>(kN) | 胴部              |                 |                 | 頭部                            |                               |                              | アンカースト           |           | 底板                             |                                 |                               |                                     |                               |                       | 質量<br>(kg/個) |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------|-----------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|--------------|
|        |                | 胴径<br>D<br>(mm) | 胴高<br>H<br>(mm) | 厚さ<br>t<br>(mm) | 頭部幅<br>B <sub>0</sub><br>(mm) | 頭部高<br>H <sub>0</sub><br>(mm) | 厚さ<br>t <sub>0</sub><br>(mm) | 呼び径<br>f<br>(mm) | 本数<br>(本) | 底板厚さ<br>H <sub>i</sub><br>(mm) | 埋込み深さ<br>H <sub>s</sub><br>(mm) | 外形<br>2R <sub>1</sub><br>(mm) | ボルト位置径<br>2R <sub>1</sub> '<br>(mm) | 内径<br>2R <sub>2</sub><br>(mm) | アンカースト穴径<br>d<br>(mm) |              |
| 直柱 150 | 150            | 250             | 250             | 20              | 400                           | 87                            | 15                           | 36               | 4         | 45                             | 100                             | 600                           | 500                                 | 420                           | 43                    | 130          |
| 直柱 250 | 250            | 300             | 290             | 20              | 480                           | 105                           | 15                           | 48               | 4         | 60                             | 130                             | 720                           | 600                                 | 510                           | 56                    | 220          |
| 直柱 350 | 350            | 300             | 290             | 25              | 480                           | 105                           | 16                           | 48               | 6         | 60                             | 130                             | 720                           | 600                                 | 510                           | 56                    | 230          |
| 直柱 500 | 500            | 350             | 330             | 27              | 560                           | 122                           | 18                           | 56               | 6         | 70                             | 160                             | 840                           | 700                                 | 600                           | 66                    | 360          |
| 直柱 700 | 700            | 400             | 370             | 30              | 640                           | 140                           | 20                           | 64               | 6         | 80                             | 190                             | 960                           | 800                                 | 680                           | 74                    | 530          |
| 直柱1000 | 1000           | 450             | 410             | 35              | 720                           | 157                           | 26                           | 64               | 8         | 80                             | 270                             | 1,180                         | 1,000                               | 860                           | 74                    | 820          |
| 直柱1500 | 1500           | 550             | 490             | 40              | 880                           | 192                           | 30                           | 80               | 8         | 100                            | 340                             | 1,440                         | 1,220                               | 1,040                         | 91                    | 1,480        |
| 直柱2000 | 2000           | 650             | 570             | 43              | 1,040                         | 227                           | 30                           | 90               | 8         | 110                            | 410                             | 1,700                         | 1,440                               | 1,240                         | 101                   | 2,250        |

図1-1 直柱の標準寸法と設計けん引力

設計けん引力が 50, 100, 150, 250kN の場合      設計けん引力が 350, 500, 700, 1000kN の場合

設計けん引力が 50, 100, 150, 250kN の場合      設計けん引力が 350, 500, 700, 1000kN の場合

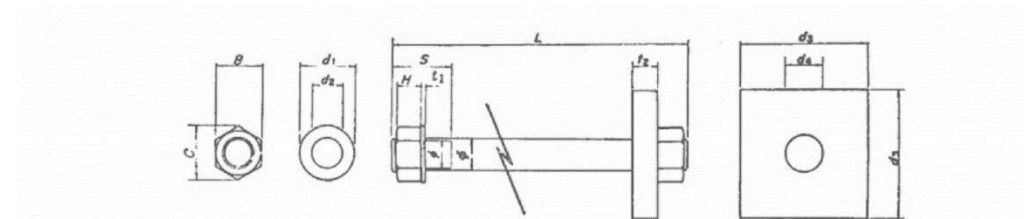
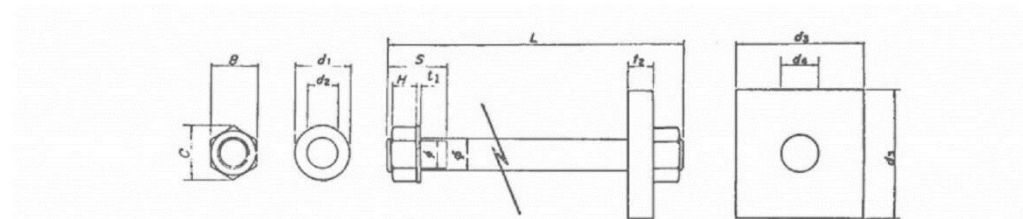


| 略称      | 設計けん引力 (kN) | 胴部        |           |           | 頭部         |             |            | アンカボルト     |          |              | 底板           |              |             |             |               | 質量 (kg/個) |                 |
|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|------------|----------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-----------------|
|         |             | 胴径 D (mm) | 胴高 H (mm) | 厚さ t (mm) | 頭部幅 B (mm) | 頭部高 Hs (mm) | 厚さ ts (mm) | 呼び径 f (mm) | 本数 n (本) | 埋込み角 phi (°) | 底板幅 2R1 (mm) | 底板厚さ Hb (mm) | リブ幅 R2 (mm) | リブ高 Hr (mm) | 埋込み深さ Hs (mm) |           | アンカボルト穴径 d (mm) |
| 曲柱 50   | 50          | 150       | 170       | 20        | 300        | 120         | 20         | 20         | 4        | 22           | 360          | 20           | 50          | 60          | 90            | 27        | 70              |
| 曲柱 100  | 100         | 200       | 210       | 20        | 400        | 160         | 20         | 27         | 4        | 22           | 480          | 40           | 60          | 70          | 110           | 35        | 140             |
| 曲柱 150  | 150         | 250       | 250       | 20        | 500        | 200         | 20         | 33         | 4        | 22           | 600          | 50           | 80          | 80          | 130           | 42        | 245             |
| 曲柱 250  | 250         | 300       | 290       | 21        | 600        | 240         | 21         | 42         | 4        | 22           | 720          | 65           | 100         | 95          | 160           | 52        | 420             |
| 曲柱 350  | 350         | 300       | 290       | 25        | 600        | 240         | 25         | 42         | 6        | 22           | 720          | 65           | 100         | 95          | 160           | 52        | 440             |
| 曲柱 500  | 500         | 350       | 330       | 29        | 700        | 280         | 29         | 48         | 6        | 22           | 840          | 70           | 140         | 100         | 170           | 66        | 665             |
| 曲柱 700  | 700         | 400       | 370       | 33        | 800        | 320         | 33         | 56         | 6        | 22           | 1,000        | 90           | 160         | 120         | 210           | 68        | 1,100           |
| 曲柱 1000 | 1000        | 450       | 410       | 39        | 900        | 360         | 39         | 64         | 6        | 22           | 1,200        | 95           | 220         | 125         | 220           | 78        | 1,670           |

| 略称      | 設計けん引力 (kN) | 胴部        |           |           | 頭部         |             |            | アンカボルト     |          |              | 底板           |              |             |             |               | 質量 (kg/個) |                 |
|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|------------|----------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-----------------|
|         |             | 胴径 D (mm) | 胴高 H (mm) | 厚さ t (mm) | 頭部幅 B (mm) | 頭部高 Hs (mm) | 厚さ ts (mm) | 呼び径 f (mm) | 本数 n (本) | 埋込み角 phi (°) | 底板幅 2R1 (mm) | 底板厚さ Hb (mm) | リブ幅 R2 (mm) | リブ高 Hr (mm) | 埋込み深さ Hs (mm) |           | アンカボルト穴径 d (mm) |
| 曲柱 50   | 50          | 150       | 170       | 20        | 300        | 120         | 20         | 20         | 4        | 22           | 360          | 20           | 50          | 60          | 90            | 27        | 70              |
| 曲柱 100  | 100         | 200       | 210       | 20        | 400        | 160         | 20         | 27         | 4        | 22           | 480          | 40           | 60          | 70          | 110           | 35        | 140             |
| 曲柱 150  | 150         | 250       | 250       | 20        | 500        | 200         | 20         | 33         | 4        | 22           | 600          | 50           | 80          | 80          | 130           | 42        | 245             |
| 曲柱 250  | 250         | 300       | 290       | 21        | 600        | 240         | 21         | 42         | 4        | 22           | 720          | 65           | 100         | 95          | 160           | 52        | 420             |
| 曲柱 350  | 350         | 300       | 290       | 25        | 600        | 240         | 25         | 42         | 6        | 22           | 720          | 65           | 100         | 95          | 160           | 52        | 440             |
| 曲柱 500  | 500         | 350       | 330       | 29        | 700        | 280         | 29         | 48         | 6        | 22           | 840          | 70           | 140         | 100         | 170           | 66        | 665             |
| 曲柱 700  | 700         | 400       | 370       | 33        | 800        | 320         | 33         | 56         | 6        | 22           | 1,000        | 90           | 160         | 120         | 210           | 68        | 1,100           |
| 曲柱 1000 | 1000        | 450       | 410       | 39        | 900        | 360         | 39         | 64         | 6        | 22           | 1,200        | 95           | 220         | 125         | 220           | 78        | 1,670           |

図 1-2 曲柱の標準寸法と設計けん引力

図 1-2 曲柱の標準寸法と設計けん引力



| アンカーボルト          |                  |                 |                 |                        | 六角ナット     |           |           | 平座金                    |                        |                        | アンカー板                  |                        |                        | 1組<br>当り<br>質量<br>(kg) |
|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 呼び径<br>φ<br>(mm) | ピッチ<br>P<br>(mm) | 谷径<br>f<br>(mm) | 長さ<br>L<br>(mm) | ねじ切<br>長さ<br>S<br>(mm) | H<br>(mm) | B<br>(mm) | C<br>(mm) | d <sub>1</sub><br>(mm) | d <sub>2</sub><br>(mm) | t <sub>1</sub><br>(mm) | d <sub>3</sub><br>(mm) | d <sub>4</sub><br>(mm) | t <sub>2</sub><br>(mm) |                        |
| M20              | 2.5              | 17.294          | 450             | 60                     | 16        | 30        | 34.6      | 37                     | 22                     | 3.2                    | 80                     | 22                     | 16                     | 2                      |
| M27              | 3                | 23.752          | 600             | 75                     | 22        | 41        | 47.3      | 50                     | 30                     | 4.5                    | 108                    | 30                     | 22                     | 5                      |
| M33              | 3.5              | 29.211          | 700             | 75                     | 26        | 50        | 57.7      | 60                     | 36                     | 6                      | 132                    | 36                     | 25                     | 6                      |
| M36              | 4                | 31.670          | 750             | 75                     | 29        | 55        | 63.5      | 66                     | 39                     | 6                      | 144                    | 39                     | 28                     | 11                     |
| M42              | 4.5              | 37.129          | 850             | 100                    | 34        | 65        | 75.0      | 78                     | 45                     | 7                      | 168                    | 45                     | 35                     | 17                     |
| M48              | 5                | 42.587          | 1,000           | 100                    | 38        | 75        | 86.5      | 92                     | 52                     | 8                      | 192                    | 51                     | 40                     | 20                     |
| M56              | 5.5              | 50.046          | 1,150           | 120                    | 45        | 85        | 98.1      | 105                    | 62                     | 9                      | 225                    | 61                     | 45                     | 40                     |
| M64              | 6                | 57.505          | 1,300           | 120                    | 51        | 95        | 110       | 115                    | 70                     | 9                      | 256                    | 70                     | 55                     | 62                     |
| M80              | 6                | 73.505          | 1,600           | 150                    | 64        | 115       | 133       | 140                    | 86                     | 12                     | 320                    | 86                     | 65                     | 115                    |
| M90              | 6                | 83.505          | 1,800           | 150                    | 72        | 130       | 150       | 160                    | 96                     | 12                     | 360                    | 96                     | 75                     | 166                    |

| アンカーボルト          |                  |                 |                 |                        | 六角ナット     |           |           | 平座金                    |                        |                        | アンカー板                  |                        |                        | 1組<br>当り<br>質量<br>(kg) |
|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 呼び径<br>φ<br>(mm) | ピッチ<br>P<br>(mm) | 谷径<br>f<br>(mm) | 長さ<br>L<br>(mm) | ねじ切<br>長さ<br>S<br>(mm) | H<br>(mm) | B<br>(mm) | C<br>(mm) | d <sub>1</sub><br>(mm) | d <sub>2</sub><br>(mm) | t <sub>1</sub><br>(mm) | d <sub>3</sub><br>(mm) | d <sub>4</sub><br>(mm) | t <sub>2</sub><br>(mm) |                        |
| M20              | 2.5              | 17.294          | 450             | 60                     | 16        | 30        | 34.6      | 37                     | 22                     | 3.2                    | 80                     | 22                     | 16                     | 2                      |
| M27              | 3                | 23.752          | 600             | 75                     | 22        | 41        | 47.3      | 50                     | 30                     | 4.5                    | 108                    | 30                     | 22                     | 5                      |
| M33              | 3.5              | 29.211          | 700             | 75                     | 26        | 50        | 57.7      | 60                     | 36                     | 6                      | 132                    | 36                     | 25                     | 6                      |
| M36              | 4                | 31.670          | 750             | 75                     | 29        | 55        | 63.5      | 66                     | 39                     | 6                      | 144                    | 39                     | 28                     | 11                     |
| M42              | 4.5              | 37.129          | 850             | 100                    | 34        | 65        | 75.0      | 78                     | 45                     | 7                      | 168                    | 45                     | 35                     | 17                     |
| M48              | 5                | 42.587          | 1,000           | 100                    | 38        | 75        | 86.5      | 92                     | 52                     | 8                      | 192                    | 51                     | 40                     | 20                     |
| M56              | 5.5              | 50.046          | 1,150           | 120                    | 45        | 85        | 98.1      | 105                    | 62                     | 9                      | 225                    | 61                     | 45                     | 40                     |
| M64              | 6                | 57.505          | 1,300           | 120                    | 51        | 95        | 110       | 115                    | 70                     | 9                      | 256                    | 70                     | 55                     | 62                     |
| M80              | 6                | 73.505          | 1,600           | 150                    | 64        | 115       | 133       | 140                    | 86                     | 12                     | 320                    | 86                     | 65                     | 115                    |
| M90              | 6                | 83.505          | 1,800           | 150                    | 72        | 130       | 150       | 160                    | 96                     | 12                     | 360                    | 96                     | 75                     | 166                    |

図1-3 アンカーボルト標準寸法

図1-3 アンカーボルト標準寸法

- ② 受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。
- ③ 工場ですび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。
- ⑤ 係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表1-1 寸法の許容範囲」に示すとおりとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。

- ② 受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。
- ③ 工場ですび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。
- ⑤ 係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表1-1 寸法の許容範囲」に示すとおりとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。

表1-1 寸法の許容範囲（単位：mm）

| 寸法区分         | 長さの許容範囲 |
|--------------|---------|
| 100以下        | ±2      |
| 100を超え 200以下 | ±2.5    |
| 200を超え 400以下 | ±4      |
| 400を超え 800以下 | ±6      |
| 800以上        | ±8      |

表1-1 寸法の許容範囲（単位：mm）

| 寸法区分         | 長さの許容範囲 |
|--------------|---------|
| 100以下        | ±2      |
| 100を超え 200以下 | ±2.5    |
| 200を超え 400以下 | ±4      |
| 400を超え 800以下 | ±6      |
| 800以上        | ±8      |

- ⑥ 厚さの許容範囲は、±3mmとする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

- ⑥ 厚さの許容範囲は、±3mmとする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(3) 施工

(3) 施工

- ① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。
- ② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。
  - ア. 塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。

- ① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。
- ② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。
  - ア. 塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。

- イ. 素地調整後、下塗を始めるまでの時間は、4時間以内とする。
- ウ. 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。
- ③ 受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。
- ⑤ 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ⑥ 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。
- ⑦ 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗らなければならない。

### 1-17-3 防舷材工

#### 1. 防舷材

##### (1) 製作

##### ① ゴム防舷材

- ア. ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- イ. ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表1-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。

表1-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲

| 寸法   | 長さ・幅・高さ    | ボルト孔径 | ボルト孔中心間隔 |
|------|------------|-------|----------|
| 許容範囲 | +4%<br>-2% | ±2mm  | ±4mm     |

- ウ. ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。
- (ア) 性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。
- (イ) 試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は、防舷材に要求される吸収エネルギーと、それまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。
- エ. 受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。
- (ア) 形状寸法（高さ、長さ）
- (イ) 製造年月又はその略号
- (ウ) 製造業者名又はその略号

- イ. 素地調整後、下塗を始めるまでの時間は、4時間以内とする。
- ウ. 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。
- ③ 受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。
- ⑤ 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ⑥ 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。
- ⑦ 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗らなければならない。

### 1-17-3 防舷材工

#### 1. 防舷材

##### (1) 製作

##### ① ゴム防舷材

- ア. ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- イ. ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表1-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。

表1-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲

| 寸法   | 長さ・幅・高さ    | ボルト孔径 | ボルト孔中心間隔 |
|------|------------|-------|----------|
| 許容範囲 | +4%<br>-2% | ±2mm  | ±4mm     |

- ウ. ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。
- (ア) 性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。
- (イ) 試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は、防舷材に要求される吸収エネルギーと、それまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。
- エ. 受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。
- (ア) 形状寸法（高さ、長さ）
- (イ) 製造年月又はその略号
- (ウ) 製造業者名又はその略号

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>(エ) 品番（タイプ、性能等級）</p> <p>② その他</p> <p>イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 施工</p> <p>① ゴム防舷材</p> <p>ア. 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。</p> <p>イ. 防舷材の取付方法は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② その他</p> <p>ア. ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-17-4 車止・縁金物工</b></p> <p><b>1. 車止・縁金物</b></p> <p>(1) 製作</p> <p>① 鋼製（溶融亜鉛めっき）</p> <p>ア. 亜鉛の付着量は、「JISH8641 溶融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550g/m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>また、試験方法は、「JISH0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。</p> <p>イ. めっき作業は、「JISH8641 溶融亜鉛めっき」によらなければならない。</p> <p>② その他</p> <p>鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 施工</p> <p>① 鋼製（溶融亜鉛めっき）</p> <p>ア. コンクリートの施工は、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は第13編1-26-2現場鋼材溶接工、1-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。</p> <p>イ. 新設の塗装の標準使用量は、「表1-3 塗装工程（新設）」によらなければならない。</p> | <p>(エ) 品番（タイプ、性能等級）</p> <p>② その他</p> <p>イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 施工</p> <p>① ゴム防舷材</p> <p>ア. 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。</p> <p>イ. 防舷材の取付方法は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>② その他</p> <p>ア. ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p><b>1-17-4 車止・縁金物工</b></p> <p><b>1. 車止・縁金物</b></p> <p>(1) 製作</p> <p>① 鋼製（溶融亜鉛めっき）</p> <p>ア. 亜鉛の付着量は、「JISH8641 溶融亜鉛めっき」(HDZ55)の550g/m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>また、試験方法は、「JISH0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。</p> <p>イ. めっき作業は、「JISH8641 溶融亜鉛めっき」によらなければならない。</p> <p>② その他</p> <p>鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(2) 施工</p> <p>① 鋼製（溶融亜鉛めっき）</p> <p>ア. コンクリートの施工は、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は第13編1-26-2現場鋼材溶接工、1-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。</p> <p>イ. 新設の塗装の標準使用量は、「表1-3 塗装工程（新設）」によらなければならない。</p> |

表1-3 塗装工程（新設）

| 区分     | 工程                     | 素地調整方法及び塗料名   | 標準使用量<br>(kg/m <sup>2</sup> /回)<br>(標準乾燥膜厚) |
|--------|------------------------|---|---|
| 亜鉛メッキ面 | 1 素地調整<br>(2種ケレン(St3)) | シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。 |   |
|        | 2 下塗（1回）               | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。                                     | 0.16<br>(40μm/回)                            |
|        | 3 中塗（1回）               | JISK5659に規定する鋼構造物用耐久性上塗塗料用中塗。                             | 0.14<br>(30μm/回)                            |
|        | 4 上塗（1回）               | JISK5659に規定する鋼構造物用耐久性上塗塗料用上塗。                             | 0.12<br>(25μm/回)                            |

ア. 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JISZ9101安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

イ. 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾を得なければならない。

ウ. 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② その他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

**1-17-5 防食工**

防食工の施工については、第13編1-3-17防食工の規定によるものとする。

**1-17-6 付属設備工**

**1. 係船環**

係船環の施工については、設計図書の定めによるものとする。

**第18節 消波工**

**1-18-1 一般事項**

本節は、消波工として洗掘防止工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

表1-3 塗装工程（新設）

| 区分     | 工程                     | 素地調整方法及び塗料名   | 標準使用量<br>(kg/m <sup>2</sup> /回)<br>(標準乾燥膜厚) |
|--------|------------------------|---|---|
| 亜鉛メッキ面 | 1 素地調整<br>(2種ケレン(St3)) | シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。 |   |
|        | 2 下塗（1回）               | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。                                     | 0.16<br>(40μm/回)                            |
|        | 3 中塗（1回）               | JISK5659に規定する鋼構造物用耐久性上塗塗料用中塗。                             | 0.14<br>(30μm/回)                            |
|        | 4 上塗（1回）               | JISK5659に規定する鋼構造物用耐久性上塗塗料用上塗。                             | 0.12<br>(25μm/回)                            |

ア. 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JISZ9101安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

イ. 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾を得なければならない。

ウ. 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② その他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

**1-17-5 防食工**

防食工の施工については、第13編1-3-17防食工の規定によるものとする。

**1-17-6 付属設備工**

**1. 係船環**

係船環の施工については、設計図書の定めによるものとする。

**第18節 消波工**

**1-18-1 一般事項**

本節は、消波工として洗掘防止工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>1-18-2 洗掘防止工</b><br/>洗掘防止工の施工については、第13編1-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-18-3 消波ブロック工</b><br/><b>1. 消波ブロック製作</b><br/>(1) 消波ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) 受注者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。<br/>(4) 受注者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。<br/>(5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 消波ブロック据付</b><br/>(1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。<br/>(2) 受注者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。<br/>(3) 受注者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。<br/>(4) 受注者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。<br/>(5) 受注者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。<br/>(6) 受注者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。<br/>(7) 受注者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。</p> <p><b>第19節 裏込・裏埋工</b><br/><b>1-19-1 一般事項</b><br/>本節は、裏込・裏埋工として裏込工、裏埋工、裏埋土工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> | <p><b>1-18-2 洗掘防止工</b><br/>洗掘防止工の施工については、第13編1-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-18-3 消波ブロック工</b><br/><b>1. 消波ブロック製作</b><br/>(1) 消波ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。<br/>(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。<br/>(3) 受注者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。<br/>(4) 受注者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。<br/>(5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。</p> <p><b>2. 消波ブロック据付</b><br/>(1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。<br/>(2) 受注者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。<br/>(3) 受注者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。<br/>(4) 受注者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。<br/>(5) 受注者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。<br/>(6) 受注者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。<br/>(7) 受注者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。</p> <p><b>第19節 裏込・裏埋工</b><br/><b>1-19-1 一般事項</b><br/>本節は、裏込・裏埋工として裏込工、裏埋工、裏埋土工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-19-2 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込材</b></p> <p>(1) 受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。</p> <p><b>2. 瀨取り</b></p> <p>受注者は、瀨取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. 裏込均し</b></p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。</p> <p><b>4. 吸出し防止材</b></p> <p>(1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を確認しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>① アスファルトマット50cm以上</p> <p>② 繊維系マット50cm以上</p> <p>③ 合成樹脂系マット30cm以上</p> <p>④ ゴムマット50cm以上</p> <p>(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) マットの固定方法は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p><b>1-19-3 裏埋工</b></p> <p><b>1. 裏埋材</b></p> <p>(1) 余水吐きの位置及び構造は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しな</p> | <p><b>1-19-2 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込材</b></p> <p>(1) 受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。</p> <p><b>2. 瀨取り</b></p> <p>受注者は、瀨取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. 裏込均し</b></p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。</p> <p><b>4. 吸出し防止材</b></p> <p>(1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を確認しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>① アスファルトマット50cm以上</p> <p>② 繊維系マット50cm以上</p> <p>③ 合成樹脂系マット30cm以上</p> <p>④ ゴムマット50cm以上</p> <p>(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) マットの固定方法は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p><b>1-19-3 裏埋工</b></p> <p><b>1. 裏埋材</b></p> <p>(1) 余水吐きの位置及び構造は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しな</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。なお、設計図書に特別な処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p><b>1-19-4 裏埋土工</b></p> <p><b>1. 土砂掘削</b><br/>土砂掘削の施工については、第13編1-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土砂盛土</b><br/>土砂盛土の施工については、第13編1-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。</p> <p><b>第20節 陸上地盤改良工</b></p> <p><b>1-20-1 一般事項</b><br/>本節は、陸上地盤改良工として圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-20-2 圧密・排水工</b><br/>圧密・排水工の施工については、第13編1-3-6 圧密・排水工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-20-3 締固工</b><br/>締固工の施工については、第13編1-3-7 締固工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-20-4 固化工</b><br/>固化工の施工については、第13編1-3-8 固化工の規定によるものとする。</p> <p><b>第21節 土工</b></p> <p><b>1-21-1 一般事項</b><br/>本節は、土工として掘削工、盛土工、路床盛土工、排水処理工、伐開工、法面工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-21-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 土砂掘削</b><br/>土砂掘削の施工については、第13編1-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。</p> | <p>なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。なお、設計図書に特別な処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p><b>1-19-4 裏埋土工</b></p> <p><b>1. 土砂掘削</b><br/>土砂掘削の施工については、第13編1-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土砂盛土</b><br/>土砂盛土の施工については、第13編1-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。</p> <p><b>第20節 陸上地盤改良工</b></p> <p><b>1-20-1 一般事項</b><br/>本節は、陸上地盤改良工として圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-20-2 圧密・排水工</b><br/>圧密・排水工の施工については、第13編1-3-6 圧密・排水工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-20-3 締固工</b><br/>締固工の施工については、第13編1-3-7 締固工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-20-4 固化工</b><br/>固化工の施工については、第13編1-3-8 固化工の規定によるものとする。</p> <p><b>第21節 土工</b></p> <p><b>1-21-1 一般事項</b><br/>本節は、土工として掘削工、盛土工、路床盛土工、排水処理工、伐開工、法面工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-21-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 土砂掘削</b><br/>土砂掘削の施工については、第13編1-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>る。</p> <p><b>1-21-3 盛土工</b></p> <p><b>1. 土砂盛土</b></p> <p>土砂盛土の施工については、第13編1-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。</p> <p><b>1-21-4 路床盛土工</b></p> <p><b>1. 路床盛土</b></p> <p>(1) 路床盛土の一層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで締固めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、監督員が指示した場合、路床最終仕上げ面のブルーフローリングを行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固めし、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p><b>1-21-5 排水処理工</b></p> <p><b>1. 排水処理</b></p> <p>(1) 受注者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。なお、設計図書に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>1-21-6 伐開工</b></p> <p><b>1. 伐開</b></p> <p>(1) 受注者は、設計図書に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に監督員に通知し、承諾を得なければならない。</p> | <p>る。</p> <p><b>1-21-3 盛土工</b></p> <p><b>1. 土砂盛土</b></p> <p>土砂盛土の施工については、第13編1-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。</p> <p><b>1-21-4 路床盛土工</b></p> <p><b>1. 路床盛土</b></p> <p>(1) 路床盛土の一層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで締固めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、監督員が指示した場合、路床最終仕上げ面のブルーフローリングを行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固めし、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p><b>1-21-5 排水処理工</b></p> <p><b>1. 排水処理</b></p> <p>(1) 受注者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。なお、設計図書に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>1-21-6 伐開工</b></p> <p><b>1. 伐開</b></p> <p>(1) 受注者は、設計図書に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に監督員に通知し、承諾を得なければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>1-21-7 法面工</b></p> <p><b>1. 法面</b></p> <p>(1) 受注者は、設計図書の定めにより法面を正しい形状に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。</p> <p>(3) 植生は、第13編 1-3-21植生工の規定によるものとする。</p> <p><b>第22節 舗装工</b></p> <p><b>1-22-1 一般事項</b></p> <p>本節は、舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-22-2 路床工</b></p> <p>路床工の施工については、第13編 1-3-18路床工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-22-3 コンクリート舗装工</b></p> <p>コンクリート舗装工の施工については、第13編 1-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-22-4 アスファルト舗装工</b></p> <p>アスファルト舗装工の施工については、第13編 1-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第23節 維持補修工</b></p> <p><b>1-23-1 一般事項</b></p> <p>本節は、維持補修工として維持塗装工、防食工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-23-2 維持塗装工</b></p> <p><b>1. 係船柱塗装</b></p> <p>(1) 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗らなければならない。</p> <p><b>2. 車止塗装、縁金物塗装</b></p> <p>(1) 鋼製</p> <p>① 塗替の塗装の標準使用量は、「表1-4塗装工程（塗替）」によらなければならない。</p> <p>② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JISZ9101安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなけれ</p> | <p><b>1-21-7 法面工</b></p> <p><b>1. 法面</b></p> <p>(1) 受注者は、設計図書の定めにより法面を正しい形状に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。</p> <p>(3) 植生は、第13編 1-3-21植生工の規定によるものとする。</p> <p><b>第22節 舗装工</b></p> <p><b>1-22-1 一般事項</b></p> <p>本節は、舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-22-2 路床工</b></p> <p>路床工の施工については、第13編 1-3-18路床工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-22-3 コンクリート舗装工</b></p> <p>コンクリート舗装工の施工については、第13編 1-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-22-4 アスファルト舗装工</b></p> <p>アスファルト舗装工の施工については、第13編 1-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第23節 維持補修工</b></p> <p><b>1-23-1 一般事項</b></p> <p>本節は、維持補修工として維持塗装工、防食工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-23-2 維持塗装工</b></p> <p><b>1. 係船柱塗装</b></p> <p>(1) 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗らなければならない。</p> <p><b>2. 車止塗装、縁金物塗装</b></p> <p>(1) 鋼製</p> <p>① 塗替の塗装の標準使用量は、「表1-4塗装工程（塗替）」によらなければならない。</p> <p>② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JISZ9101安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなけれ</p> |

ばならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

表1-4 塗装工程（塗替）

| 区分          | 工程                     | 素地調整方法及び塗料名  | 標準使用量<br>(kg/m <sup>2</sup> /回)<br>(標準乾燥膜厚) |
|-------------|------------------------|--|---|
| 亜鉛メッキ面      | 1 素地調整<br>(3種ケレン(SI2)) | 動力工具等を用いて、劣化した旧塗膜、鉄さび、亜鉛の白さびを除去する。活膜部は全面表面面粗しを行う。                          |   |
|             | 2 補修塗(1回)              | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。  | (0.16)                                      |
|             | 3 下塗(1回)               | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。  | 0.16<br>(40μm/回)                            |
|             | 4 中塗(1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。  | 0.14<br>(30μm/回)                            |
|             | 5 上塗(1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用上塗。  | 0.12<br>(25μm/回)                            |
| 亜鉛メッキをいれ既設面 | 1 素地調整<br>(2種ケレン(SI3)) | 動力工具（金剛砂グラインダー、チップングハンマー等）により緻密な黒皮以外の黒皮、さび、その他の付着物を完全に除去し、鋼肌が表れる程度に素地調整する。 |   |
|             | 2 下塗(2回)               | JIS K 5621一般用さび止めペイントに規定するさび止めペイント2種。                                      | 0.13~0.15                                   |
|             | 3 上塗(1回)               | JIS K 5516合成樹脂調合ペイントに規定する長油性フタル酸樹脂塗料。                                      | 0.11~0.16                                   |

- ③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾を得なければならない。
- ④ 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

(2) その他

鋼製以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

1-23-3 防食工

防食工の施工については、第13編1-3-17防食工の規定によるものとする。

第24節 構造物撤去工

1-24-1 一般事項

1. 構造物撤去工

本節は、構造物撤去工として取壊し工、撤去工その他これらに類する工種について

ばならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

表1-4 塗装工程（塗替）

| 区分          | 工程                     | 素地調整方法及び塗料名  | 標準使用量<br>(kg/m <sup>2</sup> /回)<br>(標準乾燥膜厚) |
|-------------|------------------------|--|---|
| 亜鉛メッキ面      | 1 素地調整<br>(3種ケレン(SI2)) | 動力工具等を用いて、劣化した旧塗膜、鉄さび、亜鉛の白さびを除去する。活膜部は全面表面面粗しを行う。                          |   |
|             | 2 補修塗(1回)              | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。  | (0.16)                                      |
|             | 3 下塗(1回)               | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。  | 0.16<br>(40μm/回)                            |
|             | 4 中塗(1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。  | 0.14<br>(30μm/回)                            |
|             | 5 上塗(1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用上塗。  | 0.12<br>(25μm/回)                            |
| 亜鉛メッキをいれ既設面 | 1 素地調整<br>(2種ケレン(SI3)) | 動力工具（金剛砂グラインダー、チップングハンマー等）により緻密な黒皮以外の黒皮、さび、その他の付着物を完全に除去し、鋼肌が表れる程度に素地調整する。 |   |
|             | 2 下塗(2回)               | JIS K 5621一般用さび止めペイントに規定するさび止めペイント2種。                                      | 0.13~0.15                                   |
|             | 3 上塗(1回)               | JIS K 5516合成樹脂調合ペイントに規定する長油性フタル酸樹脂塗料。                                      | 0.11~0.16                                   |

- ③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾を得なければならない。
- ④ 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

(2) その他

鋼製以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

1-23-3 防食工

防食工の施工については、第13編1-3-17防食工の規定によるものとする。

第24節 構造物撤去工

1-24-1 一般事項

1. 構造物撤去工

本節は、構造物撤去工として取壊し工、撤去工その他これらに類する工種について

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>定めるものとする。</p> <p><b>2. 建設副産物</b><br/>受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-20建設副産物の規定による。</p> <p><b>3. 運搬処理</b><br/>受注者は、運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p><b>1-24-2 取壊し工</b></p> <p><b>1. コンクリート取壊し</b><br/>コンクリート取壊し受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>1-24-3 撤去工</b></p> <p><b>1. 水中コンクリート撤去</b><br/>(1) 受注者は、水中コンクリート構造物を取壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。<br/>(2) 受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 鋼矢板等切断撤去</b><br/>(1) 受注者は、鋼材切断を行うに当り本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。<br/>(2) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者でなければならない。<br/>(3) 水中切断の場合の切断工は、前項の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。<br/>(4) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。<br/>(5) 受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。<br/>(6) 受注者は、事前に切断箇所さび、ごみ等を除去しなければならない。<br/>(7) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。</p> <p><b>3. 腹起・タイ材撤去</b><br/>受注者は、腹起・タイ材撤去に当り切断作業が生じた場合、本条第2項の規定によるものとする。</p> <p><b>4. 舗装版撤去</b><br/>受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ</p> | <p>定めるものとする。</p> <p><b>2. 建設副産物</b><br/>受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-20建設副産物の規定による。</p> <p><b>3. 運搬処理</b><br/>受注者は、運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p><b>1-24-2 取壊し工</b></p> <p><b>1. コンクリート取壊し</b><br/>コンクリート取壊し受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>1-24-3 撤去工</b></p> <p><b>1. 水中コンクリート撤去</b><br/>(1) 受注者は、水中コンクリート構造物を取壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。<br/>(2) 受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>2. 鋼矢板等切断撤去</b><br/>(1) 受注者は、鋼材切断を行うに当り本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。<br/>(2) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者でなければならない。<br/>(3) 水中切断の場合の切断工は、前項の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。<br/>(4) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。<br/>(5) 受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。<br/>(6) 受注者は、事前に切断箇所さび、ごみ等を除去しなければならない。<br/>(7) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。</p> <p><b>3. 腹起・タイ材撤去</b><br/>受注者は、腹起・タイ材撤去に当り切断作業が生じた場合、本条第2項の規定によるものとする。</p> <p><b>4. 舗装版撤去</b><br/>受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 石材撤去</b><br/>受注者は、水中石材撤去到り汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>6. ケーソン撤去</b><br/>受注者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>7. ブロック撤去</b><br/>受注者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去</b><br/>受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> | <p>切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 石材撤去</b><br/>受注者は、水中石材撤去到り汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>6. ケーソン撤去</b><br/>受注者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>7. ブロック撤去</b><br/>受注者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去</b><br/>受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> |
| <p><b>第25節 仮設工</b></p> <p><b>1-25-1 一般事項</b><br/>本節は、仮設工として仮設鋼矢板工、仮設鋼管杭・鋼管矢板工、仮設道路工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-25-2 仮設鋼矢板工</b></p> <p><b>1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭</b><br/>仮設鋼矢板・H形鋼杭の施工については、第13編1-3-13鋼矢板工、1-3-15鋼杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-25-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b><br/>先行掘削の施工については、第13編1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板</b><br/>仮設鋼管杭・鋼管矢板の施工については、第13編1-3-13鋼矢板工、1-3-15鋼杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-25-4 仮設道路工</b></p> <p><b>1. 仮設道路</b><br/>(1) 仮設道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために一時的に施工された道路をいうものとする。</p> | <p><b>第25節 仮設工</b></p> <p><b>1-25-1 一般事項</b><br/>本節は、仮設工として仮設鋼矢板工、仮設鋼管杭・鋼管矢板工、仮設道路工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-25-2 仮設鋼矢板工</b></p> <p><b>1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭</b><br/>仮設鋼矢板・H形鋼杭の施工については、第13編1-3-13鋼矢板工、1-3-15鋼杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-25-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工</b></p> <p><b>1. 先行掘削</b><br/>先行掘削の施工については、第13編1-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板</b><br/>仮設鋼管杭・鋼管矢板の施工については、第13編1-3-13鋼矢板工、1-3-15鋼杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-25-4 仮設道路工</b></p> <p><b>1. 仮設道路</b><br/>(1) 仮設道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために一時的に施工された道路をいうものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>(2) 受注者は、仮設道路の施工に当り、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仮設道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、仮設道路盛土の施工に当り、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、仮設道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、仮設道路の敷砂利を行うに当り、石材を均一に敷均さなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、安定シートを用いて仮設道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、殻運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、仮設道路を既設構造物上に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。</p>  | <p>(2) 受注者は、仮設道路の施工に当り、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仮設道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、仮設道路盛土の施工に当り、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、仮設道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、仮設道路の敷砂利を行うに当り、石材を均一に敷均さなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、安定シートを用いて仮設道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、殻運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、仮設道路を既設構造物上に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。</p>  |
| <p><b>第26節 雑工</b></p>   | <p><b>第26節 雑工</b></p>   |
| <p><b>1-26-1 一般事項</b></p>   | <p><b>1-26-1 一般事項</b></p>   |
| <p>本節は、雑工として現場鋼材溶接工、現場鋼材切断工、その他雑工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>  | <p>本節は、雑工として現場鋼材溶接工、現場鋼材切断工、その他雑工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>  |
| <p><b>1-26-2 現場鋼材溶接工</b></p>  | <p><b>1-26-2 現場鋼材溶接工</b></p>  |
| <p><b>1. 現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）</b></p>   | <p><b>1. 現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）</b></p>   |
| <p>(1) 溶接工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841 半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者でなければならない。</p> <p>(2) 水中溶接の場合の溶接工は、(1)の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格WE S-8103）を置く場合、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 溶接方法は、アーク溶接としなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分（水中溶接を除く）等を十分に除去しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。</p> | <p>(1) 溶接工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841 半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者でなければならない。</p> <p>(2) 水中溶接の場合の溶接工は、(1)の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格WE S-8103）を置く場合、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(4) 溶接方法は、アーク溶接としなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分（水中溶接を除く）等を十分に除去しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>(8) 受注者は、設計図書に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、設計図書に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、仮付け又は組合せ治具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならない。また、組合せ治具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を監督員に通知しなければならない。</p> | <p>(8) 受注者は、設計図書に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、設計図書に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、仮付け又は組合せ治具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならない。また、組合せ治具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を監督員に通知しなければならない。</p> |
| <p><b>1-26-3 現場鋼材切断工</b></p> <p><b>1. 現場鋼材切断</b></p> <p>(1) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない。</p> <p>(2) 水中切断の場合の切断工は、(1)の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。</p> <p>(3) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。</p>   | <p><b>1-26-3 現場鋼材切断工</b></p> <p><b>1. 現場鋼材切断</b></p> <p>(1) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない。</p> <p>(2) 水中切断の場合の切断工は、(1)の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。</p> <p>(3) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。</p>   |
| <p><b>1-26-4 その他雑工</b></p> <p><b>1. 清掃</b></p> <p>受注者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 削孔</b></p> <p>受注者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。</p>  | <p><b>1-26-4 その他雑工</b></p> <p><b>1. 清掃</b></p> <p>受注者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 削孔</b></p> <p>受注者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。</p>  |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>第27節 共通仮設</b></p> <p><b>1-27-1 適用</b></p> <p><b>1. 汚濁防止膜工</b><br/>本節は、各工事において共通的に使用する汚濁防止膜工について適用するものとする。</p> <p><b>2. 定めのない事項</b><br/>本節に特に定めのない事項については、第2編材料の規定によるものとする。</p> <p><b>1-27-2 汚濁防止膜工</b></p> <p><b>1. 水質汚濁防止膜</b><br/>受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。</p> <p><b>2. 設置及び撤去時期</b><br/>受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p><b>3. 枠方式</b><br/>受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。</p> <p><b>4. 灯浮標又は標識灯</b><br/>受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。</p> <p><b>5. 保守管理</b><br/>受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従わなければならない。</p> | <p><b>第27節 共通仮設</b></p> <p><b>1-27-1 適用</b></p> <p><b>1. 汚濁防止膜工</b><br/>本節は、各工事において共通的に使用する汚濁防止膜工について適用するものとする。</p> <p><b>2. 定めのない事項</b><br/>本節に特に定めのない事項については、第2編材料の規定によるものとする。</p> <p><b>1-27-2 汚濁防止膜工</b></p> <p><b>1. 水質汚濁防止膜</b><br/>受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。</p> <p><b>2. 設置及び撤去時期</b><br/>受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督員に通知しなければならない。</p> <p><b>3. 枠方式</b><br/>受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。</p> <p><b>4. 灯浮標又は標識灯</b><br/>受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。</p> <p><b>5. 保守管理</b><br/>受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従わなければならない。</p> <p><b>6. カーテン引張強度の確認■</b><br/>汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。</p> <p>①再利用品の場合</p> <p>イ) 引張試験による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの</li> <li>・提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。</li> </ul> <p>ロ) 使用履歴による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</li> <li>・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）</li> <li>・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術セン</li> </ul> |

| 改正前（令和6年版） | 改正後（令和8年版）   |
|------------|--|
|            | <p>ター)に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。</p> <p>ハ) 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</li> <li>・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書</li> <li>・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。</li> </ul> <p>②未使用品の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの</li> <li>・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）</li> </ul> |

## 第2章 航路、泊地、船だまり

## 第2章 航路、泊地、船だまり

### 第1節 航路、泊地、船だまり

#### 2-1-1 適用

##### 1. 浚渫工、土捨工、埋立工

本章は、港湾・漁港工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)

### 第3節 浚渫工

#### 2-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 2-3-2 ポンプ浚渫工

##### 1. ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第13編1-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。

##### 2. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第13編1-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

#### 2-3-3 グラブ浚渫工

##### 1. グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

### 第1節 航路、泊地、船だまり

#### 2-1-1 適用

##### 1. 浚渫工、土捨工、埋立工

本章は、港湾・漁港工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和5年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2023年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和4年4月)

### 第3節 浚渫工

#### 2-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 2-3-2 ポンプ浚渫工

##### 1. ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第13編1-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。

##### 2. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第13編1-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

#### 2-3-3 グラブ浚渫工

##### 1. グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>2-3-4 硬土盤浚渫工</b></p> <p><b>1. 硬土盤浚渫</b><br/>硬土盤浚渫の施工については、第13編1-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>2-3-5 岩盤浚渫工</b></p> <p><b>1. 砕岩浚渫</b><br/>砕岩浚渫の施工については、第13編1-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>2-3-6 バックホウ浚渫工</b></p> <p><b>1. バックホウ浚渫</b><br/>バックホウ浚渫の施工については、第13編1-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 土捨工</b><br/>土捨工の施工については、第13編第1章第4節土捨工の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 埋立工</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 埋立工</b><br/>本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 砂塵及び悪臭の防止</b><br/>受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> | <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>2-3-4 硬土盤浚渫工</b></p> <p><b>1. 硬土盤浚渫</b><br/>硬土盤浚渫の施工については、第13編1-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>2-3-5 岩盤浚渫工</b></p> <p><b>1. 砕岩浚渫</b><br/>砕岩浚渫の施工については、第13編1-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>2-3-6 バックホウ浚渫工</b></p> <p><b>1. バックホウ浚渫</b><br/>バックホウ浚渫の施工については、第13編1-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土運船運搬</b><br/>土運船運搬の施工については、第13編1-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 土捨工</b><br/>土捨工の施工については、第13編第1章第4節土捨工の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 埋立工</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 埋立工</b><br/>本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 砂塵及び悪臭の防止</b><br/>受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p><b>3. 裏埋と埋立</b><br/>受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。</p> <p><b>2-5-2 余水吐工</b><br/><b>1. 余水吐</b><br/>(1) 余水吐の位置及び構造は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。</p> <p><b>2-5-3 固化工</b><br/>固化工の施工については第13編1-3-8固化工の規定によるものとする。</p> <p><b>2-5-4 埋立工</b><br/><b>1. ポンプ土取</b><br/>(1) ポンプ土取の施工については、第13編1-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。<br/>(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2. グラブ土取</b><br/>(1) グラブ土取の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。<br/>(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3. ガット土取</b><br/>(1) ガット土取の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。<br/>(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2-5-5 排砂管設備工</b><br/>排砂管設備工の施工については、第13編1-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。</p> <p><b>2-5-6 土運船運搬工</b><br/>土運船運搬工の施工については、第13編1-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。</p> | <p><b>3. 裏埋と埋立</b><br/>受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。</p> <p><b>2-5-2 余水吐工</b><br/><b>1. 余水吐</b><br/>(1) 余水吐の位置及び構造は、設計図書の定めによるものとする。<br/>(2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。</p> <p><b>2-5-3 固化工</b><br/>固化工の施工については第13編1-3-8固化工の規定によるものとする。</p> <p><b>2-5-4 埋立工</b><br/><b>1. ポンプ土取</b><br/>(1) ポンプ土取の施工については、第13編1-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。<br/>(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2. グラブ土取</b><br/>(1) グラブ土取の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。<br/>(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3. ガット土取</b><br/>(1) ガット土取の施工については、第13編1-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。<br/>(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2-5-5 排砂管設備工</b><br/>排砂管設備工の施工については、第13編1-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。</p> <p><b>2-5-6 土運船運搬工</b><br/>土運船運搬工の施工については、第13編1-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>2-5-7 揚土埋立工</b></p> <p><b>1. バージアンローダ揚土</b><br/>バージアンローダ揚土の施工については、第13編1-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 空気圧送揚土</b><br/>空気圧送揚土の施工については、第13編1-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>3. リクレーマ揚土</b><br/>リクレーマ揚土の施工については、第13編1-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>4. バックホウ揚土</b><br/>バックホウ揚土の施工については、第13編1-3-2、11. バックホウ揚土を適用するものとする。</p> <p><b>2-5-8 埋立土工</b></p> <p><b>1. 土砂掘削</b><br/>土砂掘削の施工については、第13編1-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土砂盛土</b><br/>土砂盛土の施工については、第13編1-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。</p> | <p><b>2-5-7 揚土埋立工</b></p> <p><b>1. バージアンローダ揚土</b><br/>バージアンローダ揚土の施工については、第13編1-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 空気圧送揚土</b><br/>空気圧送揚土の施工については、第13編1-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>3. リクレーマ揚土</b><br/>リクレーマ揚土の施工については、第13編1-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。</p> <p><b>4. バックホウ揚土</b><br/>バックホウ揚土の施工については、第13編1-3-2、11. バックホウ揚土を適用するものとする。</p> <p><b>2-5-8 埋立土工</b></p> <p><b>1. 土砂掘削</b><br/>土砂掘削の施工については、第13編1-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 土砂盛土</b><br/>土砂盛土の施工については、第13編1-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。</p> |

## 第3章 防波堤、防砂堤、導流堤

## 第3章 防波堤、防砂堤、導流堤

### 第1節 適用

#### 3-1-1 適用

##### 1. 適用

本章は、港湾・漁港工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第13編第1章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第13編第1章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第13編第1章第8節本体工（ブロック式）

### 第1節 適用

#### 3-1-1 適用

##### 1. 適用

本章は、港湾・漁港工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和5年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2023年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和4年4月)

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第13編第1章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第13編第1章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第13編第1章第8節本体工（ブロック式）

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 本體工（場所打式）</b><br/>本體工（場所打式）の施工については、第13編第1章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）</b><br/>本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第13編第1章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 本體工（鋼矢板式）</b><br/>本體工（鋼矢板式）の施工については、第13編第1章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 本體工（コンクリート矢板式）</b><br/>本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第13編第1章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 本體工（鋼杭式）</b><br/>本體工（鋼杭式）の施工については、第13編第1章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 本體工（コンクリート杭式）</b><br/>本體工（コンクリート杭式）の施工については、第13編第1章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 被覆・根固工</b><br/>被覆・根固工の施工については、第13編第1章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 上部工</b><br/>上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 消波工</b><br/>消波工の施工については、第13編第1章第18節消波工の規定によるものとする。</p> <p><b>第16節 維持補修工</b><br/>維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p> | <p>の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 本體工（場所打式）</b><br/>本體工（場所打式）の施工については、第13編第1章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）</b><br/>本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第13編第1章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 本體工（鋼矢板式）</b><br/>本體工（鋼矢板式）の施工については、第13編第1章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 本體工（コンクリート矢板式）</b><br/>本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第13編第1章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 本體工（鋼杭式）</b><br/>本體工（鋼杭式）の施工については、第13編第1章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 本體工（コンクリート杭式）</b><br/>本體工（コンクリート杭式）の施工については、第13編第1章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 被覆・根固工</b><br/>被覆・根固工の施工については、第13編第1章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 上部工</b><br/>上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 消波工</b><br/>消波工の施工については、第13編第1章第18節消波工の規定によるものとする。</p> <p><b>第16節 維持補修工</b><br/>維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p> |

**第17節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

**第18節 雑工**

雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。

**第17節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

**第18節 雑工**

雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <h2>第4章 防潮堤</h2>   | <h2>第4章 防潮堤</h2>   |
| <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>4-1-1 適用</b></p> <p><b>1. 適用</b></p> <p>本章は、港湾・漁港工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p><b>2. 定めのない事項</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）<br/> 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和3年3月）<br/> (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年度版）<br/> 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和2年4月）</p> <p><b>第3節 海上地盤改良工</b></p> <p>海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p>基礎工の施工については、第13編第1章第6節基礎工の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 本体工（ケーソン式）</b></p> <p>本体工（ケーソン式）の施工については、第13編第1章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 本体工（ブロック式）</b></p> <p>本体工（ブロック式）の施工については、第13編第1章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。</p> | <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>4-1-1 適用</b></p> <p><b>1. 適用</b></p> <p>本章は、港湾・漁港工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p><b>2. 定めのない事項</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）<br/> 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）<br/> (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年度版）<br/> 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和4年4月）</p> <p><b>第3節 海上地盤改良工</b></p> <p>海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p>基礎工の施工については、第13編第1章第6節基礎工の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 本体工（ケーソン式）</b></p> <p>本体工（ケーソン式）の施工については、第13編第1章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 本体工（ブロック式）</b></p> <p>本体工（ブロック式）の施工については、第13編第1章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>第7節 本體工（場所打式）</b><br/>本體工（場所打式）の施工については、第13編第1章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。</p>                 | <p><b>第7節 本體工（場所打式）</b><br/>本體工（場所打式）の施工については、第13編第1章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。</p>                 |
| <p><b>第8節 本體工（鋼矢板式）</b><br/>本體工（鋼矢板式）の施工については、第13編第1章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。</p>                | <p><b>第8節 本體工（鋼矢板式）</b><br/>本體工（鋼矢板式）の施工については、第13編第1章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。</p>                |
| <p><b>第9節 本體工（コンクリート矢板式）</b><br/>本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第13編第1章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。</p> | <p><b>第9節 本體工（コンクリート矢板式）</b><br/>本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第13編第1章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。</p> |
| <p><b>第10節 被覆・根固工</b><br/>被覆・根固工の施工については、第13編第1章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。</p>                        | <p><b>第10節 被覆・根固工</b><br/>被覆・根固工の施工については、第13編第1章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。</p>                        |
| <p><b>第11節 上部工</b><br/>上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。</p>                                 | <p><b>第11節 上部工</b><br/>上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。</p>                                 |
| <p><b>第12節 消波工</b><br/>消波工の施工については、第13編第1章第18節消波工の規定によるものとする。</p>                                 | <p><b>第12節 消波工</b><br/>消波工の施工については、第13編第1章第18節消波工の規定によるものとする。</p>                                 |
| <p><b>第13節 陸上地盤改良工</b><br/>陸上地盤改良工の施工については、第13編第1章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。</p>                     | <p><b>第13節 陸上地盤改良工</b><br/>陸上地盤改良工の施工については、第13編第1章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。</p>                     |
| <p><b>第14節 土工</b><br/>土工の施工については、第13編第1章第21節土工の規定によるものとする。</p>                                    | <p><b>第14節 土工</b><br/>土工の施工については、第13編第1章第21節土工の規定によるものとする。</p>                                    |
| <p><b>第15節 舗装工</b><br/>舗装工の施工については、第13編第1章第22節舗装工の規定によるものとする。</p>                                 | <p><b>第15節 舗装工</b><br/>舗装工の施工については、第13編第1章第22節舗装工の規定によるものとする。</p>                                 |
| <p><b>第16節 維持補修工</b><br/>維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p>                           | <p><b>第16節 維持補修工</b><br/>維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p>                           |
| <p><b>第17節 構造物撤去工</b><br/>構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。</p>                        | <p><b>第17節 構造物撤去工</b><br/>構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。</p>                        |

**第18節 仮設工**

仮設工の施工については、第13編第1章第25節仮設工の規定によるものとする。

**第19節 雑工**

雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。

**第18節 仮設工**

仮設工の施工については、第13編第1章第25節仮設工の規定によるものとする。

**第19節 雑工**

雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第5章 護岸、岸壁、物揚場

## 第5章 護岸、岸壁、物揚場

### 第1節 適用

### 第1節 適用

#### 5-1-1 適用

#### 5-1-1 適用

##### 1. 適用

##### 1. 適用

本章は、港湾・漁港工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

本章は、港湾・漁港工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 定めのない事項

##### 2. 定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章によるものとする。

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和5年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2023年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和4年4月)

### 第3節 海上地盤改良工

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第13編第1章第6節基礎工の規定によるものとする。

基礎工の施工については、第13編第1章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第13編第1章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

本体工（ケーソン式）の施工については、第13編第1章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第13編第1章第8節本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第13編第1章第8節本体工（ブロック式）

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 本體工（場所打式）</b><br/>本體工（場所打式）の施工については、第13編第1章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）</b><br/>本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第13編第1章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 本體工（鋼矢板式）</b><br/>本體工（鋼矢板式）の施工については、第13編第1章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 本體工（コンクリート矢板式）</b><br/>本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第13編第1章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 本體工（鋼杭式）</b><br/>本體工（鋼杭式）の施工については、第13編第1章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 本體工（コンクリート杭式）</b><br/>本體工（コンクリート杭式）の施工については、第13編第1章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 被覆・根固工</b><br/>被覆・根固工の施工については、第13編第1章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 上部工</b><br/>上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 付属工</b><br/>付属工の施工については、第13編第1章第17節付属工の規定によるものとする。</p> <p><b>第16節 消波工</b><br/>消波工の施工については、第13編第1章第18節消波工の規定によるものとする。</p> | <p>の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 本體工（場所打式）</b><br/>本體工（場所打式）の施工については、第13編第1章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）</b><br/>本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第13編第1章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 本體工（鋼矢板式）</b><br/>本體工（鋼矢板式）の施工については、第13編第1章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 本體工（コンクリート矢板式）</b><br/>本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第13編第1章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 本體工（鋼杭式）</b><br/>本體工（鋼杭式）の施工については、第13編第1章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 本體工（コンクリート杭式）</b><br/>本體工（コンクリート杭式）の施工については、第13編第1章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 被覆・根固工</b><br/>被覆・根固工の施工については、第13編第1章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 上部工</b><br/>上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 付属工</b><br/>付属工の施工については、第13編第1章第17節付属工の規定によるものとする。</p> <p><b>第16節 消波工</b><br/>消波工の施工については、第13編第1章第18節消波工の規定によるものとする。</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>第17節 裏込・裏埋工</b><br/>裏込・裏埋工の施工については、第13編第1章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。</p> <p><b>第18節 陸上地盤改良工</b><br/>陸上地盤改良工の施工については、第13編第1章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。</p> <p><b>第19節 土工</b><br/>土工の施工については、第13編第1章第21節土工の規定によるものとする。</p> <p><b>第20節 舗装工</b><br/>舗装工の施工については、第13編第1章第22節舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第21節 維持補修工</b><br/>維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p> <p><b>第22節 構造物撤去工</b><br/>構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。</p> <p><b>第23節 仮設工</b><br/>仮設工の施工については、第13編第1章第25節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第24節 雑工</b><br/>雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。</p> | <p><b>第17節 裏込・裏埋工</b><br/>裏込・裏埋工の施工については、第13編第1章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。</p> <p><b>第18節 陸上地盤改良工</b><br/>陸上地盤改良工の施工については、第13編第1章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。</p> <p><b>第19節 土工</b><br/>土工の施工については、第13編第1章第21節土工の規定によるものとする。</p> <p><b>第20節 舗装工</b><br/>舗装工の施工については、第13編第1章第22節舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第21節 維持補修工</b><br/>維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p> <p><b>第22節 構造物撤去工</b><br/>構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。</p> <p><b>第23節 仮設工</b><br/>仮設工の施工については、第13編第1章第25節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第24節 雑工</b><br/>雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。</p> |

## 第6章 棧橋、係船杭

### 第1節 適用

#### 6-1-1 適用

##### 1. 適用

本章は、港湾・漁港工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説         | (平成30年5月) |
| 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書     | (令和3年3月)  |
| (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書     | (2015年度版) |
| 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 | (令和2年4月)  |

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第13編第1章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第13編第1章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

### 第6節 上部工

上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。

## 第6章 棧橋、係船杭

### 第1節 適用

#### 6-1-1 適用

##### 1. 適用

本章は、港湾・漁港工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説         | (平成30年5月) |
| 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書     | (令和5年3月)  |
| (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書     | (2023年度版) |
| 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 | (令和4年4月)  |

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第13編第1章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第13編第1章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第13編第1章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

### 第6節 上部工

上部工の施工については、第13編第1章第16節上部工の規定によるものとする。

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>第7節 付属工</b><br/>           付属工の施工については、第13編第1章第17節付属工の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 舗装工</b><br/>           舗装工の施工については、第13編第1章第22節舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 維持補修工</b><br/>           維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 構造物撤去工</b><br/>           構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 雑工</b><br/>           雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。</p> | <p><b>第7節 付属工</b><br/>           付属工の施工については、第13編第1章第17節付属工の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 舗装工</b><br/>           舗装工の施工については、第13編第1章第22節舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 維持補修工</b><br/>           維持補修工の施工については、第13編第1章第23節維持補修工の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 構造物撤去工</b><br/>           構造物撤去工の施工については、第13編第1章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 雑工</b><br/>           雑工の施工については、第13編第1章第26節雑工の規定によるものとする。</p> |

## 第7章 臨港道路

### 第1節 適用

#### 7-1-1 適用

##### 1. 適用

本章は、港湾・漁港工事（臨港道路（但し、一般交通の用に供するものは除く））における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 特に定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)

### 第3節 土工

土工の施工については、第13編第1章第21節土工の規定によるものとする。

### 第4節 道路舗装工

#### 7-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 7-4-2 路床工

路床工の施工については、第13編1-3-18路床工の規定によるものとする。

#### 7-4-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第13編1-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

## 第7章 臨港道路

### 第1節 適用

#### 7-1-1 適用

##### 1. 適用

本章は、港湾・漁港工事（臨港道路（但し、一般交通の用に供するものは除く））における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。

##### 2. 特に定めのない事項

本章に特に定めのない事項については、第1編、第2編、第3編第1章及び第13編1章の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)  
 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和5年3月)  
 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2023年度版)  
 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和4年4月)

### 第3節 土工

土工の施工については、第13編第1章第21節土工の規定によるものとする。

### 第4節 道路舗装工

#### 7-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 7-4-2 路床工

路床工の施工については、第13編1-3-18路床工の規定によるものとする。

#### 7-4-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第13編1-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>7-4-4 アスファルト舗装工</b><br/>           アスファルト舗装工の施工については、第13編1-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>7-4-5 道路付属工</b></p> <p><b>1. 縁石</b><br/>           (1) 縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。<br/>           (2) 目地間隙は、1.0cm以下としなければならない。<br/>           (3) アスカーブの施工については、第13編1-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 側溝工</b><br/>           (1) 側溝の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。<br/>           (2) 側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 管渠工</b><br/>           (1) 管渠の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。<br/>           (2) 管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>4. 集水枡工</b><br/>           (1) 集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。<br/>           (2) 集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 区画線及び道路表示</b><br/>           (1) 区画線の施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。<br/>           (2) 区画線の消去については、表示材（塗装）のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。</p> <p><b>6. 道路標識</b><br/>           (1) 設置位置は、設計図書の定めによるものとする。<br/>           (2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>7. 防護柵</b><br/>           (1) 支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場</p> | <p><b>7-4-4 アスファルト舗装工</b><br/>           アスファルト舗装工の施工については、第13編1-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>7-4-5 道路付属工</b></p> <p><b>1. 縁石</b><br/>           (1) 縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。<br/>           (2) 目地間隙は、1.0cm以下としなければならない。<br/>           (3) アスカーブの施工については、第13編1-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 側溝工</b><br/>           (1) 側溝の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。<br/>           (2) 側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 管渠工</b><br/>           (1) 管渠の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。<br/>           (2) 管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>4. 集水枡工</b><br/>           (1) 集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。<br/>           (2) 集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 区画線及び道路表示</b><br/>           (1) 区画線の施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。<br/>           (2) 区画線の消去については、表示材（塗装）のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。</p> <p><b>6. 道路標識</b><br/>           (1) 設置位置は、設計図書の定めによるものとする。<br/>           (2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>7. 防護柵</b><br/>           (1) 支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかなければならない。</p> <p>(2) 支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きょ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、設計図書に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。</p> <p>(3) 防護柵基礎の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(4) 防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第5節 緑地工</b></p> <p><b>7-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>7-5-2 植生工</b></p> <p>植生工の施工については、第13編1-3-21植生工の規定によるものとする。</p> | <p>合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかなければならない。</p> <p>(2) 支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きょ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、設計図書に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。</p> <p>(3) 防護柵基礎の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>(4) 防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第5節 緑地工</b></p> <p><b>7-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>7-5-2 植生工</b></p> <p>植生工の施工については、第13編1-3-21植生工の規定によるものとする。</p> |

## 第14編 電気通信設備・機械編

## 第14編 電気通信設備・機械編

### 第1章 電気通信設備工事

### 第1章 電気通信設備工事

#### 第1節 適用

1. 静岡市の発注する**電気通信設備工事**は**電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集）**によるものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

#### 第1節 適用

1. 静岡市の発注する**電気通信設備工事**は**電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集）**によるものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）   |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第2章 機械工事</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 静岡市の発注する水門設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備その他これに類する機械工事は機械工事共通仕様書（案）機械工事施工管理基準（案）機械工事完成図書作成要領（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課編集）によるものとする。</p> <p>ただし、総則等重複する項目については本共通仕様書の規定による。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第2章 機械工事</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 静岡市の発注する水門設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備その他これに類する機械工事は<b>機械工事共通仕様書（案）機械工事施工管理基準（案）機械工事完成図書作成要領（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課編集）</b>によるものとする。</p> <p>ただし、総則等重複する項目については本共通仕様書の規定による。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> |

## 第15編 水道編

## 第15編 水道編

### 第1章 水道工事

### 第1章 水道工事

#### 第1節 適用

#### 第1節 適用

##### 1-1-1 適用工種

本章は、水道工事における管布設工、弁類設置工、給水切替工その他これらに類する工種について適用する。

##### 1-1-1 適用工種

本章は、水道工事における管布設工、弁類設置工、給水切替工その他これらに類する工種について適用する。

##### 1-1-2 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

##### 1-1-2 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

#### 第2節 適用すべき諸基準

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

また、次の基準類が改定された場合は、適用する基準類について監督員の確認を受けなければならない。

また、次の基準類が改定された場合は、適用する基準類について監督員の確認を受けなければならない。

（社）日本水道協会「水道施設設計指針2012」（平成24年度版）

（社）日本水道協会「水道施設設計指針2024」（令和6年度版）

（社）日本水道協会「水道施設耐震工法指針・解説2022」（令和4年度版）

（社）日本水道協会「水道施設耐震工法指針・解説2022」（令和4年度版）

（社）日本水道協会「水道工事標準仕様書2010」（平成22年度版）

（社）日本水道協会「水道工事標準仕様書2010」（平成22年度版）

静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込みに係る申請手続き（令和5年4月）

静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込みに係る申請手続き（最新版）

静岡市道路工事に伴う路面復旧基準（令和3年4月）

静岡市道路工事に伴う路面復旧基準（令和3年4月）

#### 第3節 施工一般

#### 第3節 施工一般

##### 1-3-1 腕章の着用

受注者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者など現場に従事する責任者に、発注者の貸与する腕章を常に着用させなければならない。

##### 1-3-1 腕章の着用

現場代理人、主任技術者又は監理技術者等現場に従事する責任者は、腕章を着用しなければならない。腕章は、受注者が用意するものとする。

##### 1-3-2 地元町内会等との交渉

受注者は、工事を円滑に進めるため、第1編1-1-39官公庁等への手続等の規定に加え、契約後速やかに、地元町内会等へ工事の説明を行わなければならない。

##### 1-3-2 地元町内会等との交渉

受注者は、工事を円滑に進めるため、第1編1-1-39官公庁等への手続等の規定に加え、契約後速やかに、地元町内会等へ工事の説明を行わなければならない。

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
|---|---|-------|----------|--------|---------------|--------|---------------|------|------------|-------|----------------------|-------|---|--------|-------|----------|--------|---------------|--------|---------------|------|------------|-------|----------------------|-------|
| <p><b>1-3-3 地下埋設物件等の調査等</b></p> <p>受注者は、第1編1-1-47河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件の規定を確実に実施するとともに、地下埋設物件等の調査にあたっては全ての工事において実施しなければならない。</p> <p><b>1-3-4 試験掘</b></p> <p><b>1. 試験堀の実施</b></p> <p>受注者は、試験堀を実施する場合は、作業方法、作業手順、場所及び箇所数等を監督員と協議しなければならない。また、地下埋設物に破損や損害が発生させないように実施し、その結果を報告しなければならない。</p> <p><b>2. チェックリストの作成</b></p> <p>静岡市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-29-19に定められた報告について、地下埋設物に関するチェックリストにより報告を行うこと。</p> <p><b>1-3-5 交通安全管理</b></p> <p>受注者は、交通安全管理について、第1編1-1-36交通安全管理の規定に加え、所轄警察署に道路使用許可申請書を提出し、許可を得なければならない。</p>  | <p><b>1-3-3 地下埋設物件等の調査等</b></p> <p>受注者は、第1編1-1-47河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件の規定を確実に実施するとともに、地下埋設物件等の調査にあたっては全ての工事において実施しなければならない。</p> <p><b>1-3-4 試験掘</b></p> <p><b>1. 試験堀の実施</b></p> <p>受注者は、試験掘を実施する場合は、<b>地下埋設物事故防止対策フロー図（HP掲載）</b>に基づき、作業方法、作業手順、場所及び箇所数等を監督員と協議しなければならない。また、地下埋設物に破損や損害が発生させないように実施し、その結果を報告しなければならない。</p> <p><b>2. チェックリストの作成</b></p> <p>静岡市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-30-19に定められた報告について、地下埋設物に関するチェックリスト <b>（HP掲載）</b>により報告を行うこと。</p> <p><b>1-3-5 交通安全管理</b></p> <p>受注者は、交通安全管理について、第1編1-1-36交通安全管理の規定に加え、所轄警察署に道路使用許可申請書を提出し、許可を得なければならない。</p> |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| <p><b>第4節 材料の品質規格</b></p> <p><b>1-4-1 適合規格</b></p> <p>工事に使用する材料（水道関係資材に限る。）は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、次に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料については除く。</p> <table border="0" data-bbox="409 1228 1062 1486"> <tr><td>日本産業規格</td><td>(JIS)</td></tr> <tr><td>日本水道協会規格</td><td>(JWWA)</td></tr> <tr><td>日本ダクタイル鉄管協会規格</td><td>(JDPA)</td></tr> <tr><td>塩化ビニル管・継手協会規格</td><td>(AS)</td></tr> <tr><td>日本水道鋼管協会規格</td><td>(WSP)</td></tr> <tr><td>配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格</td><td>(PTC)</td></tr> </table> <p><b>1-4-2 材料の品質</b></p> <p>受注者は、品質を証明する資料を工事材料（水道関係資材に限る。）を使用するまでに監督員に提出し、確認を受け、監督員の検査を受けなければならない。</p> <p>また、材料承諾一覧提出時においては、品質規格項目に、設計図書に記載された管種、耐震管種別、設計水圧、フランジ種別、バルブ開閉向き等の記載を行うこと。</p> <p>なお、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）のもので、各規格の表示・印字等がされている材料・製品等については、写真等確認資料の提示に替えることができる。（規格準拠品は除く。）</p> | 日本産業規格  | (JIS) | 日本水道協会規格 | (JWWA) | 日本ダクタイル鉄管協会規格 | (JDPA) | 塩化ビニル管・継手協会規格 | (AS) | 日本水道鋼管協会規格 | (WSP) | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 | (PTC) | <p><b>第4節 材料の品質規格</b></p> <p><b>1-4-1 適合規格</b></p> <p>工事に使用する材料（水道関係資材に限る。）は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、次に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料については除く。</p> <table border="0" data-bbox="1617 1228 2270 1486"> <tr><td>日本産業規格</td><td>(JIS)</td></tr> <tr><td>日本水道協会規格</td><td>(JWWA)</td></tr> <tr><td>日本ダクタイル鉄管協会規格</td><td>(JDPA)</td></tr> <tr><td>塩化ビニル管・継手協会規格</td><td>(AS)</td></tr> <tr><td>日本水道鋼管協会規格</td><td>(WSP)</td></tr> <tr><td>配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格</td><td>(PTC)</td></tr> </table> <p><b>1-4-2 材料の品質</b></p> <p>受注者は、品質を証明する資料を工事材料（水道関係資材に限る。）を使用するまでに監督員に提出し、確認を受け、監督員の検査を受けなければならない。</p> <p>ただし、下記に示す材料については、省略をすることができる。</p> <p><b>【監督員による材料検査を省略できるもの】</b></p> <p>日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）のもので、各規格の表示・印字等がされている材料・製品等については、「施工計画書（5）主要材料の一覧」及び「材料承諾書の一覧」に各規格品である旨を記</p> | 日本産業規格 | (JIS) | 日本水道協会規格 | (JWWA) | 日本ダクタイル鉄管協会規格 | (JDPA) | 塩化ビニル管・継手協会規格 | (AS) | 日本水道鋼管協会規格 | (WSP) | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 | (PTC) |
| 日本産業規格  | (JIS)   |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 日本水道協会規格  | (JWWA)  |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 日本ダクタイル鉄管協会規格   | (JDPA)  |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 塩化ビニル管・継手協会規格   | (AS)  |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 日本水道鋼管協会規格  | (WSP)   |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格  | (PTC)   |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 日本産業規格  | (JIS)   |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 日本水道協会規格  | (JWWA)  |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 日本ダクタイル鉄管協会規格   | (JDPA)  |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 塩化ビニル管・継手協会規格   | (AS)  |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 日本水道鋼管協会規格  | (WSP)   |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |
| 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格  | (PTC)   |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |   |        |       |          |        |               |        |               |      |            |       |                      |       |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-4-3 鉄蓋及び下柵</b></p> <p>弁類設置工（仕切弁・消火栓等）に使用する鉄蓋及び下柵は、「静岡市水道用円形鉄蓋仕様書」及び「静岡市水道用レジンコンクリート製ボックス仕様書」に規定されたものとする。</p> <p><b>1-4-4 給水切替の構造及び材質</b></p> <p>給水切替工に使用する給水装置の構造及び材質は、次に示す基準に適合したものでなければならない。</p> <p>水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条<br/>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）<br/>静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）第6条<br/>静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込みに係る申請手続き（令和5年4月）</p> <p><b>第5節 管路土工（開削）</b></p> <p><b>1-5-1 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。なお、受注者は、床掘に当たっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他必要な準備を整えたうえ、着手しなければならない。また、地下埋設物に破損や損害が発生させないように実施すること。</p> <p><b>2. 支障物の除去</b></p> <p>受注者は、床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より10cm以上取り除き、砂又は良質土に置きかえなければならない。</p> <p><b>3. 締固めの実施</b></p> <p>受注者は、埋戻し1層の仕上り厚を路床部20cm以下、路体部30cm以下となるよう十分に締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように埋め戻さなければならない。なお、管等埋設物</p> | <p>載し、監督員の確認を受けることで、見本・品質を証明する資料の提出を省略することができる。また、上記規格品は、写真等の確認資料を提示することにより監督員の検査を省略することができる。</p> <p>各規格品であることについての証明にあたり、記号等（日本水道協会等の記号）を写真等の資料により確認するが、材料の抽出については監督員に確認すること。</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>1 規格準拠品は除く。</p> <p>2 <b>【監督員による材料検査を省略できるもの】</b>のうち省略とした場合は、「施工計画書（5）主要材料の一覧」及び「材料承諾書の一覧」の品質規格項目に、設計図書に記載された、管種（GX、NS、HPPE、SUS等）の規格及び、寸法（異形管で上記規格による定尺なものは、省略可）、設計水圧（7.5k、10k、2種、3種等）、フランジ種別（RF、GF等）、バルブの開閉向き等の詳細事項の記載を行うこと。</p> <p><b>1-4-3 鉄蓋及び下柵</b></p> <p>弁類設置工（仕切弁・消火栓等）に使用する鉄蓋及び下柵は、「静岡市水道用円形鉄蓋仕様書」及び「静岡市水道用レジンコンクリート製ボックス仕様書」に規定されたものとする。</p> <p><b>1-4-4 給水切替の構造及び材質</b></p> <p>給水切替工に使用する給水装置の構造及び材質は、次に示す基準に適合したものでなければならない。</p> <p>水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条<br/>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）<br/>静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）第6条<br/>静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込みに係る申請手続き（<b>最新版</b>）</p> <p><b>第5節 管路土工（開削）</b></p> <p><b>1-5-1 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。なお、受注者は、床掘に当たっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他必要な準備を整えたうえ、着手しなければならない。また、地下埋設物に破損や損害が発生させないように実施すること。</p> <p><b>2. 支障物の除去</b></p> <p>受注者は、床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より10cm以上取り除き、砂又は良質土に置きかえなければならない。</p> <p><b>3. 締固めの実施</b></p> <p>受注者は、埋戻し1層の仕上り厚を路床部20cm以下、路体部30cm以下となるよう十分に締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように埋め戻さなければならない。なお、管等埋設物</p> |

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>の周辺とその上端10cmまでは、保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締め固め機械等を併用して締め固めなければならない。</p> <p><b>1-5-2 日々の復旧</b></p> <p><b>1. 即日復旧</b></p> <p>受注者は、公衆に供する道路及びその他一般の人が立ち入る箇所においては、即日復旧を原則とし、掘り置きは監督員の承諾が得られない限り行わないこと。</p> <p><b>2. 仮復旧</b></p> <p>(1) 受注者は、仮舗装により復旧した箇所の路面状態について特に注意を払い、常に良好な路面を保たなければならない。</p> <p>(2) 仮復旧方法は、設計図書によるほか、「静岡県道路工事に伴う路面復旧基準」による。なお、設計図書に路盤先行による仮復旧が指定されている場合は、事前に復旧方法について監督員に確認をとらなければならない。</p> <p><b>第6節 仮設工</b></p> <p><b>1-6-1 排水</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>工事区域に湧水等がある場合は、現場に適した設備及び方法により排水すること。なお、排水に当たっては、必ず沈砂槽等を設置し、土砂等を沈降させた後に最寄りの水路、河川、海、下水施設等へ排水しなければならない。なお排水にあたって、法令等の定めにより届出または許可が必要な場合は事前に行うこと。</p> <p><b>2. 堆砂等の処置</b></p> <p>除砂不十分のため、排水先の流れを阻害等させた場合は、受注者の責において、その浚渫を行わなければならない。</p> <p><b>1-6-2 土留工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱及び設計図書に基づき、掘削深さが1.5mを超える場合には、土留工を施工しなければならない。なお、掘削深さが1.5m以内であっても、土質が著しく不良であり地山崩壊の危険が大きいと判断される場合においてはこの限りでない。</p> <p>(2) 受注者は、土留材について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造上欠陥のないものを使用しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、土留めの設置後は、設置状況の点検及び記録を行わなければならない。</p> <p><b>2. 矢板工</b></p> <p>(1) 受注者は、掘削の進捗に合わせ矢板を垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面より20cm以上挿し込まなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、矢板と地山の間隙が発生した場合は、砂詰め等により裏込めを行わなければ</p> | <p>の周辺とその上端10cmまでは、保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締め固め機械等を併用して締め固めなければならない。</p> <p><b>1-5-2 日々の復旧</b></p> <p><b>1. 即日復旧</b></p> <p>受注者は、公衆に供する道路及びその他一般の人が立ち入る箇所においては、即日復旧を原則とし、掘り置きは監督員の承諾が得られない限り行わないこと。</p> <p><b>2. 仮復旧</b></p> <p>(1) 受注者は、仮舗装により復旧した箇所の路面状態について特に注意を払い、常に良好な路面を保たなければならない。</p> <p>(2) 仮復旧方法は、設計図書によるほか、「静岡県道路工事に伴う路面復旧基準」による。なお、設計図書に路盤先行による仮復旧が指定されている場合は、事前に復旧方法について監督員に確認をとらなければならない。</p> <p><b>第6節 仮設工</b></p> <p><b>1-6-1 排水</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>工事区域に湧水等がある場合は、現場に適した設備及び方法により排水すること。なお、排水に当たっては、必ず沈砂槽等を設置し、土砂等を沈降させた後に最寄りの水路、河川、海、下水施設等へ排水しなければならない。なお排水にあたって、法令等の定めにより届出または許可が必要な場合は事前に行うこと。</p> <p><b>2. 堆砂等の処置</b></p> <p>除砂不十分のため、排水先の流れを阻害等させた場合は、受注者の責において、その浚渫を行わなければならない。</p> <p><b>1-6-2 土留工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱及び設計図書に基づき、掘削深さが1.5mを超える場合には、土留工を施工しなければならない。なお、掘削深さが1.5m以内であっても、土質が著しく不良であり地山崩壊の危険が大きいと判断される場合においてはこの限りでない。</p> <p>(2) 受注者は、土留材について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造上欠陥のないものを使用しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、土留めの設置後は、設置状況の点検及び記録を行わなければならない。</p> <p><b>2. 矢板工</b></p> <p>(1) 受注者は、掘削の進捗に合わせ矢板を垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面より20cm以上挿し込まなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、矢板と地山の間隙が発生した場合は、砂詰め等により裏込めを行わなければ</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）   |
|---|--|
| <p>らない。</p> <p>(3) 受注者は、矢板を、原則として埋戻しの進捗に合わせ段階的に引き抜かなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、矢板の引抜後は、地盤沈下などが起こらないよう空洞を砂等で充填しなければならない。</p> <p><b>第7節 管布設工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 配管計画</b></p> <p>受注者は、設計図書、測量及び試験掘結果等に基づき、配管計画を立てて監督員と現地打合せを行い、能率的かつ確実に管を布設しなければならない。</p> <p><b>2. 配管計画の変更</b></p> <p>受注者は、測量及び試験掘結果等により設計図書に示す埋設位置が確保できないときは、事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-7-2 配管技術者</b></p> <p><b>1. 配管技術者の配置</b></p> <p>配管技術者（配管作業及び継手接合を管理する者）は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等の知識を有し、熟練した者（職業能力開発促進法による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者）を配置させなければならない。</p> <p>なお、本工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）が当該資格を有している場合は、兼任することができる。</p> <p>また、管布設工を下請負により施工する場合は、当該下請負人が配置する技術者が資格等を有している場合は、その者をもって充てることができる。</p> <p><b>2. 配管技術者の役割</b></p> <p>配管技術者は、主任技術者等を補佐し、自己が有する配管に関する知識・技術をもって配管工作物の品質確保に寄与するほか、鑄鉄管布設工等の施工時において、当該工事の現場に従事し、鑄鉄管布設工等の施工に関する現場、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たらなければならない。</p> <p><b>3. 配管技術者通知書の提出</b></p> <p>受注者は、資格等を証明する書類を添付した配管技術者通知書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、配置した配管技術者を変更する場合は、必要な書類を添付した変更配管技術者通知書を提出しなければならない。</p> <p><b>1-7-3 管明示テープ</b></p> <p>受注者は、管天端に<b>布設年</b>（西暦）入りの管明示テープを貼り付けなければならない。また、送水管については「送水管」、導水管については「導水管」と表示された管明示テープを合わせて貼り付けなければならない。なお、<b>別途監督員が</b>指示する場合は、その指示による。</p> | <p>らない。</p> <p>(3) 受注者は、矢板を、原則として埋戻しの進捗に合わせ段階的に引き抜かなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、矢板の引抜後は、地盤沈下などが起こらないよう空洞を砂等で充填しなければならない。</p> <p><b>第7節 管布設工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 配管計画</b></p> <p>受注者は、設計図書、測量及び試験掘結果等に基づき、配管計画を立てて監督員と現地打合せを行い、能率的かつ確実に管を布設しなければならない。</p> <p><b>2. 配管計画の変更</b></p> <p>受注者は、測量及び試験掘結果等により設計図書に示す埋設位置が確保できないときは、事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-7-2 配管技術者</b></p> <p><b>1. 配管技術者の配置</b></p> <p>配管技術者（配管作業及び継手接合を管理する者）は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等の知識を有し、熟練した者（職業能力開発促進法による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者）を配置させなければならない。</p> <p>なお、本工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）が当該資格を有している場合は、兼任することができる。</p> <p>また、管布設工を下請負により施工する場合は、当該下請負人が配置する技術者が資格等を有している場合は、その者をもって充てることができる。</p> <p><b>2. 配管技術者の役割</b></p> <p>配管技術者は、主任技術者等を補佐し、自己が有する配管に関する知識・技術をもって配管工作物の品質確保に寄与するほか、鑄鉄管布設工等の施工時において、当該工事の現場に従事し、鑄鉄管布設工等の施工に関する現場、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たらなければならない。</p> <p><b>3. 配管技術者通知書の提出</b></p> <p>受注者は、資格等を証明する書類を添付した配管技術者通知書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、配置した配管技術者を変更する場合は、必要な書類を添付した変更配管技術者通知書を提出しなければならない。</p> <p><b>1-7-3 管明示テープ</b></p> <p>受注者は、管天端に<b>発注年度</b>（西暦）入りの管明示テープを貼り付けなければならない。布設時期が<b>発注年度を超える、または複数年度になる場合はこの限りではない</b>。送水管については「送水管」、導水管については「導水管」と表示された管明示テープを合わせて貼り付けなければならない。</p> |

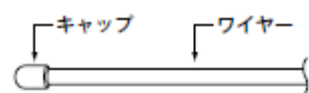
1-7-4 ロケーティングワイヤーの設置

管の布設に際しては、ロケーティングワイヤー（以下「ワイヤー」という。）を設置しなければならない。

ワイヤーの施工方法はメーカーの推奨する施工方法を遵守すること。また、下記の点に注意し施工を行うこと。

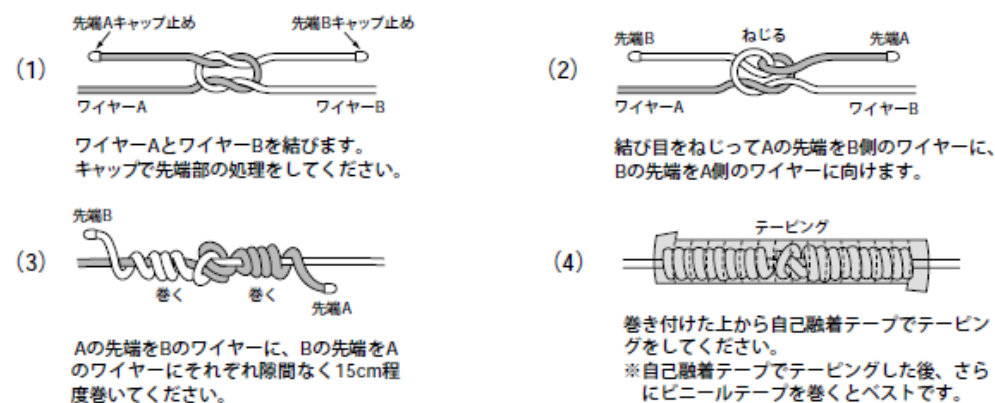
① ワイヤー先端部の処理

ワイヤーの先端部は水分が入ると錆が生じ、内部に進行するので必ず指定のキャップで先端部の処理をする。



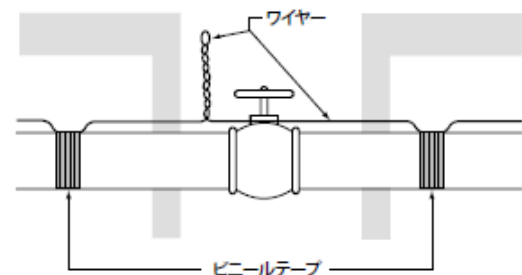
② ワイヤーの接続

ワイヤーの接続は下記の手順に従い行うこと。



③ 管内の施工

仕切弁管や消火栓管などの管部はワイヤーを切断せず、ねじって下図のように折り返して輪をつくり、地上から手が届く位置まで立ち上げる。（直接法で探査する際に使用）その際、弁操作の際にワイヤーが絡まないよう弁棒キャップと離れた位置でねじること。



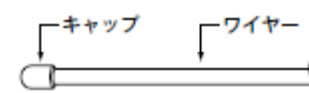
1-7-4 ロケーティングワイヤーの設置

管の布設に際しては、ロケーティングワイヤー（以下「ワイヤー」という。）を設置しなければならない。

ワイヤーの施工方法はメーカーの推奨する施工方法を遵守すること。また、下記の点に注意し施工を行うこと。

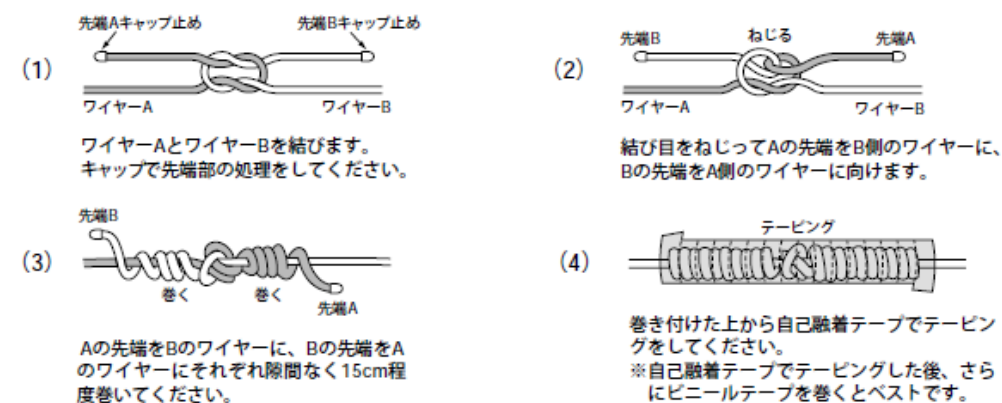
① ワイヤー先端部の処理

ワイヤーの先端部は水分が入ると錆が生じ、内部に進行するので必ず指定のキャップで先端部の処理をする。



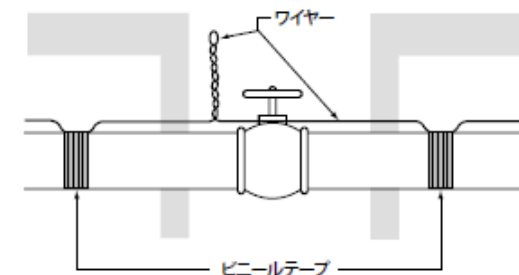
② ワイヤーの接続

ワイヤーの接続は下記の手順に従い行うこと。



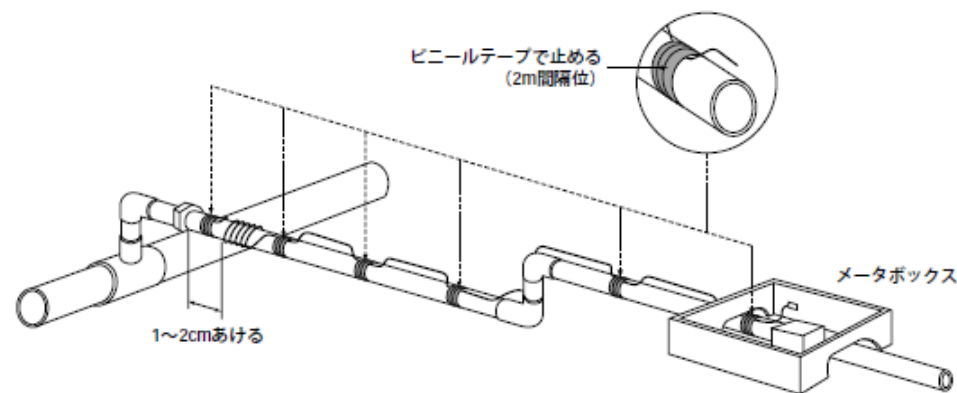
③ 管内の施工

仕切弁管や消火栓管などの管部はワイヤーを切断せず、ねじって下図のように折り返して輪をつくり、地上から手が届く位置まで立ち上げる。（直接法で探査する際に使用）その際、弁操作の際にワイヤーが絡まないよう弁棒キャップと離れた位置でねじること。

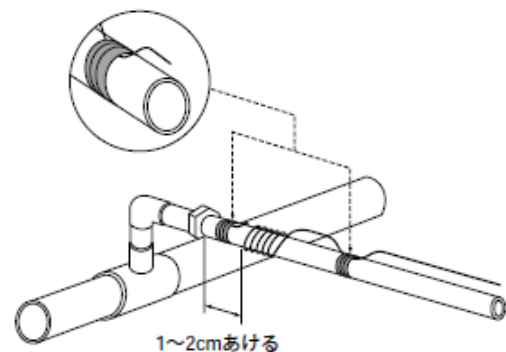


④ 給水管への施工

給水管天端部に少々緩みを持たせてワイヤーを配線する。このとき、緩みを持たせすぎないように適当な間隔（2m程度）をビニールテープで固定すること。



分岐部分はワイヤー先端処理後、分水栓金具より1cmから2cm離してワイヤーを給水管に5~6回巻きつけ、ビニールテープで固定する。



1-7-5 管外面腐食等の防止

1. 水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ

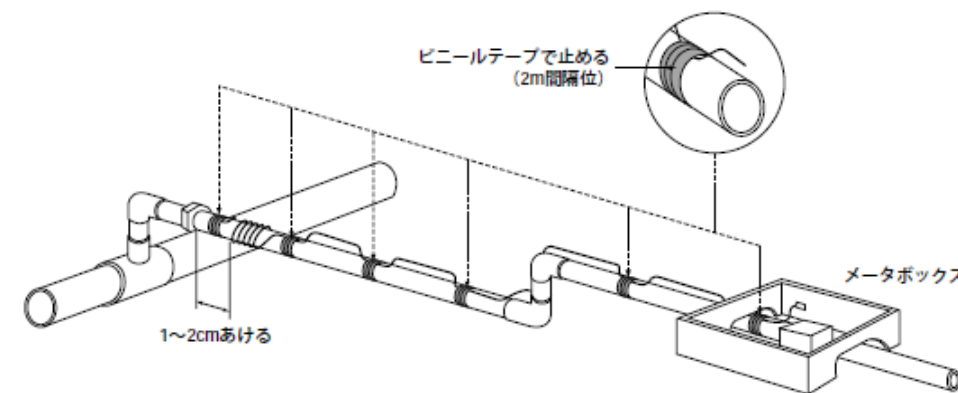
受注者は、JWWA K158の規定及びJWWA K158付属書1~2に適合した品質のスリーブ類（ポリエチレンスリーブ、固定用ゴムバンド、固定用締め具）を用い、水道用ダクタイル鋳鉄管などの地下に埋設する管類の外面防食を図らなければならない。なお、ポリエチレンスリーブの被覆は、日本ダクタイル鉄管協会発行の「ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ 施工要領書」に基づき施工しなければならない。

2. 水道配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防止スリーブ

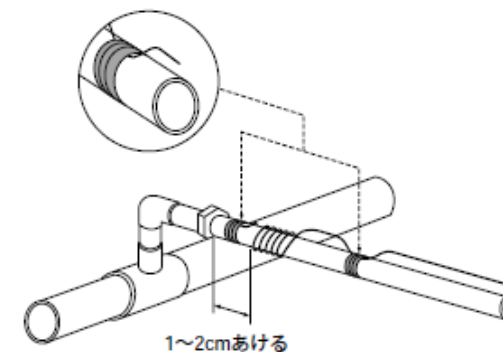
受注者は、水道配水用ポリエチレン管を地下に埋設する場合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格PTC K20に適合した品質のスリーブを用いて、管への有機溶剤浸透防止を図

④ 給水管への施工

給水管天端部に少々緩みを持たせてワイヤーを配線する。このとき、緩みを持たせすぎないように適当な間隔（2m程度）をビニールテープで固定すること。



分岐部分はワイヤー先端処理後、分水栓金具より1cmから2cm離してワイヤーを給水管に5~6回巻きつけ、ビニールテープで固定する。



1-7-5 管外面腐食等の防止

1. 水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ

受注者は、JWWA K158の規定及びJWWA K158付属書1~2に適合した品質のスリーブ類（ポリエチレンスリーブ、固定用ゴムバンド、固定用締め具）を用い、水道用ダクタイル鋳鉄管などの地下に埋設する管類の外面防食を図らなければならない。なお、ポリエチレンスリーブの被覆は、日本ダクタイル鉄管協会発行の「ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ 施工要領書」に基づき施工しなければならない。また、内面塗装がエポキシ樹脂粉体塗装のダクタイル鋳鉄管を使用する場合、通常の記載事項に加え粉体塗装管と記載された製品を使用すること。

2. 水道配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防止スリーブ

受注者は、水道配水用ポリエチレン管を地下に埋設する場合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格PTC K20に適合した品質のスリーブを用いて、管への有機溶剤浸透防止を図

らなければならない。

**1-7-6 管明示シート**

受注者は、管明示シートを管頂から30cmの位置に次に示す口径ごとに必要枚数を埋設しなければならない。なお、別途監督員が指示する場合は、その指示による。

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 呼び径200以下   | シート幅150mm（2倍折り）×1列 |
| 呼び径300～500 | シート幅150mm（2倍折り）×2列 |
| 呼び径600～    | シート幅150mm（2倍折り）×3列 |

**1-7-7 既設管の撤去**

水道工事に伴い、更新される既設管は、道路構造物や他の地下埋設物が支障となり撤去できない場合を除き原則撤去しなければならない。処分の方法は、監督員の指示による。

**第8節 鋳鉄管布設工**

**1-8-1 配管作業者の配置**

**1. 配管作業者**

ダクタイトル鋳鉄管の配管作業（継手・据付・切断・切管加工）を行う者は、職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者とし、かつNS形継手においては表-1、GX継手については表-2に示すいずれかの講習会等の修了者又は登録の者でなければならない。

**表-1 NS形継手ダクタイトル鋳鉄管の配管作業者**

| 口径                   | 静岡市上下水道局主催                                | JWWA 主催                              | JDPA 主催  |
|----------------------|---|--------------------------------------|--|
| φ75mm<br>～<br>φ250mm | ダクタイトル鋳鉄管小口径<br>φ250mm以下NS継手技術<br>講習会の修了者 | 配水管技能者耐震登録の<br>者又は、配水管工技能講習<br>会I修了者 | ①平成23年6月1日以前に実<br>施したNS継手接合研修会<br>小口径（φ75mm～φ250mm）<br>中口径（φ300mm～φ450mm）<br>大口径（φ500mm～φ1000mm）<br>のうち、該当する口径区分の修<br>了者 |
| φ300mm以上             | —   | 配水管工技能講習会大口<br>径管修了者                 | ②平成23年6月1日以降に実<br>施した継手接合研修会<br>耐震管（φ450mm以下）<br>耐震管（φ500mm以上）<br>のうち、該当する口径区分の修<br>了者                                   |
| 全口径                  | 職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格したもの     |                                      |  |

らなければならない。

**1-7-6 管明示シート**

受注者は、管明示シートを管頂から30cmの位置に次に示す口径ごとに必要枚数を埋設しなければならない。なお、別途監督員が指示する場合は、その指示による。

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 呼び径200以下   | シート幅150mm（2倍折り）×1列 |
| 呼び径300～500 | シート幅150mm（2倍折り）×2列 |
| 呼び径600～    | シート幅150mm（2倍折り）×3列 |

**1-7-7 既設管の撤去**

水道工事に伴い、更新される既設管は、道路構造物や他の地下埋設物が支障となり撤去できない場合を除き原則撤去しなければならない。処分の方法は、監督員の指示による。

**第8節 鋳鉄管布設工**

**1-8-1 配管作業者の配置**

**1. 配管作業者**

ダクタイトル鋳鉄管の配管作業（継手・据付・切断・切管加工）を行う者は、職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者とし、かつNS形継手においては表-1、GX継手については表-2に示すいずれかの講習会等の修了者又は登録の者でなければならない。

**表-1 NS形継手ダクタイトル鋳鉄管の配管作業者**

| 口径                   | 静岡市上下水道局主催                                | JWWA 主催                              | JDPA 主催  |
|----------------------|---|--------------------------------------|--|
| φ75mm<br>～<br>φ250mm | ダクタイトル鋳鉄管小口径<br>φ250mm以下NS継手技術<br>講習会の修了者 | 配水管技能者耐震登録の<br>者又は、配水管工技能講習<br>会I修了者 | ①平成23年6月1日以前に実<br>施したNS継手接合研修会<br>小口径（φ75mm～φ250mm）<br>中口径（φ300mm～φ450mm）<br>大口径（φ500mm～φ1000mm）<br>のうち、該当する口径区分の修<br>了者 |
| φ300mm以上             | —   | 配水管工技能講習会大口<br>径管修了者                 | ②平成23年6月1日以降に実<br>施した継手接合研修会<br>耐震管（φ450mm以下）<br>耐震管（φ500mm以上）<br>のうち、該当する口径区分の修<br>了者                                   |
| 全口径                  | 職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格したもの     |                                      |  |

表-2 GX形継手ダクタイトイル鑄鉄管の配管作業

| 口径                     | 静岡市上下水道局主催                                    | JWWA 主催  | JDPA 主催   |
|------------------------|---|--|---|
| φ75 mm<br>～<br>φ250 mm | ダクタイトイル鑄鉄管小口径<br>φ250 mm以下 GX 継手技術<br>講習会の修了者 | ①平成26年4月1日以降<br>に実施した配水管工技能<br>講習会 I 修了者   | 平成23年6月1日以降に実施<br>した継手接合研修会（耐震管φ<br>450 mm以下）の修了者 |
| φ300 mm以上              | —   | ②平成26年4月1日以前<br>に実施した配水管工技能<br>講習会 I 修了者又は、配水<br>管技能者耐震登録した者<br>のうち、平成27年12月1<br>日以降に実施した更新時<br>の耐震継手実技講習会を<br>受講した者 |   |
| 全口径                    | 職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格したもの         |  |   |

表-2 GX形継手ダクタイトイル鑄鉄管の配管作業

| 口径                     | 静岡市上下水道局主催                                    | JWWA 主催  | JDPA 主催   |
|------------------------|---|--|---|
| φ75 mm<br>～<br>φ250 mm | ダクタイトイル鑄鉄管小口径<br>φ250 mm以下 GX 継手技術<br>講習会の修了者 | ①平成26年4月1日以降<br>に実施した配水管工技能<br>講習会 I 修了者   | 平成23年6月1日以降に実施<br>した継手接合研修会（耐震管φ<br>450 mm以下）の修了者 |
| φ300 mm以上              | —   | ②平成26年4月1日以前<br>に実施した配水管工技能<br>講習会 I 修了者又は、配水<br>管技能者耐震登録した者<br>のうち、平成27年12月1<br>日以降に実施した更新時<br>の耐震継手実技講習会を<br>受講した者 |   |
| 全口径                    | 職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格したもの         |  |   |

2. 資格証等の提示

配管作業者は、監督員及び安全パトロール実施職員が、資格証等の提示を求めた場合は、これに従わなければならない。

2. 資格証等の提示

配管作業者は、監督員及び安全パトロール実施職員が、資格証等の提示を求めた場合は、これに従わなければならない。

1-8-2 鑄鉄管の布設

1. 鑄鉄管の布設

鑄鉄管の布設に当たっては、日本ダクタイトイル鉄管協会発行の「ダクタイトイル鉄管協会技術資料」及び「接合要領書」によらなければならない。

1-8-2 鑄鉄管の布設

1. 鑄鉄管の布設

鑄鉄管の布設に当たっては、日本ダクタイトイル鉄管協会発行の「ダクタイトイル鉄管協会技術資料」及び「接合要領書」によらなければならない。**ダクタイトイル鑄鉄管の直管については、内面エポキシ樹脂粉体塗装管の施工要領（HP掲載）に基づき、口径が該当する場合は内面エポキシ樹脂粉体塗装管を使用すること。これにより難い場合は監督員へ確認すること。**

2. 継手チェックシート

- (1) 継手チェックシートは、配管技術者又は配管作業者が接合作業の都度速やかに作成し、配管技術者及び主任技術者が確認、押印または署名しなければならない。
- (2) 継手チェックシートは、完成時に原本を提出しなければならない。なお、完成前に監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

2. 継手チェックシート

- (1) 継手チェックシートは、配管技術者又は配管作業者が接合作業の都度速やかに作成し、配管技術者及び主任技術者が確認、押印または署名しなければならない。
- (2) 継手チェックシートは、完成時に原本を提出しなければならない。なお、完成前に監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

第9節 水道配水用ポリエチレン管

1-9-1 配管作業者の配置

1. 配管作業

水道配水用ポリエチレン管の配管作業（切断・接合・布設）を行う者は、職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者とし、かつ配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催（旧団体「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」又は「配水用

第9節 水道配水用ポリエチレン管

1-9-1 配管作業者の配置

1. 配管作業

水道配水用ポリエチレン管の配管作業（切断・接合・布設）を行う者は、職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者とし、かつ配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催（旧団体「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」又は「配水用

| 改正前（令和6年版）   | 改正後（令和8年版）   |
|--|--|
| <p>ポリエチレン管協会」を含む。)の施工講習会の受講修了者でなければならない。</p> <p><b>2. 資格証等の提示</b><br/>配管作業者は、監督員及び安全パトロール実施職員が、資格証等の提示を求めた場合は、これに従わなければならない。</p> <p><b>1-9-2 水道配水用ポリエチレン管の布設</b></p> <p><b>1. 水道配水用ポリエチレン管の布設</b><br/>水道配水用ポリエチレン管の布設に当たっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」によらなければならない。</p> <p><b>2. 継手チェックシート</b><br/>(1) 接合チェックシートは、配管技術者又は配管作業者が接合作業の都度速やかに作成し、配管技術者及び主任技術者が確認、押印または署名しなければならない。<br/>(2) 接合チェックシートは、完成時に原本を提出しなければならない。なお、完成前に監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p><b>第10節 弁類設置工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 設置場所の協議</b><br/>受注者は、維持管理、操作等に支障のないよう周囲の道路、家屋及び埋設物等を考慮し監督員と協議して定めなければならない。</p> <p><b>2. 弁類の設置</b><br/>受注者は、弁類の設置に当たっては、正確に芯出しを行い、堅固に据え付けなければならない。なお、据付け後の埋戻し及び弁筐の設置時にバルブの上部をシート等で覆うなど汚損しないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 鉄蓋類の取付け</b><br/>受注者は、鉄蓋を路面と段差又は高低差のないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 弁筐の据付け</b><br/>受注者は、弁筐を沈下、傾斜及び開閉軸に対して偏心が生じないように据え付けなければならない。</p> <p><b>1-10-2 バルブの設置</b></p> <p><b>1. バルブの据付け</b><br/>受注者は、開閉軸の位置を考慮して方向を定め、バルブ（遮断用バルブ、制御用バルブ）を鉛直又は水平に据え付けなければならない。</p> <p><b>2. 地表面との間隔</b><br/>受注者は、バルブ操作キャップ天端と地表面との間隔が大きく、又は地下水位によりバルブ操作キャップ天端が視認できない等により、操作に支障が生じる恐れがある場合は、継ぎ足し</p> | <p>ポリエチレン管協会」を含む。)の施工講習会の受講修了者でなければならない。</p> <p><b>2. 資格証等の提示</b><br/>配管作業者は、監督員及び安全パトロール実施職員が、資格証等の提示を求めた場合は、これに従わなければならない。</p> <p><b>1-9-2 水道配水用ポリエチレン管の布設</b></p> <p><b>1. 水道配水用ポリエチレン管の布設</b><br/>水道配水用ポリエチレン管の布設に当たっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」によらなければならない。</p> <p><b>2. 継手チェックシート</b><br/>(1) 接合チェックシートは、配管技術者又は配管作業者が接合作業の都度速やかに作成し、配管技術者及び主任技術者が確認、押印または署名しなければならない。<br/>(2) 接合チェックシートは、完成時に原本を提出しなければならない。なお、完成前に監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p><b>第10節 弁類設置工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 設置場所の協議</b><br/>受注者は、維持管理、操作等に支障のないよう周囲の道路、家屋及び埋設物等を考慮し監督員と協議して定めなければならない。</p> <p><b>2. 弁類の設置</b><br/>受注者は、弁類の設置に当たっては、正確に芯出しを行い、堅固に据え付けなければならない。なお、据付け後の埋戻し及び弁筐の設置時にバルブの上部をシート等で覆うなど汚損しないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 鉄蓋類の取付け</b><br/>受注者は、鉄蓋を路面と段差又は高低差のないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 弁筐の据付け</b><br/>受注者は、弁筐を沈下、傾斜及び開閉軸に対して偏心が生じないように据え付けなければならない。</p> <p><b>1-10-2 バルブの設置</b></p> <p><b>1. バルブの据付け</b><br/>受注者は、開閉軸の位置を考慮して方向を定め、バルブ（遮断用バルブ、制御用バルブ）を鉛直又は水平に据え付けなければならない。</p> <p><b>2. 地表面との間隔</b><br/>受注者は、バルブ操作キャップ天端と地表面との間隔が大きく、又は地下水位によりバルブ操作キャップ天端が視認できない等により、操作に支障が生じる恐れがある場合は、継ぎ足し</p> |

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p>軸の設置について監督員に確認しなければならない。<br/>         なお、継ぎ足し軸を使用した場合は、原則、振れ止め金具を設置すること。</p> <p><b>3. 明示板の取付け</b><br/>         受注者は、弁筐内の見やすいところに製作メーカー、設置年度、口径、回転方向、回転数、操作トルク等を表示した明示板を取り付けなければならない。</p> <p><b>1-10-3 消火栓の設置</b><br/> <b>1. 消火栓の取付け高さ</b><br/>         受注者は、消火栓の取付けに当たっては、消火栓放水口天端から地表面との間隔が150mmから300mmまでとなるように高さを調整しなければならない。</p> <p><b>2. 消火栓の取付け位置</b><br/>         受注者は、消火栓放水口と鉄蓋のヒンジ位置が重ならないように設置しなければならない。</p> <p><b>第11節 給水切替工</b><br/> <b>1-11-1 一般事項</b><br/>         給水切替工の施工は、「静岡市水道事業給水条例」（平成15年4月1日）第5条の規定に基づき、静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者が施工すること。なお、施工にあたっては「静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込に係る申請手続き」により行わなければならない。</p> <p><b>1-11-2 給水管の分岐位置</b><br/>         受注者は、給水管の分岐を配水管等の直管部からとし、他の給水管の分岐位置及び配水管等の継手端部から30cm以上離さなければならない。</p> <p><b>1-11-3 サドル付分水栓による取り出し</b><br/> <b>1. サドル付分水栓の設置</b><br/>         受注者は、サドル付分水栓設の設置に当たっては、設置箇所の管外面を十分に清掃し、配水管の管頂部にその中心がくるようにしなければならない。なお、鋼管に設置する場合は、サドル付分水栓のバンド幅だけ被覆を剥がし取り、防食テープを巻き、ガスケット部分を丸く切り抜くこと。</p> <p><b>2. 管のせん孔</b><br/>         受注者は、取り出しの口径、配水管及び給水管の種類に応じたドリル、カッター及びせん孔機を使用しなければならない。また、せん孔に当たっては、切粉等が配水管内に入らないように、ドレン管を取り付け、排水しながら行うなど、確実に切粉等を管外に排除しなければならない。</p> <p><b>3. 締め付けトルク</b><br/>         締め付けボルト及びナットを全体に均一になるように、表-3に示す締め付けトルクでトルクレンチを用いて締め付けること。</p> | <p>軸の設置について監督員に確認しなければならない。<br/>         なお、継ぎ足し軸を使用した場合は、原則、振れ止め金具を設置すること。</p> <p><b>3. 明示板の取付け</b><br/>         受注者は、弁筐内の見やすいところに製作メーカー、設置年度、口径、回転方向、回転数、操作トルク等を表示した明示板を取り付けなければならない。</p> <p><b>1-10-3 消火栓の設置</b><br/> <b>1. 消火栓の取付け高さ</b><br/>         受注者は、消火栓の取付けに当たっては、消火栓放水口天端から地表面との間隔が150mmから300mmまでとなるように高さを調整しなければならない。</p> <p><b>2. 消火栓の取付け位置</b><br/>         受注者は、消火栓放水口と鉄蓋のヒンジ位置が重ならないように設置しなければならない。</p> <p><b>第11節 給水切替工</b><br/> <b>1-11-1 一般事項</b><br/>         給水切替工の施工は、「静岡市水道事業給水条例」（平成15年4月1日）第5条の規定に基づき、静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者が施工すること。なお、施工にあたっては「静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込に係る申請手続き」により行わなければならない。</p> <p><b>1-11-2 給水管の分岐位置</b><br/>         受注者は、給水管の分岐を配水管等の直管部からとし、他の給水管の分岐位置及び配水管等の継手端部から30cm以上離さなければならない。</p> <p><b>1-11-3 サドル付分水栓による取り出し</b><br/> <b>1. サドル付分水栓の設置</b><br/>         受注者は、サドル付分水栓設の設置に当たっては、設置箇所の管外面を十分に清掃し、配水管の管頂部にその中心がくるようにしなければならない。なお、鋼管に設置する場合は、サドル付分水栓のバンド幅だけ被覆を剥がし取り、防食テープを巻き、ガスケット部分を丸く切り抜くこと。</p> <p><b>2. 管のせん孔</b><br/>         受注者は、取り出しの口径、配水管及び給水管の種類に応じたドリル、カッター及びせん孔機を使用しなければならない。また、せん孔に当たっては、切粉等が配水管内に入らないように、ドレン管を取り付け、排水しながら行うなど、確実に切粉等を管外に排除しなければならない。</p> <p><b>3. 締め付けトルク</b><br/>         締め付けボルト及びナットを全体に均一になるように、表-3に示す締め付けトルクでトルクレンチを用いて締め付けること。</p> |

表-3 水道用サドル付分水栓締め付けトルク

| ボルト寸法 | 管 種   |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | DIP   | VP    | SP    | HPPE  |
| M16   | 60N・m | 40N・m | 60N・m | 40N・m |
| M20   | 75N・m | 50N・m | 75N・m | —     |

**1-11-4 ポリエチレン管の配管**

受注者は、サドル付分水栓から止水栓（第一止水栓）までは、出来るだけ蛇行配管をして弛みを持たせなければならない。

**1-11-5 伸縮止水栓等による排水**

通水後、漏水の有無を確認し、伸縮止水栓等で排水すること。

**1-11-6 分岐位置等の記録**

受注者は、給水切替台帳を正確に作成するため、サドル分水栓及び給水管の設置作業後速やかに、位置を正確に計測し、記録しなければならない。

**1-11-7 管明示シート**

受注者は、管明示シートを管頂から30cmの位置に埋設しなければならない。なお、別途監督員が指示する場合は、その指示による。

**1-11-8 管明示テープ**

受注者は、管天端に**布設年**（西暦）入りの管明示テープを貼り付けなければならない。なお、**別途監督員**が指示する場合は、その指示による。

**第12節 断水・通水工****1-12-1 仕切弁等の開閉作業**

受注者は、仕切弁・消火栓等の開閉作業に当たって監督員と協議しなければならない。

**1-12-2 断水予定日（時間）の周知**

断水作業に当たっては、監督員と十分協議し、関係地域住民にチラシ等により、断水予定日（時間）を周知徹底しなければならない。

**1-12-3 断水通知等の提出**

断水通知及びバルブ操作届は、施工予定日の前日午前10時までに監督員に提出するものとする。

表-3 水道用サドル付分水栓締め付けトルク

| ボルト寸法 | 管 種   |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | DIP   | VP    | SP    | HPPE  |
| M16   | 60N・m | 40N・m | 60N・m | 40N・m |
| M20   | 75N・m | 50N・m | 75N・m | —     |

**1-11-4 ポリエチレン管の配管**

受注者は、サドル付分水栓から止水栓（第一止水栓）までは、出来るだけ蛇行配管をして弛みを持たせなければならない。

**1-11-5 伸縮止水栓等による排水**

通水後、漏水の有無を確認し、伸縮止水栓等で排水すること。

**1-11-6 分岐位置等の記録**

受注者は、給水切替台帳を正確に作成するため、サドル分水栓及び給水管の設置作業後速やかに、位置を正確に計測し、記録しなければならない。

**1-11-7 管明示シート**

受注者は、管明示シートを管頂から30cmの位置に埋設しなければならない。なお、別途監督員が指示する場合は、その指示による。

**1-11-8 管明示テープ**

受注者は、管天端に**発注年度**（西暦）入りの管明示テープを貼り付けなければならない。**布設時期が発注年度を超える、または複数年度になる場合はこの限りではない。**なお、**監督員が別途指示**する場合はその指示による。

**第12節 断水・通水工****1-12-1 仕切弁等の開閉作業**

受注者は、仕切弁・消火栓等の開閉作業に当たって監督員と協議しなければならない。

**1-12-2 断水予定日（時間）の周知**

断水作業に当たっては、監督員と十分協議し、関係地域住民にチラシ等により、断水予定日（時間）を周知徹底しなければならない。

**1-12-3 断水通知等の提出**

断水通知及びバルブ操作届は、施工予定日の前日午前10時までに監督員に提出するものとする。

| 改正前（令和6年版）  | 改正後（令和8年版）  |
|---|---|
| <p><b>1-12-4 流入の防止</b><br/>仕切弁・消火栓等の開閉作業に当たっては、各戸へ赤水等の流入を防止しなければならない。</p> <p><b>1-12-5 仕切弁等の状況確認</b><br/>受注者は、断水作業等が終了したら、仕切弁・消火栓等の状況が着手前と同じであることを確認し、監督員に報告するものとする。ただし、監督員から指示のあった場合、監督員の指示によるものとする。</p> <p><b>第13節 水圧試験</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b><br/>管布設後には、水圧試験を行うものとする。ただし、長期計画による水道工事などで、管布設後通水できない等の理由で監督員が認めた場合は、当該工事期間中の水圧試験を省略することができる。</p> <p><b>1-13-2 管路水圧試験</b></p> <p><b>1. 管路水圧試験</b><br/>配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として管内に充水し、管路水圧試験を行うこと。</p> <p><b>2. 使用器具</b><br/>管路水圧試験には上水を使用しなければならない。また、タンク、ポンプその他水圧試験に使用する資機材は、使用に先立ち清掃を行い清潔な状態で使用しなければならない。</p> <p><b>3. テストバンド</b><br/>管径900mm程度以上の鋳鉄管継手は、原則として監督員立会いの上、継手ごとに内面からテストバンドで水圧試験を行うこと。</p> <p><b>1-13-3 合格判定基準</b><br/>水圧試験の合格判定基準は、表-4により行う。</p> | <p><b>1-12-4 流入の防止</b><br/>仕切弁・消火栓等の開閉作業に当たっては、各戸へ赤水等の流入を防止しなければならない。</p> <p><b>1-12-5 仕切弁等の状況確認</b><br/>受注者は、断水作業等が終了したら、仕切弁・消火栓等の状況が着手前と同じであることを確認し、監督員に報告するものとする。ただし、監督員から指示のあった場合、監督員の指示によるものとする。</p> <p><b>第13節 水圧試験</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b><br/>管布設後には、水圧試験を行うものとする。ただし、長期計画による水道工事などで、管布設後通水できない等の理由で監督員が認めた場合は、当該工事期間中の水圧試験を省略することができる。</p> <p><b>1-13-2 管路水圧試験</b></p> <p><b>1. 管路水圧試験</b><br/>配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として管内に充水し、管路水圧試験を行うこと。</p> <p><b>2. 使用器具</b><br/>管路水圧試験には上水を使用しなければならない。また、タンク、ポンプその他水圧試験に使用する資機材は、使用に先立ち清掃を行い清潔な状態で使用しなければならない。</p> <p><b>3. テストバンド</b><br/>管径900mm程度以上の鋳鉄管継手は、原則として監督員立会いの上、継手ごとに内面からテストバンドで水圧試験を行うこと。</p> <p><b>1-13-3 合格判定基準</b><br/>水圧試験の合格判定基準は、表-4により行う。</p> |

表-4

表-4

| 試験方法     | 試験水圧 (MPa) |      | 水圧保持時間 (分)   | 合格判定基準                             |                      |
|----------|------------|------|--|------------------------------------|----------------------|
| 管路水圧試験   | 本管         | DIP  | 0.75   | 10                                 | 管路に異常なく、急激な圧力降下がないこと |
|          |            | HPPE | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」による。 |                                    |                      |
|          | 給水管        | 1.0  | 1  | 管路に異常なく、急激な圧力降下がないこと。              |                      |
| 水圧テストバンド | 0.5        |      | 5  | 水圧保持時間を経過後、0.4MPa以上の水圧保持がなされていること。 |                      |

| 試験方法     | 試験水圧 (MPa) |      | 水圧保持時間 (分)   | 合格判定基準                             |                      |
|----------|------------|------|--|------------------------------------|----------------------|
| 管路水圧試験   | 本管         | DIP  | 0.75   | 10                                 | 管路に異常なく、急激な圧力降下がないこと |
|          |            | HPPE | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」による。 |                                    |                      |
|          | 給水管        | 1.0  | 1  | 管路に異常なく、急激な圧力降下がないこと。              |                      |
| 水圧テストバンド | 0.5        |      | 5  | 水圧保持時間を経過後、0.4MPa以上の水圧保持がなされていること。 |                      |

注) 静水圧が試験水圧を上回る場合は、判定基準について監督員と協議すること。

注) 静水圧が試験水圧を上回る場合は、判定基準について監督員と協議すること。

**第14節 竣工図等**

**1-14-1 一般事項**

受注者は、[竣工図](#)、[給水切替台帳図](#)及び[給水管実態調査表](#)を作成し、第1編1-1-22に規定する完成[届出書](#)と併せて提出しなければならない。

**1-14-2 作成方法**

竣工図は、[図面作成要領](#)（静岡市上下水道局発行）に基づき作成するものとする。

**第14節 竣工図等**

**1-14-1 一般事項**

受注者は、[竣工図・給水切替台帳図 提出書\(HP掲載\)](#)、[竣工図](#)、[給水切替台帳図](#)を作成し、第1編1-1-22に規定する完成[通知書](#)と併せて提出しなければならない。

**1-14-2 作成方法**

竣工図は、[図面作成要領](#)（静岡市上下水道局発行：[HP掲載](#)）に基づき作成するものとする。